

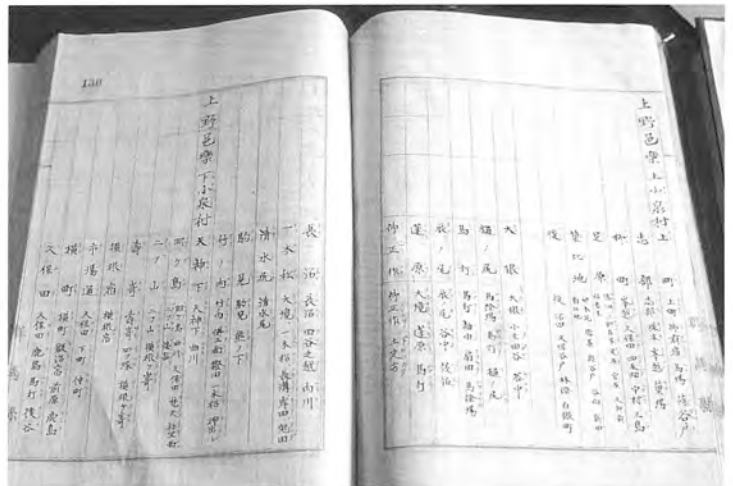
景観にさぐる中世：変貌する村の姿と荘園史研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/21647>

出版情報：1995-12-20. 新人物往来社
バージョン：
権利関係：

第I部 みそさく・ようじやく



扉写真

- (上) 近世梁村検地帳（遠井謙次郎氏所蔵）みそふさく（御正作）は上田である
- (下) 明治15年小字名取調書（群馬県立公文書館所蔵）字御正作はそれ以前の地名御正作と土定方の二つが合併し、字竹の内は竹の内、仏工面（仏供免であろう）など五つが、合併したものであることがわかる

第一章 周防国仁保庄の荘園地名

——現地景観が語る真実と文献史料が語る虚実——

はじめに

周防国仁保庄^{にお}は筆者が領主直営田地名（ヨウジャク、ミソサク等）に関心をもつことになった最初のフィールドである。仁保庄における中世文化財の宝庫である源久寺を訪れて、地頭平子重経が関東より将来したという本尊阿弥陀如来、平子重経坐像、仁保弘有画像等の数々の寺宝、また石造宝篋印塔等を拝観したのち、住職の蔵本永生氏と立ち話をしているうちに、源久寺の周辺にヨウジャクという小字名があることを聞いた。そこでヨウジャクを灌漑する用水の名をたずねたところ、氏はどこかに電話をして確認されたのち、用水の名は「殿井手」であると回答された。領主直営田である用作（ヨウジャク）を領主の用水である殿井手が灌漑していること——まさに中世荘園における地頭の経営とほとんど同じ形態が近代に残存していることに、筆者はいい

しれぬ感動を覚えた。そしてそれから筆者の領主直営田調査、ミソサク、ヨウジャク（ユウジャク）に関する踏査がはじまったのである。

一 平子氏館とその周辺

法勝寺領仁保庄^{にお}の地頭は平子（たいらご、たいらく）氏、いわゆる周防三浦氏である。⁽¹⁾平子氏はのちに仁保氏を称し、大内氏の重臣となるが、最後は毛利氏に従い萩藩士となり、三浦姓を名乗った。その家に残されたのが「三浦家古文書」で、早く『大日本古文書』（家わけ、一九三七年）として刊行されているが、ただし内容としては、『防長風土注進案』を知りうる文書はきわめて乏少である。ここでは『防長風土注進案』（山口県立図書館、一九六〇年刊）・『防長地下上申』（マツノ書店、一九七八〇年刊）・三浦氏系図（宝暦三年へ一七五三）、『大日本古文書』所収等近世の叙述を参照しつつ、現地の景観によって平子氏の館を検討す

ることにはしたい。なお仁保庄および平子氏に関しては高木九一編『仁保の今昔』・三浦三郎編『周防三浦史話』（大内町史談会・三浦史刊行会、一九五九年刊）といった先行研究があることを紹介しておく⁽²⁾。

仁保庄は現在は山口市に合併された旧仁保村一帯である。小郡から山口線をたどれば宮野駅の次が仁保駅である。一つ手前の宮野は重源袖判立券文で知られる東大寺領宮野庄の故地で、立券文四至にも「限東仁保庄中山」として仁保庄が登場している。

平子氏館と源久寺 さて平子氏館跡は、仁保駅南二キロメートルの土井河内周辺に比定されている。ただしそれらしい遺構が現存しているわけではなく、地名としてのみ残る館跡であるが、荘園調査の第一歩はこの館地名を手がかりとして現地を歩くことから始めたい。

土井河内には源久寺がある。平子重経は建久八年（一一九七）に源頼朝より仁保庄および恒富保地頭職を給与された人物で、元仁元年（一二二四）に卒している。その法号は三浦系図によれば源久西仁であった。現在源久寺にあるいくつかの文化財の中に木造平子重経坐像（国指定重要文化財）、および石造宝篋印塔（山口県指定文化財）がある。参道脇にある後者は重経の墓と伝えている。『山口県文化財要覧』あるいは『山口県の文化財』によれば、重経坐像の作成時期は鎌倉中期を下らず、宝篋印塔は鎌倉後期の形式をもつ。後者は重経墓塔とする時期が合わないので彼の供養塔であろうとされている。また本尊の木造阿弥陀如来坐像（国指定重要文化財）は鎌倉初期を下らぬ中央作で、重経入部に際し、将来されたものとされている。彼の法号を寺号とする源久寺が重経菩提寺であったことは、確実といえる。

堀の内・殿河内 源久寺の近辺が土井と呼ばれていることは、周辺に館が存在したことを示唆しているが、天保十二年（一八四二）の『防長風土注進案』は、

一名所旧跡

御館 館岡 中屋 土居今ハ土井と書ク 堀ノ内

土人云、是等の諸所ミナ仁保家先祖の旧跡なりと

と記している。これらは今日も地図A-11のように残っている。ほかに中ノ土井という小字や、おたて山という地名もある。またかつて土井一帯は殿河内とのうちと呼ばれたらしい。『防長地下上申』は、

一堀之内

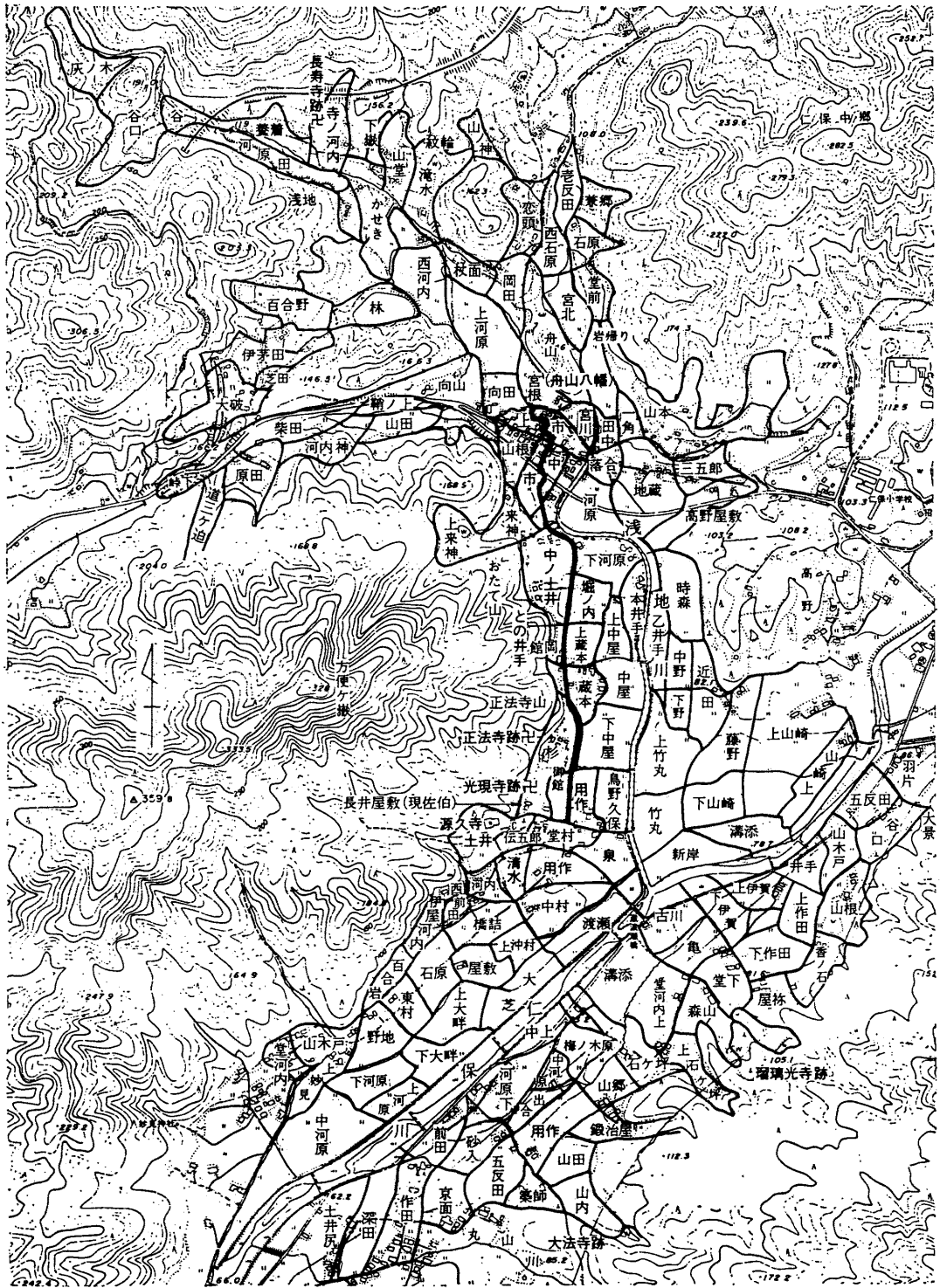
但此所往古三浦平子三郎屋敷有之候節堀有之、只今は堀跡

田畠ニ相成居候、夫より堀之内と申伝候事

一殿河内

但此所往古三浦平子三郎相州鎌倉より御下向之時住居被致、夫已来殿河内と申伝候、其屋敷跡只今御百生姓長井左兵衛屋敷ニ相成居候事

と記述している。この長井氏屋敷は現在佐伯家に継承されているが、このようにわずか六〇〇メートルほどの間に館跡地名が集中しているため、館跡の比定に関しては堀の内説、土居説、両者間の移動説など



地図 A-1 仁保庄土井河内周辺



写真 A-1 土井周辺 右の民家が御館、右の用水が殿井手



写真 A-2 屋号泉 この下から水が湧く



写真 A-3 左の水田が用作、下が清水

が出されている。また、この地域には神社跡も集中しており、正法寺跡・光現寺跡・若宮跡などが残っている。正法寺は『源久寺由来記』では平子氏最初の菩提寺とされており、永和三年（一三七七）、平子貞重らはその敷地を寄進していることが「三浦文書」に見えている。近年まで一部建物もあったようで、寺域からは明応五年（一四九六）・永正十六年（一五一九）に建てられた仁保護郷・興棟のものという宝篋印塔（寿塔）残欠が検出されている。また、仁保重郷が建立したという光現寺もその南に屋号として残っている。さらにその南には若宮跡

（丸山へ移転）および舟山八幡故地（のち北方に移転（『風土注進案』）があり、後者は宮の段と呼ばれている。

土井河内の用作 以上の寺社の集中に加えて、最も興味深く思われるのは用作の存在である。用作は御正作・佃に同じく領主の手作地・直営地をいい、この地方ではヨウジャクと発音している（他地域ではユウジャクともいう）。

二つの用作 さて土井河内の近辺には近接して二か所の用作がある。一か所は源久寺より東方に下がった段丘のへりに、一か所はそれより



写真 A-4 殿井手 取入口



写真 A-5 浅地の養着



写真 A-6 長寿寺跡

小字堂村を挟んだ南方微段丘崖の末端に接する低地にある。つまり段丘の上と下に用作がある。まず後者の水がかりを見よう。この用作は小字および屋号の泉・清水が語るように、段丘崖下に無数に湧く湧水を水源としている。最も早期に開発された古田で、中世には安定田であった。ただし半湿田であり、今日では必ずしも良田とはいえない。

一方段丘上の用作は井手がかりである。この井手の取水口は浅地川、仁保舟山八幡宮対岸にある。途中、小谷を種で渡り、堀の内以下約一・五キロメートルを灌漑して下り、最後は上の用作（北方の用作）お

よび堂村を「りゅうのすい」^(え)（用水末端の意。広島県地方では「じゅうのすい」という）としている。下の用作（南方の用作）にはこの井手の「うだり」（余水）のみがかかり、早魃の年は水がこない。上の用作までを灌漑するこの井手を殿井手と呼んでいる。殿井手がかる用作は「畝でき」（一畝で一俵できる上田）であり、近辺の最高田である。もちろん湧水に依拠する古田の下の用作に比較すれば新田ということになる。

浅地川右岸にはほかに用作より一段低い段丘面を灌漑する下みぞ井手（下井手）がある。またさらに下流には、ねがや井手があり、下の用作

より下方の部分、小字泉の一部、中村等を灌漑している。これらの水路の開鑿かかくの時期に関しては何ら文献も伝承もないが、殿井手についてはその呼称および用作にかかるといふ点において、中世平子館が存在した時期には完成していたものであろう。取水口に近い舟山八幡宮は先述のように殿河内から移転したものであるというが、ここには貞和三年（一三四七）、地頭平子重綱が大願主となって「仁保御庄上領八幡宮御社堂宇」を建立した際の棟札がある（『風土注進案』、『防長寺社証文』へ山口県文書館、一九七一年刊）所収）。重綱がこの社を重視した理由の一つは後述する浅地の重視であろうが、今一つに、近接する浅地川取水口と殿井手の保全を祈る気持ちがあったと考えてみたい。

川に直接取水口をもち、小谷と樋で立体交差する殿井手の完成はけっして容易ではなかっただろう。それを維持していくことも中世の土木技術では必ずしも容易ではなかったはずである。地頭平子氏は湧水に依拠する安定田、用作を把握し、万一に対応できる体制を整えていた。用水が破損する程の暴風雨や、逆に用水の引水が困難な大旱魃かんぱつのような天災の年にも、少なくとも次年度の作付を保証する種籾のみは確保し、領主支配の根幹たる出挙米の維持を図ったものといえる。しかしながら開発の力点はむしろ井手灌漑に置かれており、積極的な新田開発が展開されたと考えたい。

浅地の養着 次に旧仁保村の範囲には、用作が小字としてほかに三か所残っているので、順次検討していきたい。まず浅地の小字養着ようちやくを見る。養着とは無論用作の宛字である。ここには隣接して小字寺ノ河内があるが、長寿寺の跡と伝えている。『地下上申』はそこに二間四方



写真 A-7 深野の用作

田である。浅地は土井河内と比較してもはるかに狭く、さして地力ちりきもある所ではないが、用作は比較的収穫量が多い方とのものであった。

深野の用作 次に深野殿河内の用作を見る。『風土注進案』『地下上申』は、深野殿河内を庶流の深野郷地頭であった平子重綱・重頼・重茂らの館跡に比定している。この用作は殿河内の南方に隣接して西方に延びる谷の下半部に相当する。深野館と密接な関連をもつものであろう。なお殿河内北方には重綱が建立したといわれる微笑寺せうごうじがあったとされている。

の薬師堂が存在したことを語っているが、今日も小祠が残っている。長寿寺について注目されるのは平子重綱の法名長寿寺帰覚（三浦系図）をとってその寺号が命名されていることである。重綱の館跡の位置は不明であるが、この用作が重綱の領主経営にとって重要であったことはまちがいない。用作は谷

大法の用作 次に大法の用作を見る。この地には大法寺跡が残っており、用作はその北方になる。大法寺の由緒は不明である。この用作は約一・五キロメートルほど上流に取水口をもつ大景井手の「りゅうのすい」(流末の田)となっており、「畝でき」の上田である。この用作が誰のものであったかは不明だが、地頭平子氏一族か、または対抗勢力である下司・公文のものであったと考えられる。

用作の二形態 以上から用作を二形態に分類できる。一つは湧水あるいは谷水に依拠する、最も開発が容易な水田である(土井河内下、浅地、深野)。中世の安定田で古田であった。地力はさほどないが、谷田の場合は上部にはなく下方を占地し日陰を避けるのが普通であった。もう一つの形態は井手の末端、「りゅうのすい」である(土井河内上、大法)。今日でも最高田とされている。当然、用水開鑿時の新田である。ただし中世においてその維持は必ずしも容易ではなかった。

この後者の用作にかかる井手は、地頭そのものが開鑿した可能性がある。地頭は「りゅうのすい」を用作としているが、井手に対する最も強い権利を有していたことがその前提にあった。つまり地頭は多少水の乏しい年でも優先的に末端まで送水ができたのであり、地頭の課

題は井手の流域、中間部分の新田開発の推進にあったと思われる。

殿井手の場合、『地下上申』のいうように「堀の内」にかつて堀が存在したとすれば、用水の不安定性をいくらかは補強するものだったはずで、地頭は「堀の内」の堀に用水を湛水し、用水の安定化・温暖化をはかったものと思われる。

生ずる疑問 さて、以上館跡・用作の検討を行ってきたが、次のような疑問が生じよう。重嗣は重経直系の嫡流、五代の後裔とされている人物だが、なぜ土井河内より二キロメートル以上も離れた浅地に用作・菩提寺そして館を置いたのだろうか。水田が大きく拡がる土井河内に惣領、狭小な深野には庶子、という惣庶の配置からすると、浅地の谷もまた庶子が配置されるタイプの地形に思われるが、なぜそこが惣領の拠点となったのか。そこでこの疑問点の解明に「三浦文書」の力を借りることとしよう。

二 三浦文書・手継証文の史料批判

三点の重書案 平子重嗣は重有の子で重親の孫にあたる。この重親

〔史料・手継証文一四通〕

〔端裏書〕
〔御下文代々讓状案文〕

(A) 前右大将家政所下 周防国恒富保并仁保庄

住人

補任地頭職事、

平重経

右人補任彼職之状、所仰如件、住人亘承知、

勿違失、以下、

建久八年二月廿四日

安主 清原在御判
知家事中原

令大藏丞藤原在御判

別当兵庫頭中原朝臣在御判

散位藤原朝臣在御判

(案) 將軍家政所下 周防国仁保庄住人

補任 地頭職事、

平重經

右人如本補任彼職之状、所仰如件、以下、

承元四年二月九日

(清原実成)
案主

令函書允清原(清原)在御判

(孝夷)
知家事惟宗在御判

別当相摸守平朝臣(義時)在御判

書博士中原朝臣(師俊)在御判

右近衛將監源朝臣(親広)在御判

武藏守平朝臣(時房)在御判

散位中原朝臣(仲家)在御判

(C)可令早平重資為周防国仁保庄地頭職事、

右人任親父重經法師之讓状、可為彼職也、

兼又重綱分深野村、不可有異論之状、依仰

下知如件、

貞心三年十一月卅日 武藏守平(泰時)在御判

(D)讓渡 所領老所事、

周防国仁保庄地頭職事、

右件職者、平重資所讓与実也、仍為後日沙

汰、所讓渡也、且可仰 將軍家御成敗之状

如件、

貞心二年五月廿六日 地頭沙弥西仁(重経)在判

(E)すわうのくににほのしやうのちとうしきを(周防国仁保庄地頭職)

ハ、平子三郎さへもんのせうしけすけにゆ(重資)

つりあたえて、ちやくしにたつるところ也、

二郎つねむらハすけして、きみの御大事に(経利)

あふましきによて、四郎しけつくに、つね(重継)

とみのほうをハ、ゆつりあたえおはぬ、も(富保)

しさまたけん(子)こともいてきたらハ、ふけう(不孝)

こなり、後日のために、自筆をもてゆつり

わたすところなり、

ちやうおう三年五月廿九日 地頭沙弥西(貞心)

仁在判

(F) (藤原頼経)
御判

下 周防国仁保庄住人

可早以平重資為地頭職事、

右人去貞心三年十一月卅日下文、可安堵之(平)

状如件、

安貞三年三月廿二日

(G)可令早平重親領知周防国仁保庄内五箇郷地

頭公文兩職事、

右、任祖父左衛門尉重資(法名阿弘)長二年

十一月十七日讓状、(無実子者、可讓干手女之由載之、

之、為彼等職、守先例可致其沙汰之状、依仰

下知如件、

文永七年八月廿八日 相摸守平朝臣(時宗)在判

左京権大夫朝臣(政村)平親(平親)

(H)讓渡

周防国仁保庄内五箇郷地頭公文兩職事、

右件職者、依為重代相伝私領、平重親所讓

渡実也、且可仰 將軍家御成敗者也、仍為

後日沙汰、讓状如件、

文永元年二月十八日 地頭平重資在判

(I)讓渡 所領老所事、

周防国仁保庄内五箇郷地頭公文兩職事、

右件職者、平重有為嫡子所讓与実也、仍為

後日沙汰、所讓渡也、且可仰 將軍家御成

敗之状如件、

正応六年七月廿五日 地頭平重親在判

(J)讓与

周防国仁保庄并多々良庄地頭公文兩職事、

右件所領者、重有重代相伝之私領也、彦三(重ノ字、モト代下書タル)

郎重嗣（前消テ書シタリ）所讓渡也、関東御公事、任先例可動

仕之状如件、

文保元年十月十六日 地頭平重有在判

(K) 平子彦三郎重嗣并庶子同十郎入道唯円等申

周防国仁保庄地頭職事、元弘三年雖被收公

之、建武元年重嗣、唯円等、蒙安堵 勅裁

之処、当給人上総宮内大輔所務代官、背施

行致非分押妨云々、不日莅彼所、如元可被沙

汰付重嗣唯円等状、依仰執達如件、

建武三年四月十五日 武蔵守（高師直）在判

大内豊前守殿（長弘）

(L) 讓渡

周防国仁保庄并多々良庄地頭公文両職事、

右件所領者、重嗣重代相伝私領也、而平子

小三郎氏重所讓与実也、且可仰 將軍家御

成敗之状如件、

観応元年八月十二日 地頭平重嗣在判

(M) 讓渡

周防国仁保庄并多々良庄地頭職事、

右所領者、氏重々代相伝地也、而童寿丸所

讓与也、守先例永代可行者也、仍為後日

沙汰、讓状如件、

正平八年卯月十日 地頭平氏重在判

(N) 讓与

周防国仁保庄地頭公文
すわうのくにほのしようちとうくもん
職 しの事、

右しよりやうハ、平重世ちうたいさうて

んのほんりやうなり、たししつしなきに

よて、おいしやくとう丸をやうしとして、

ゆつりわたすところしちなり、たのさまた

けなくちきやうすへきなり、よてゆつりし

やう如件、

応安五年二月十一日 出羽守重世在判

一重有一重嗣が嫡流であると記す文書は、

文永元年（一二六四）二月十八日子重資讓状

正応六年（一二九三）七月廿五日平子重親讓状

文保元年（一二二七）十月十六日子重有讓状

の三通である。

これらは全て案文であって、建久八年（一一九七）の本御下文以来、

応安五年（一三七二）までの多数の文書を含む一連の平子氏本領相伝

重書案に含まれている。実はこの重書案の形態にこの問題を解く大き

な手がかりがある。即ちこの重書案は今日三種類のものが残っている

『大日本古文書』『三浦文書』一〇三、以下(ア)と(イ)とする。そのうち(ア)は

一四通の文書から、(イ)は一一通から、(ウ)も一四通の文書から構成され

ている。(イ)と(ウ)の一一通はまったく同じもので、(ア)はこの一一通に三

通が加わったもので、別掲史料(三三頁以下)が(ア)である。(ウ)の末尾には

至徳元年（一一八四）七月二日子重房申状(紛失状)がついてお

り、大内義弘の証判がある。したがって(ウ)の作成年代は至徳元年であ

る。また(ウ)の紙継目には大内義弘の裏花押もある。一方、(ア)は同筆

であるが、(イ)には紙継目に裏花押があるのに対し、(ア)には紙継目裏花

押がない。この(イ)の継目裏花押は平子赤童丸(重房)のものに運筆、形

態に似るところがある。⁽⁴⁾ もっとも多少の形の差異もあるが、赤童丸はこの連券中最後の応安五年讓状(ア)のうち(イ)で平子重世から養子として譲りを受けた人物であるから、重書案を作成した人物と考えて不自然な点はない。したがって、連券(ア)、(イ)、ともに(ウ)に同じく重房(赤童丸)が作成したもので、(イ)の紙継目裏花押も彼のものと判断しておく。ところで重房は(ウ)を提出して大内義弘の紛失状証判を受けたわけだが、その際なぜ一四通からなる連券(ア)を提出せずに、一通からなる連券(ウ)を提出したのであろうか。

除かれた三通の讓状　そこで除かれた三通を検討することになるわけだが、実はこの三通こそ、先にあげた重親―重有―重嗣流が嫡流であると記した三通そのものなのである(ア)のうち(イ)(J)。

文永讓状の問題点―未来年号　そこで注意してこの三通をみなおしてみると次々に問題点が見つかる。まず(田)の文永元年(一二六四)二月十八日讓状であるが、弘長四年が改元されて文永元年となったのは二月廿八日である。一二六四年の二月十八日はわが国では「弘長四年二月十八日」であって、この年がのちに文永元年となることは、改元十日前の十八日段階では知る人はいなかったはずである。改元前に改元後の年号と日付で認められたこの讓状は、明らかに当時のものではなく、後になって作成されたものである。こうした年号は当時未来年号と呼ばれていた。⁽⁵⁾

これが第一の問題点で、文永元年讓状は疑わしい文書ということになるが、事実これ以後に出された文永七年関東下知状(G)をみると、下知にあたって典拠とした讓状は弘長二年(一二六二)の讓状(三浦文

書)に現存せず)のみで、当然に引用されてしかるべきはずの「文永元年」の讓状は引用されていない。これが第二の問題点で、このことは文永七年当時、「文永元年」の讓状が存在しなかったことを暗示する。正應讓状の問題点―同じ日付の讓状　次に第三の問題点は(イ)の正應六年(一二九三)の讓状である。実は(イ)に同じ「正應六年七月廿五日」付の別の讓状が三浦文書中にある(二七五号)。即ち沙弥から庶子と^(九)二、まろに宛てて出された讓状であるが、これには元亨二年(一三二二)十二月二日の執権・連署の安堵外題があるから、沙弥は御家人平子氏の中の最有力者ということになる。文中には「嫡子」にも別の讓状を出した旨の記述もある。してみればこの「沙弥」は平子重親(唯如)その人にちがいはない。もしそうであれば、同日付で同一人物によって出された讓状の一方の署名が「沙弥」、一方の署名が「地頭平重親」となっているのは不自然ではなからうか。また(イ)は漢字文、とう二まろ宛讓状は平仮名であり、両通は同一人物が同じ日に出したにしては、あまりに文言、様式が違いすぎている。

安堵の有無　(田)、(イ)、(J)の三通の讓状をさきで重書案の前半は鎌倉期の、後半は南北朝期の文書群となっているが、前半には將軍家政所下文が三通、関東下知状が二通含まれており、歴代当主であった重經、重資、重親の三人が鎌倉幕府より、その知行を安堵されたことを示している(A)、(B)、(C)、(F)、(G)。しかしその後の重親―重有―重嗣とつづく家系のうち重有、重嗣については幕府の承認を示す安堵の下文・下知状・外題が出された形跡がない。重有、重嗣以外の人物に対して安堵がなされたか、あるいは相論等によって幕府が安堵できる状

況にはなかったことが想定されよう。

したがって以上から判断すれば、除かれた三通、(H)、(I)、(J)は偽文書の疑いが濃厚となる(Jの問題点は後述する)。大内義弘に安堵を申請した平子重房もそのことを承知していたが故に、この三通を申請から除き、一通のみの保証を求めたものであろう。偽作の目的は(I)の中の「嫡子」の文言が示すように重親→重有→重嗣と続く一流が嫡流であるとするための作為にあった。

もっとも紛失状という文書の性質上、提出された一通が全て正しいものと断言することにも躊躇を覚える。

貞応譲状の問題点 即ち、例えば(D)貞応二年(一二二二)五月廿六日西仁譲状にも次のような疑問点がある。その第一点は、一年後に西仁が出した自筆の譲状(E)貞応三年五月廿九日譲状との関係である。この中で先判譲状である(D)に全くふれていない点や、同一人物が出したはずの二通の譲状の文言、および(D)が漢字、(E)が平仮名であるなど、その形式があまりにちがいがすぎている点が、直感として不自然に思われる。

偽文書に共通する「将軍家」文言→将軍は不在 第二点はこの貞応二年譲状の文言形式が、偽文書である(H)文永元年譲状、(I)正応六年譲状に酷似していることである。特に「可仰 将軍家御成敗」という文言を共有するが、鎌倉期の譲状としては耳なれない。

貞応二年は源実朝の死去以後で、かつ摂家将軍(藤原頼経)の到着以前の時期にあたる。つまり鎌倉将軍が不在の時である。実在しない人物に対し忠誠を誓う「将軍家」云々の文言は不自然ではないか。せめ

て「鎌倉殿」ないし「二位殿」といった文言が欲しいところである。

「将軍家文言」は観応擾乱期 将軍家文言は実は(L)観応元年(一二三五)○八月十二日平子重嗣譲状でも用いられている。観応元年という年は将軍家足利尊氏に対して錦小路殿足利直義ならびに長門探題足利直冬が敵対していた観応擾乱のさ中である。後述するように重嗣は反直冬としての旗色が鮮明であり、尊氏に忠誠を誓う「可仰 将軍家御成敗」という文言は、この観応元年にこそふさわしいとみたい。そして文永元年、正応六年、貞応二年の三通の偽文書に共通する文言は、いずれも観応元年譲状の表現にひきずられたもの、つまりそれを引き写したものと考えるのである。

即ちこの推察が正しければ、「三浦文書」の手継連券に含まれる偽文書群の作成時期は、観応以降になるはずであるから、その作成者は連券の作成者でもあった重房(赤童丸)その人ということになる。

重有父重親の位置 以上の考察によって平子重有を嫡流とした文書が偽文書であり、彼は当初よりの嫡流とはみなしがたいことが明らかになったが、それではその父重親はどのような位置にあったのだろうか。重親は重資の孫であり、弘長二年(一二二二)に重資より譲りを受けた際も、「無実子者、可譲千手女」という文言を付せられているように、かなりの若年で子供がなかったらしい。またその所領も前代(重資)までの「仁保庄地頭公文職」ではなく「仁保庄内五箇郷地頭公文職」と限定された表現であった。嫡子であったことを否定はできないが、前代までの惣領とはかなりあり方が異なっていただろう。

他の史料にみる重親・重有 重親の子重有の場合、板山路をめぐる庇

長二年（一三二二）の相論では関東裁許状（「三浦文書」八）に「仁保庄下領内深野郷地頭」重頼と「上領地頭」である重有と表現されている。重有は上領・下領を併せた惣領地頭ではなかったのである。

さらに文保元年（一三二七）、重親（唯如）の子である平子重連の言うところも引用してみよう（「三浦文書」一六四）。

契約

周防国仁保庄惣領地頭公文兩職山野并多々良庄以下事

右、当庄者、亡父平子兵衛三郎入道唯如所領也、而唯如死去之後、伺重連他行之隙、彦六郎重有構出謀書、令押妨唯如之遺領之間、及上訴之処（下略）、

この史料によれば重有の兄弟であった重連が、自分自身が惣領であることを主張し、重有の惣領職を否定していたことは明らかなのである。重連は相論においてはかなり劣勢であったようで、文保の段階では敗色濃厚であることを察し、兄如円にその後を託すべくこの契状を認めた。さて、この契状において重連は重有が「謀書」を作成したと主張しているが、いかにもありそうなことに思われる。重有は自身が「嫡子」であることを強く示して相論に打ち勝たなければならなかったし、そのためには偽文書の作成もいとわなかったはずだからである（この時の「謀書」は本稿が問題にしてきた一連のものとは作成時期を異にする）。

重有、重嗣による一族の統合 以上で平子重有が重親の嫡子ではなく、兄弟（重連ら）との間で嫡庶相論を行なっていたことが明らかになっ

た。文書(J)（文保護状）は、先に状況証拠から偽文書の疑い濃厚としたが、確かにこの譲状が記すような、文保という段階に「仁保庄地頭公文職」が重有に譲られたという事態は考えにくい。

しかし重有―重嗣流は実質的に嫡流としての地歩を築いていった。重有は父唯如（重親）の遺領をめぐって、乾元二年（一三〇三）以前には兄如円と、文保元年（一三二七）以前には先述のように兄弟の重連と相論を行なっている（「三浦文書」四、五、一六四）。前者のそれは、子らに引き継がれて康暦元年（一三七九）までの八〇年以上も争われるものとなった（同一六三）。

元亨期の平子重嗣 そして重有の子重嗣はこの一連の相論をのりきって実力で惣領となった。元応元年（一三一九）、そして元亨四年（一三二四）には平子重嗣が一分地頭（重通）分の関東御公事を「寄合」って勤仕しているが、鎌倉末期には重嗣流が平子一族内のある部分の惣領であったことを示している（「三浦文書」九、一一）。そして元亨元年（一三二二）に自身の所領の一部をその重通に去渡すに際して、所領を「仁保庄惣領内波山河内」と表現し、元亨三年（一三三三）に幕府の外題安堵を得ている（「三浦文書」一〇）。

先に重親と思われる人物「沙弥」が庶子に宛てて出した正応六年（一二九三）の譲状を見た。この譲状には幕府の外題安堵があるが、実はそれがなされたのは二九年後の元亨二年（一三二二）なのである。この三〇年に近い空白は先に述べたような平子一族内における一連の紛争状態を裏づけているが、同時に重嗣になって急速に一族の統合が進み、元亨段階に到って鎌倉幕府もそれを承認したことを示してもい

るのである。

南北朝期の平子重嗣 しかし重嗣は元弘三年(一二三三)、庶子重通らの所領とともにその所領を収公された。鎌倉幕府滅亡の年であるが、この所領は上総宮内大輔のものとなった(史料K)。彼は長門・周防の守護であった上総介北条実政の一門と思われるが、仁保庄も北条氏一門所領になったわけである。

しかし建武三年(一二三六)の足利尊氏御教書(「三浦文書」一一)では重嗣は所領を回復し得ていたし、貞和四年(一二三八)の足利直義裁許状(三浦文書一七六)においては、「惣領地頭平子彦三郎重嗣」と明記されている。さらに康暦元年(一二七九)には、かつての敵方であったはずの如円の孫重時から「惣領彦三郎重嗣」と呼ばれている(同一六三)。

北条氏から弾圧された重嗣は、南北朝内乱期には、一貫して尊氏方として行動し、その中で着実に成長をつづけた。貞和六年(一二三〇)七月十七日の足利直冬宛行状(深江家文書、『南北朝遺文』九州編三一二八〇二)では「周防国仁保庄(重嗣)(平子彦三郎跡)」即ち重嗣の所領のはずの仁保庄が安富泰重に与えられているが、観応擾乱のさ中に尊氏の敵直冬により発給されたこの文書は、かえって重嗣の尊氏方武将としての地位を示すものといえよう。そして同時に重嗣が自身の讓状の中で「將軍家」尊氏への忠誠を誓っていたことが再び想起されるのである。

まとめ―浅地の養着と重嗣菩提寺長寿寺の立地が意味するもの―

以上「三浦文書」を検討する中で、平子重有―重嗣とつづく一流が実は当初からの嫡流ではなかったことを明らかにした。重親流でも重有・重嗣は平子重経(西仁)以来の土井河内の館を相伝し居住するよな立場にはなかったのである。

先に平子氏歴代の中で重嗣の菩提寺のみが土井河内より二キロも離れた地にあることを疑問としたが、どうやらその答えを得ることができたようである。

重有は分割相続により土井河内の館を出て上領(かみとう)の浅地に移り住んだ。浅地の地に新たな館を構え、用作田も設定した(これが浅地の地名「養着」として今日に伝えられた)。舟山八幡宮も浅地の地に移される。浅地の地を拠点とした重有―重嗣流は、やがて仁保庄の実質的な惣領となり、再び土井河内の館にも居住したことであろう。しかし重嗣の菩提寺が浅地の地に営まれたことは、重嗣が幼少より育ち、重有―重嗣流の実質的拠点であった浅地の地に愛着をもち、重視したためだったと思われるのである。

以上本書第一の作業においては、現地の歴史的景観をさぐりつつ、その景観が示すものを手がかりとして古文書のウソを見抜くことができた。景観は沈黙史料であり、寡黙である。文献は陳述史料であり、雄弁であり、時には繞古でもある。しかしその雄弁さの中に陥穽がある。文書の偽作は、遺跡や伝承等歴史的景観を偽作することに較べ

ば、はるかに容易なのである。このことを仁保庄の現地景観は見事に示してくれたと思う。

さて筆者が仁保庄を訪れたのは一九八〇年のことと記憶する。その後一〇年以上が経過したが、一九八八年頃から仁保地区にも圃場整備の話題が登場するようになり、一九九一年現在、仁保の半ばに及ぶ地区の圃場整備が進行中である。これに先立ち土井河内では平子氏館跡推定地の発掘調査が行なわれ、堀をともなう館跡が検出されている（山口県教育委員会『土井遺跡』一九九一年）。またこれと併行しつつ山口市教育委員会でも仁保区域荘園調査を実施中である。その成果に期待したい。

(1) 平子氏の本貫地は系図(「三浦文書」一八二)等に明記はないが、武蔵国久良岐郡平子郷であろう。武蔵国における平子氏には経久、経長、重道、重成等の名が見え(『角川日本地名大辞典』神奈川県)、「経」や「重」の字を通字とする点に周防平子氏との共通点がみられる。但し武蔵の平子氏を小野姓横山氏とするものもあるが(小野(横山)系図『統群書類従』七)、この点は良文流平氏・三浦の一流とする周防平子氏の所伝とはあわない。

(2) 近年に『仁保の郷土史』(仁保の郷土史刊行会、一九八七年)も刊行されている。

(3) 舟山社背後の山からは経筒が出土しており、山口県立博物館蔵となっている。

(4) この点『大日本古文書』の花押の印刻ではわかりにくいですが、東京大
学史料編纂所架蔵影写本で検討した。

(5) 服部「未来年号考——文書の日付とそれが書かれた日——」(『古文書研究』二〇、一九八三年)、同「未来年号の世界から——日付に矛盾のある文書よりみた荘園の様相——」(『史学雑誌』九二—八、一九八三年)

(6) 重親(沙弥)より譲与を得た庶子とう二まろは、文書の伝来の仕方から考えれば、重嗣に従った庶子重通(唯円)につながる人物だったはずである。この庶流にかかわる一連の文書群(一六五、一六六、一七五等)が「三浦文書」に伝来したことは、当時庶子分文書をも惣領が作成・保管していたことに関連しよう(服部「軍忠状の彼方」(『史学雑誌』八九—七、一九八〇年)。

(7) 重有と敵対していた重連の系統の文書が平子重有—重嗣流の文書である三浦文書に伝来した理由は、重連が兄如円と連携し(「三浦文書」一六四)、如円の子親重が重嗣と和与し(同一六三、三〇)、同時に関係文書も移動したためと考えられる。

追記 源久寺の御子息蔵本重光氏は京都大学文学部で日本中世史を専攻中であり、仁保庄の調査の中心となるべく期待されていたが、不幸にも夭逝された。両親のお悲しみは、いくばかりかと心が痛む。

第二章 みそさく考

はじめに

「みそさく」との出会 関東地方には「みそさく」「みそざく」という地名がしばしばみられる。私をはじめこの地名に出会ったのは茨城県真壁郡真壁町大字長岡で、小字以外の通称地名の聞取調査を行なった時である。小字にもなく、検地帳にも記載のない地名ではあったが、「みそざくなんてのもあったなあ」とその地名を思い出して語ってくれた古老がいた。そして調べていくうちにこの大字長岡に隣接する大字下小幡にも同様、小字以外の通称地名として「みそざく」という地名が残っていることが判明した。二か所にあることから関心をもち、国語辞典や民俗学の文献にもあたってみたが、その地名の意味・語源については当時は全く知ることができなかった。

その意味が理解できたのは二年後に群馬県邑楽郡大泉町下小泉の御

正作をたずねた時である。「みしやうさく」はどこかと訊ねた時、返ってきたのは「みそざく」ならあっちだという答えであった。その時はじめて御正作をみそざくと呼ぶことを知り、そして連鎖的に真壁にあってみそざくも御正作の意味だったのかと思いついたのである。

その後栃木県小山市大字卒島の小字御正作をたずねた時も、

——みそさくってのか、みそざくってのか、それが通り名でね。

といわれたし、足利市里矢場の小字御正作も「みそざく」で通用していた。小山市梁の小字味正作の場合は、元禄検地帳に「みそふさく」と表記されていた(本部扉写真上参照)。

「しよ」の字が「そ」と書かれる例は中世にも「そりやう」(所領)、「そし」(庶子)、「みそう」(御庄)、「もんそ」(文書)等多く、御正作もまた「みそさく」と発音されていたと推定されるが、実際中世文書の中には「御さうさく」と記したのも少なからずあるのである(『高野山文書』五、年欠秦友貞書状案(同上五一—〇二三)、「正木文書」(応安二年武

蔵国大窪郷田畑注文、あるいは上野国飯塚郷々帳（以上『群馬県史資料編』中世五）。この表記であれば「みそさく」以外の発音は考えにくい。その中世発音が忠実に継承されて、地名に定着したのであろう。古文書に「御そさく」とあれば直ちに御正作と気づくのに、地名の場合にそれと気づかなかったのはいささか迂闊な話ではあった。

田遊びの中のミソウサク 中世芸能に系譜をひく田遊びの歌詞を蒐集、集大成された新井恒易氏は大著『農と田遊びの研究』（一九八一年刊）の中で、

東海道の遠江から駿河にかけての田遊びの中には、いみじくも御正作の用語が見いだされる。私は初めのうち、この語の訛りが

はなはだしく、（意味を）判断しかねていた。遠江の雄踏町の息神社では地頭殿・ジョウケン殿のニシャウジャク、袋井町の法多山^{はたき}では院主のニソウサク、寺野と神沢では地頭ほかの二升作、となり
の懐山では同じくみそさく、駿河の日向では同じく二庄作など
となっていたが、滝沢においては「御正作」と明記していた。（六
八六頁）

と、御正作の語義確定までの経緯を述べられているが、ここにもミソウサクが登場している。

御正作の地名表記 御正作、即ちミソウサクの地名表記はまちまちで、『角川日本地名大辞典』によれば、茨城県の場合、

三惣作（石岡市小井戸）、味噌作（水戸市渡里）、味噌作（阿見町追原）、三草作（笠間市大橋）、味噌作（土浦市田村）、味噌作（大宮町下岩瀬）、ミソウ柵（常陸太田市幡町）、ミソウ作（同・瑞竜町、大宮

町西塩子）、ミソサク（関城町船玉）、ミソウサク（出島村牛渡）、見正作（茨城町下飯沼）、御正作（岩間町下郷）
栃木県の場合、

ミソウ作（真岡市飯貝）、味噌作（小山市梁）、三双柵（喜連川町早乙女）、三ソウザク（市貝町竹内）、御正作（市貝町見上）
一方、千葉県の場合は、

味噌作（我孫子市都部、市原市小田部）、味噌柵（市原市能満）、御早作^サ（銚子市松岸町）、味噌作（鋸南町下佐久間）、御正作（東庄町小南）
等となっている。関東地方では谷のことをサク（ザク）ということが多いので、当初はそうした地名の可能性もあるのではないかと考えた
が、後述するようにミソウサクは必ずしも谷であるとは限らないし、
谷田の場合でも谷全体をさすことはなくその一部をさしていた。

中世の御正作 ミソウサク即ち御正作はいうまでもなく領家・荘官・地頭などの直営田を指す語であり、佃、用作、手作（御手作）、門田、前田などと同義の言葉である。『庭訓往来』によれば、

佃御正作之勸農、除^種迫地撰熟田、急令下行種子農料、促鋤^種鋤犁等農具、令耕作梗糯早稻晚稻等、西取之時ニハ可願春法^種既得

とあり、『地方凡例録』には、

古之詞に佃御正作という事あり、之は地頭之田を百姓受て作るを
いうなり、御正作は地頭の手にて作るを云て、往古兵農分れざる

時のことと聞ゆ

と記されている。御正作は中世における一等田であり、みそざくはその御正作故地を示す地名である。従って各地のみそざく地名を調査することによって、中世水田のあり方や灌漑用水のあり方、在地領主の館である堀の内や村落とのかかわりがわかるはずである。

以下、右のような問題意識に基づいて、群馬県、栃木県、茨城県内ほかのいくつかのみそざくについて検討することにした。

一 上野国

1 群馬県邑楽郡大泉町下小泉の御正作

『地理雑件』旧小字にみる中世地名 群馬県議会図書館にある『地理雑件』（明治十四年群馬県小字名調査）や『邑楽郡町村誌』（皇国地誌）には明治時代小字のほか旧小字も記されているが、それによると下小泉には御正作のほか竹の内、仏工面（仏供免ぶつくめんの意であろう）、祢宜免等の中世地名のあったことがわかる（本部扉写真下参照）。

村誌には、

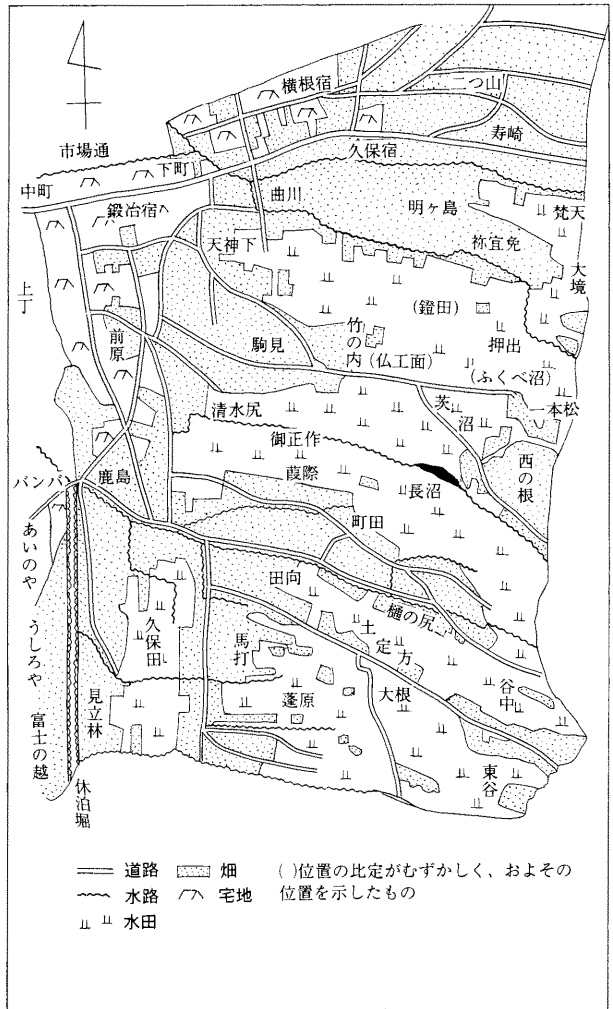
文治二年佐貫四郎大夫広綱之ヲ領シ、延徳元年富岡主税助直光所管トナル

と村の沿革が記されるほか、一帯の灌漑用水が休泊堀であるとも記されている。この休泊堀は渡良瀬川より引水する大規模用水で、戦国武将大谷休泊が開鑿したものとされており、その時期は天文年間とも元龜年間ともいわれている（『待矢場兩堰々史』、尾崎喜左雄編『かみつけより群馬へ』等）。当然に下小泉村では中世末から近世初頭にかけて大きな変化があったことが予測された。

またこの小字御正作は遺跡名としても知られており、一九八〇年区画整理の事前調査として発掘調査が行なわれている（大泉町教育委員会『御正作遺跡』一九八四年）。近況も当然変化しているはずだから、現地調査が難行することが予測されたが、事實はさらにより古く明治四十四年（一九一三）から大正にかけて一帯では大規模な耕地整理が行なわれており、旧地割、旧地名も既にその時変化していたのである（『大泉町誌』一九八三年刊）。

明治末年の下小泉 そこで調査は明治末年の耕地整理以前の状況を知る人を探りあてることからはじめねばならなかったが、幸いなことに鹿沼良一氏（明治三十三年生）が七〇年前の耕地整理前の水田の状況や耕地地名を記憶されており、聞き調査を行なうことができた。また耕地整理以前の明治期地籍図は大泉町役場では火災のため焼失していたが、これも幸いなことに群馬県立公文書館に明治初年地籍図が保存されており、閲覧・撮影することができた（但し字名の記入はない。巻頭口絵カラー写真参照）。これらをもとにして作成したのが地図B—1である。

下小泉村自体は休泊堀があるにもかかわらず、旱害をうけやすい地



地図 B-1 明治初期の下小泉村

域で、村誌にも「夏期旱魃ノ時ハ用水ニ苦ム」とあり、『待矢場両堰々史』によっても水分配をめぐる紛争の多数の記録を読むことができる。しかし鹿沼氏より聞いた御正作一帯のかつての様子はまたそれとは異なる興味深いものであった。

即ち明治末期の耕地整理にともない西の根に大排水路を掘削したが、それ以前の御正作周辺は用水の必要はないくらいに湿地帯であった。春五月になれば田が全部しみて、鮒、鯉、鯰がおり、特に隣接する清水尻では水が噴き出る場所があった。耕地整理後、畑を水田化した所は二毛作もできたが、大部分は一毛作田のままで、御正作も一毛作田であった。周辺には茨沼、ふくべ沼、長沼等、沼地名が多いが、長沼

()位置の比定がむずかしく、およその位置を示したもの
 道路 畑
 水路 宅地
 水田

地となって消滅したが、小泉村の語源となった泉を指す『大泉町誌』上、一四二七頁)を利用して田を切り開き、そこからできた米を殿様に献上する田がみそさくだったとのことで、それで租の字を宛てると考えておられたとの話であった。

このようにして復原し得た御正作は湧水に近いという点で水利にめぐまれ、一方沼地名をもつ強湿地からもある程度距離を保ち得た水田であった。休泊堀完成後ですら常時旱魃地であった一帯において、休泊堀を必要としない程水利に恵まれていた御正作は、まさにその点において他に優越する水田だったのである。

町田の遺跡 さて御正作周辺の中世の状況について考えてみよう。

は幅一〇〜二〇メートル、長さ三〇〇メートルもあり、地籍図にも明記される沼である。反当収量の多いところは天神下の七俵、一方御正作は五〜五・五俵、一番悪いのが長沼辺で腰まで埋まる水田であった(『大泉町誌』上や『御正作遺跡』は長沼辺の水田土壌を泥炭層と規定している。強湿地では稲は根腐れをおこすので、反当収量は落ちる)。

鹿沼氏は「ミソザクは御租作と書く」と覚えていたが……と述べられている。即ち氏が年寄から聞かれた話では、一帯が元原野であったのを、清水尻からの湧水と、「築比地様」の屋敷から出る清らかな湧水(小泉飛行場敷

まず参考となるのが区画整理（工業団地造成）前に行なわれた「御正作遺跡」の発掘調査の成果である。鹿沼氏によれば、この発掘調査地は明治耕地整理の後に水田化されて、新小字御正作に編入された土地であり、それ以前は町田まちだという字名の畑地であったということで、地籍図によってもミソザク南方の高燥地であることがわかる（したがって正しい遺跡名は「町田遺跡」とすべきものであろう）。

この遺跡では先土器時代、古墳時代、平安時代の各遺構が検出されているが、平安時代では掘立柱建物一棟、竪穴住居二棟が検出され、後者では「依」八(甲)「入内」八(甲)「若麻績」(若績)と読める墨書土器が出土している。ほかに時代判定のできない掘立柱建物が九棟検出されており、古代末から中世にかけて文字を用いる人々の住宅のあったことが知られる。これらの建物群はいずれも小規模で、直接館的なものとはつながらないが、「みそざく」水田を後背とする台地上に文字を記す人々が生活していたことは、中世にこの地が領主直営田化する前段階の様相を示すものとして興味深い。

城館跡 小泉村には城館跡が二か所ある。小泉城跡と筑比地館跡がそれで、ともに山崎一『群馬県古城壘址の研究』(一九七八年刊)にとりあげられているが、いずれも御正作からは遠すぎよう。御正作の北東に隣接する小字竹の内周辺は、既に明治に耕地整理されて何ら遺構らしいものを見つけないことはできないが、近くに仏供免地名もあり(『地理雑件』)による。聞取ではこの地名を記憶する人を見つけれなかった、中世地頭館があった可能性が濃厚である。

佐貫庄小泉郷 『館林市誌』(一九八九年刊)や『大泉町誌』が記述する

ように、中世小泉郷が佐貫庄に属していたことは「長楽寺文書」等によって明らかで、また村誌の記述にみえる佐貫広綱は『吾妻鏡』をはじめ「八坂神社文書」や「長楽寺文書」にも登場する人物で(『館林市誌』)、勿論佐貫庄はその苗字の地であるから、村誌の記述もある程度の史実を伝えるものであろう。

下小泉の御正作は佐貫氏の一流が、庄内の一郷、小泉村の竹の内に居住することにより設定されたもので、のち中世末期に富岡氏がこの一帯を領した段階には、小泉城が戦国期の本格的城砦として築城されたものである。

聞取調査

鹿沼良一氏(明治三十三年生)、久保田孟雄氏(明治三十七年生)、斎藤好治氏ほかより

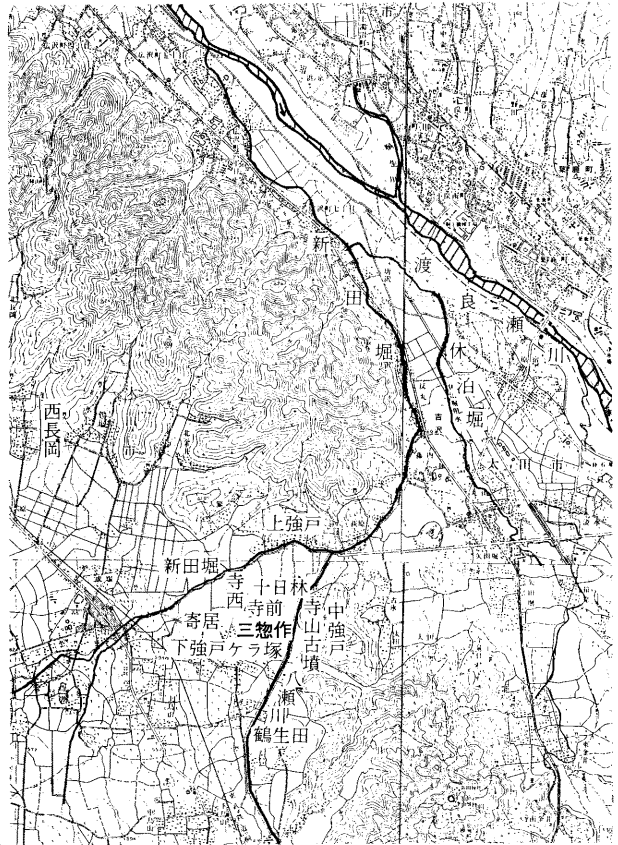
2 群馬県太田市強戸の三惣作

強戸は新田額戸氏の本貫地 この地は旧新田郡に属し、新田庄額戸郷の故地である。額戸郷は古く嘉応年中(一一六九) 目録(「正木文書」・『群馬県史資料編』五・九八)に登場し、

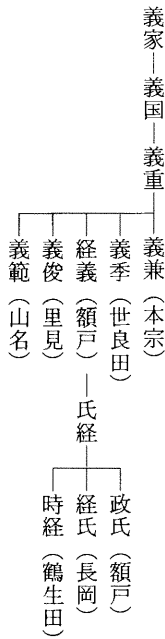
額戸郷
田六町九反卅たい 在家六宇

とも記され(同上八三)、また応永廿二年(一四一五)の称光天皇即位段銭は、額戸拾町に対して賦課されている(同上五五)。

一方「新田氏系図」(同上四部)をみると、



地図B-2 群馬県太田市強戸



とあり、建仁二年(一一〇二)に卒した新田義重の子経義が額戸郷を領し、その一流が額戸周辺の長岡や鶴生田を苗字とする庶流を派生していたことがわかる。この地の開発そのものが古かったことは中強戸の寺山古墳ほか上強戸、下強戸の古墳群の存在にも明らかである。

三惣作は半湿田 さて強戸(下強戸)の三惣作はミソサクと発音さ

れ、現在は圃場整備で変容したが、かつては半湿田で、一応二毛作も可能とはいえ、畝蒔(畝を作って植えること)にしなければ麦を作ることではできなかった。隣接する字十日林は完全な乾田であるが、それに較べると三惣作は五〇センチほど低い水田であった。米の反当収量を比較すると、粘土質をいくらか含む十日林がよく、三惣作はマアマア、寺の前(瑞光寺前)の沖は下層が石で耕土が浅く、米はあまりとれなかったという(地図B-2)。

新田堀の成立 一帯の用水は新田堀である。この用水については「由良文書」(東京大学文学部所蔵文書)中の大永二年(一一五三)十二月廿七日足利高基書状(横瀬左衛門六郎宛)、天文廿二年(一一五三)頃のものとして推定される年欠八月廿四日足利梅千代王丸(高基孫の義氏)書状(横瀬雅楽助宛)に記述がある(この両文書は『山田郡誌』(一九三九年刊)に「彦部氏所蔵由良文書」として、山崎一前掲書、補遺編には「彦部文書」として所収)。

即ち前者には「広沢郷用水之事申候、御意得候」、後者には「従広沢郷新田庄江自前々取来候用水之儀申上候、被任先候落居」とあり、この用水が大永年間には存在していたこと、また大永から天文にかけてしばしば紛争をおこなっていたことが知られる。

新田堀は明治十年以降、休泊堀、矢場川用水、葦川用水等と合同、統一されて待矢場両堰(水利組合)となったが(待堰が新田堀、矢場堰が休泊堀以下)、大正十一年に刊行された『待矢場両堰々史』(一九七九年、関東史料研究会より復刻)は沢野村大隅貞吉氏所蔵定式御普請縁起

の記述によって待矢場兩堰の起源を元亀元年（一五七〇）としている。しかし新田堀自身についていえばそれより五〇年以上前から存在していたことは確実である。

新田堀用水の起源そのものについて記す文献はないが、仮に中世全般に亘って存在していたものとしても、渡良瀬川河道に直接取水口をもつ新田堀は、きわめて不安定な存在だったと見做さざるを得まい。

今、三惣作の旧地形をみてみると、浅いとはいえ強戸の北方の谷の水が南下してくる位置に相当する。『新田町誌』四卷（一九八四年刊）の土壌分析に関する記述をみると、強戸一帯は湛水田、黒泥土で古環境は沼沢地と推定されている（二〇〇～三五頁）。即ち強戸は大間々扇状地の東端にあつて、北に八王子丘陵、東に金山丘陵が位置するが、西から南にかけては大間々扇状地の扇央高燥地が、さらにその南は由良台地に遮られる低湿・湛水地であつた。

新田堀の一大支流に八瀬川がある。鶴生田方面への重要な灌漑用水であるが、強戸においては排水の役割しかはたしていない。八瀬川は元来は自然河川であり（『山田郡誌』）、かつては屈曲して流れていたものを、近年掘削し直線河道化した。この八瀬川の排水機能が整備されるまでは、強戸はより一層湿田の様相が顕著だったはずである。今日半湿田とされる三惣作も、おそらく中世当時は相当な強湿田だったのであろう。新田堀用水が存在しなかったか、存在していても不安定だった時代に、この地が領主直営田として選定された理由はそこに求められるのであろう。

なお額戸氏の館の所在地は不明で、小字名をみる限りではそれらし

い地名はない。鎮守八幡社には古墳もあり、古くからの開発地であるから、あるいはその近辺に想定されようか。三惣作とはすこぶる近接している。ほかに寄居という地名も下強戸にあり、山崎前掲書によれば長尾領に多い城砦地名であるというから、ある時期そこに城が設けられたものであろう。⁽²⁾

聞取調査

岡部六郎氏（明治四十一年生）より

(1) 後者の書状の年代は足利義氏が古河公方の当主であり、かつ元服以前で童名を使用していた時期から判断できる（佐藤博信『古河公方文書目録稿』ほか）。

(2) 前掲『地理雑件』には何故かこの三惣作地名が欠落している。また太田市小字コードには強戸に三惣作とならび二惣作が記されているが、現地では確認できなかった。おそらく三惣作に同じであろう。

3 群馬県太田市沖之郷の三双作

沖之郷は寮米御厨か 沖之郷の東方は泉境、即ち上野・下野国境に接している。一方西方は大字竜舞に隣接している。この竜舞は寮米御厨（寮米保）故地で、寮米が地名化したものといわれている（『山田郡誌』一九三九年刊）。

寮米御厨に関する史料には「覚園寺文書」や「新田岩松文書」等があり、『山田郡誌』や『館林市誌』に収められているが、「由良文書」

〔年次四月五日足利政氏書状〕によって「寮米十郷」があったことがわかるほか、竜舞の西に隣接する西内ヶ島もそのうちの一つであったこともわかる。竜舞の東に隣接するこの沖之郷もおそらく寮米御厨十郷内の一郷だったのであろう。⁽¹⁾

また建久七年（一一九六）太神宮神主注進状（「神宮雜書」△「鎌倉遺文」二一八二八）に、

供祭上分并斎宮寮米濟所上野国○倉保処地頭広綱

とある。この史料に依拠して峰岸純夫氏は「浅間山の噴火と荘園の成立」〔地方史研究〕一九一、のち『中世の東国』所収〕において、上野国において唯一山田郡のみに賀茂神社が勧請されていること、大蔵省が調達し、賀茂斎院の御禊に使われた紅花の産地が山田郡であったらしいことを指摘され、この御厨が鎌倉時代には斎宮御厨であったが、その前後には大蔵省の保であった可能性が強いとされている。⁽²⁾ 竜舞には延喜式内社賀茂神社がある。神宮雜書の記述を考えれば、この一帯の地頭が小泉同様佐貫広綱であった可能性は濃厚といえよう。なお「吾妻鏡」寛元三年（一一四五）十月六日条にみえる「寮米入道」なる人物はこの佐貫氏の庶流でかつ、寮米保を根拠とした武士であろう。

竜舞には多数の形象埴輪を出土した塚廻古墳群（出土品は国指定重要文化財）があり、また沖之郷は東田と西田からなるが、東部耕地（東田）には条里制地割や二の坪という坪名もあって、開発の古さを物語っている。

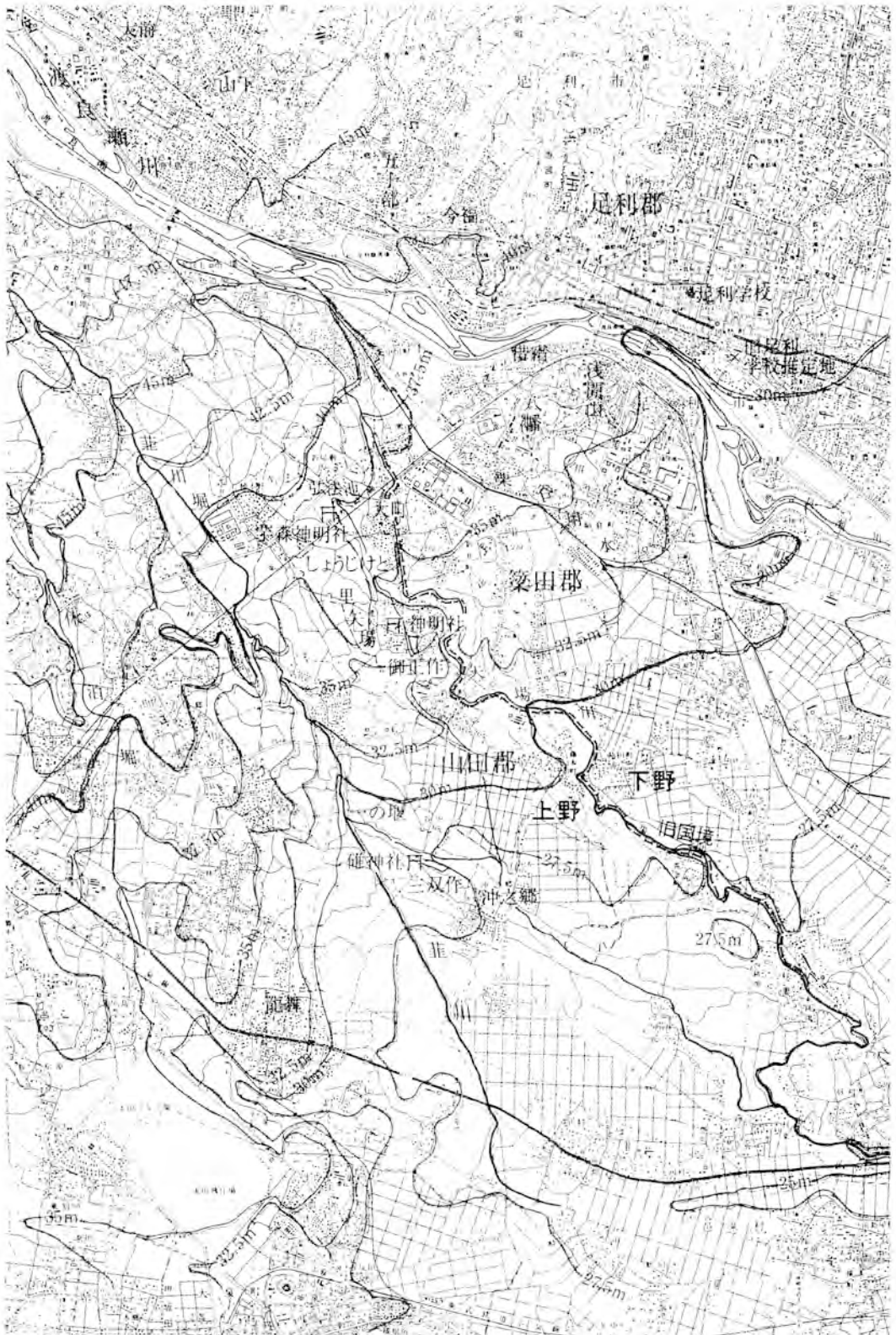


写真 B-1 碓神社周辺

査が行なわれている（群馬県教育委員会『太田東部遺跡群』一九八五年、但し遠笠遺跡については未報告）。

三双作は菰川堀（待矢場堰の支流）のかけり 水田としての三双作は湿地であり、他の水田に較べても沈むため稲刈時などには苦勞もあり、反収も少なかった。但し畝蒔をすれば二毛作ができるところもあったし、三双作のうちでも東側によった部分、小字高田に隣接するような部分は比較的よかったという。なお沖之郷西田では小字高田が最上田で保宿等がそれに次いだ。西田んぼの用水は待矢場両堰に属する菰川

さて沖之郷の三双作は非条里地割である西田に属し、碓神社の東に近接する水田であった（写真 B-1）。この三双作の南西（小字遠笠周辺）にもやはり古代集落を中心とする遺跡があり、「沖之郷遺跡」と呼ばれているが、昭和五十年圃場整備のおり、一部の発掘調



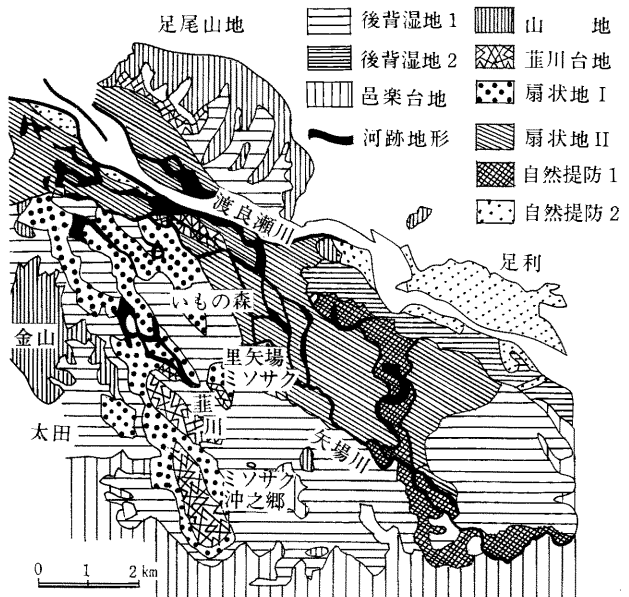
地図 B-3 沖之郷、里矢場周辺地図

用水を一の堰で堰き入れており、田植時には一日で水入ができる程水量は豊富であった。⁽³⁾ なお葦川堀は休泊堀よりの分水であるが、葦川水路そのものは渡良瀬川旧河道といわれている(『山田郡誌』)。

葦川堀の成立―葦川堀は自然流に近い 即ち上野と下野の国境は現在の渡良瀬川本流にはなく西方の矢場川河道にあった。このことから古代の渡良瀬川本流は現在の矢場川河道を流れていたとされており、現在のように足利市街地をまわるようになったのは中世以降のことと考えられている(後述)。葦川、矢場川いずれも渡良瀬扇状地上の中小河川であるが、地形図をみると等高線とは垂直に交叉しており、自然流に近かったことがわかる。また葦川から分水する一の堰川も浸触地形を流れており、自然河川を一部加工して用水に転用したことがわかる(以下地図B-3)。

『群馬の川』(上毛新聞社、一九七八年刊)五〇頁に掲載された渡良瀬扇状地形面分布図(地図B-4)によると、渡良瀬川扇状地のうち西方に扇状地Iがあり、これが葦川の流路に対応する。また扇状地I東方に扇状地IIがあり、これが矢場川の流路に対応する。扇状地Iは扇状地IIよりも古い時期の形成と考えられるので、渡良瀬川は葦川河道、ついで矢場川河道、そして現渡良瀬川河道と、扇状地の発達に対応して次第に東遷したものと推定される。中世後期には渡良瀬川は現河道を流れていたのだから、中世における葦川は氾濫時に渡良瀬川本流の水が流下することはあったにせよ、平時においては本流の機能を失って小河川化していたと思われる。

さて待矢場両堰内の各用水を比較してみると休泊堀、葦川用水の流



地図 B-4 渡良瀬扇状地の地形面分布(『群馬の川』50頁に加筆)

路は比較的自然河川に近いが、新田堀は八王子山・金山丘陵間の最低鞍部、即ち分水嶺を越えて額戸方面を灌漑しており、三用水が併行する渡良瀬扇状地頂部では新田堀は休泊堀や葦川より約一〇メートルも高い位置を流れている。新田堀が高度な測量技術を駆使して開鑿されたことを示していよう。

一方葦川は用水開鑿以前にも旧河道であり、洪水時には本流の溢水が流下するわけだから、人々は経験的に用水掘削の可能性を知ることができ、わずかな部分の掘削のみで用水をひくことができたのである。つまり測量技術は必要としなかったから技術的には新田堀よりも容易に開鑿することができ、その視点からすれば葦川用水は新田堀よりも

古といえる。

但し自然に近い用水は自然に戻りやすい。旧流路を利用した用水は洪水時などには元の川に戻ってしまうことがしばしばあったはずである。葦川用水は災害には弱い面をもっていた。

おそらく中世沖之郷の三双作もまた、この葦川用水から引水していたものであろう。渡良瀬川本流に取水口をもつ葦川用水は安定性には欠けており、そこに三双作が湿田である意味があった。前掲地形面分布図によれば、沖之郷の周囲は古渡良瀬川に対応する後背湿地?となっている。灌排水が整備されず暗渠等の技術も未熟であった中世の三双作は、近代よりも、はるかに強湿田であったはずだが、そこに逆に安定田としての意味があったのであろう。

なお沖之郷の館の位置は明確ではないが、三双作に隣接し、沖之郷遺跡とも近接する碓神社周辺を想定しておきたい。現在碓神社周辺には全く人家がなく、鎮守社としては奇異な印象を受けるが、後述する小山庄卒島に同じく、ある時期に散村の集村化が行なわれ、そのおり神社のみが旧位置に残ったものであろう。

聞取調査

荒江忠蔵氏（明治四十一年生）、吉田清光氏（明治三十九年生）より

- (1) 天正十二年北条氏直宛行状（「原文書」、『館林市誌』九八頁）の段階になると「寮米」と「をき」は区別されている。
- (2) 神鳳抄が寮米保と大蔵保を別記しているのは何がしかの混乱があったのであろう。

たということになる。

- (3) 沖之郷東田はかつては葦川用水の植木野よりの分水八反田堀、及び芋森湧水の、のちには矢場川より引水する長藤堀ちやうとうほりのかりとなっていた。全体に乾田が多い。

4 栃木県足利市里矢場の御正作

矢場川は国境 この地はかつての渡良瀬川本流であった矢場川の右岸にある。矢場川は上野・下野国境であったから、当然にこの地は上野に属しており、昭和三十五年までは群馬県山田郡矢場川村であったが、矢場川村の分村合併により栃木県足利市となった。

里矢場は伊勢御厨か この地が中世にいかなる荘園に属していたのかは定かではないが、先述した斎宮料・寮米御厨と推定される沖ノ郷三双作から北方わずか二キロ程しか離れていない。里矢場の鎮守は神明社であるが、この一帯は後述する芋森・神明社等、神明社の分布が多くみられるので、伊勢神宮の御厨であった可能性は濃厚にある⁽¹⁾。

周辺遺跡 この矢場川流域は渡良瀬川旧河道というイメージとは異なり、意外に開発は古い。矢場川右岸、里矢場から一キロ以内にある新宿あらしや、藤本、本矢場一帯には前方後方の藤本観音山古墳、前方後円の淵ノ上古墳、勢至古墳、伊砂子山古墳等の古墳群があり、また新宿遺跡には五領期、和泉期、真間期（古墳時代・奈良時代）の遺物の散布がみられる（『近代足利市史』三・史料編）。矢場川は里矢場付近から下流にかけて蛇行を開始するが、自然堤防等微高地上に古代集落が立地したのであろう。

中世にも矢場川は渡良瀬本流だったのか。さてこの地の中世の状況を考えるためには、渡良瀬川の河道変遷の問題を最初に検討しなければならぬが、参考とすべき主要文献は『山田郡誌』(一九三九年刊)と『近代足利市史』I(一九七七年刊)であろう。まず『山田郡誌』は渡良瀬川本流の足利入の時期について、『休泊村郷土史』に記述される佐野家岩崎氏日記中の元弘元年(一二三三)五月説と「足利興廢記」中の永祿年間(一五五八〜七〇)の大洪水記事とを両立させ、足利入分流の開始は元弘頃、完全な本流移動は永祿十年としている。

一方『近代足利市史』は永祿年間の大洪水の事実を鏝阿寺文書によって詳細に裏づけ、「何段階かの中間的な経過があったが、変流を決定的にしたのは永祿五・八年の大洪水の時」としている。

永祿以前にも現渡良瀬河道が本流筋だったこと。さて私自身は渡良瀬川の現河道本流化の時期は永祿よりも古いのではないかと考えており、『山田郡誌』に近いイメージをもっているが、その第一の理由は矢場川の用水化の時期との時間差である。『待矢場両堰々史』によれば矢場川堰そのものの開設は元和元年(一六一五)のことであるが、矢場川に設けられた長藤堀堰は慶長七年(一六〇二)の創設であり、その元堰である上流の島田堰はそれより以前から存在したものである(二二一五、一二三五頁)。永祿瀬替のおよそ三〇年後には矢場川が用水化していたことになるが、あまりに早く用水化がなされたことにはならないか。扇状地形を流れた廃渡良瀬川(矢場川)には砂礫も多く、漏水を防ぎ用水として使用するためには相当な腐植土の堆積が必要だったはずだから、中世後期には既に矢場川は小流化し、その河道内に土砂・腐植

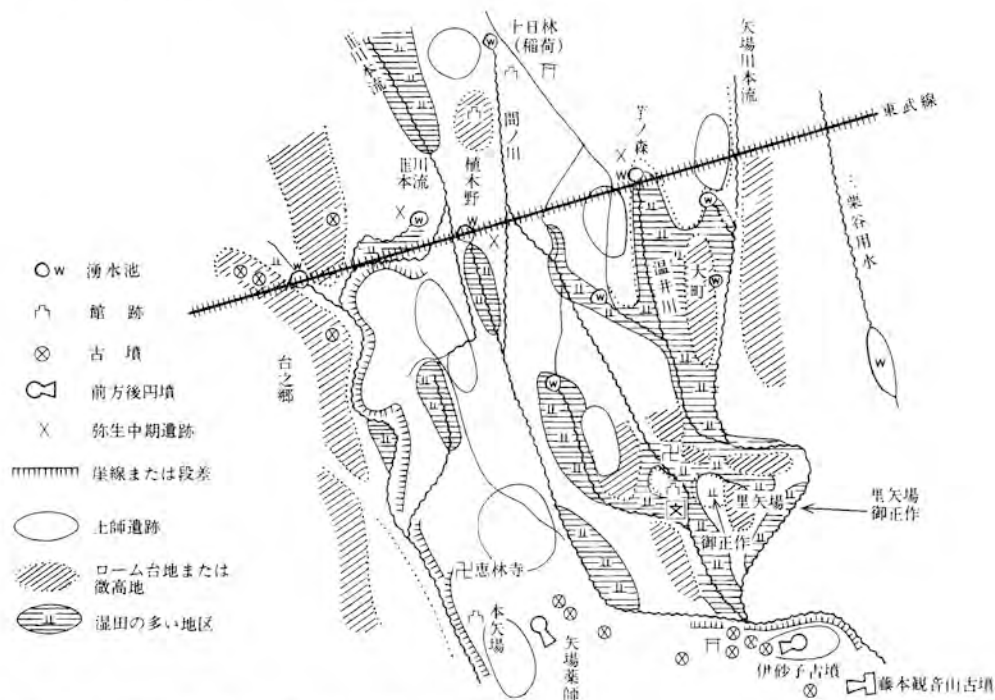
土の堆積がかなり進行していたと考えたい。なお考古学では旧河道のおよそ三分の二が堆積した段階で用水化がなされている事例が報告されている(広瀬和雄「古代の開発」『考古学研究』一一八)。

第二の理由は応仁元年(一四六七)足利学校が現在位置に移動した一因に渡良瀬川洪水説があげられているが(『栃木県史』通史編中世)、これは現河道における洪水と考えねばならないのではなからうか。近年旧足利学校所在地推定地の一つ十念寺遺跡(国府野遺跡)の発掘調査が進められているが、中世遺構の直上のみに、氾濫による厚い土砂の堆積が確認できるとい⁽²⁾う。

扇状地における諸河川の混流 第三の理由は河川の混流現象である。

現渡良瀬川流路にも古代中世に河川があったと予測されており、従来の研究はそれを清水川としている。清水川(『山田郡誌』の説では小保川、『近代足利市史』の説ではその上流の川)は渡良瀬扇状地の扇頂部分で渡良瀬河道と併行して流れていたことになるわけだが、河道の固定、制禦が困難であった古代中世において、清水川と渡良瀬川はしばしば混流していたのではあるまいか。

中世前期における渡良瀬河道の状況を語ってくれる唯一の史料は「鏝阿寺文書」二一・一切経会等記録(『栃木県史』史料編中世二)中の正応五年(一二九二)洪水記事で、「広沢、葉鹿、^(天)山下、伊与部、今福、八幡、借宿之河原ニ大木等流留」とある。このうち現渡良瀬川右岸に属するのは広沢(広沢御厨)、八幡、借宿(梁田御厨)で、それ以外は現渡良瀬川左岸であるが、「近節南風吹テ流木一支モ不寄他領」とも記されており、広沢から借宿に到る水流が浅間山丘陵に遮られて湖



地図 B-5 里矢場周辺の地形と遺跡 (原図は梅沢重昭氏作成)



写真 B-2 弘法水 弘法大師と石芋の伝説がある

水化していた状況がわかる。正応頃には矢場川流路のみならず、現渡良瀬本流にも水流が存在していたこと、洪水時には両川のほか、三栗谷(御厨、即ち梁田御厨を指す)用水流路等を溢水が流下していったことが想定できる。

御正作は湧水弘法池がかりの乾田。さて以上、中世の矢場川が既に本流ではなく、したがって里矢場も大河川沿いの村ではなくなっていたことを明らかにした。それでは一体里矢場の御正作(ミソサクと発音する)はいかなる水田だったのだろうか。この御正作は里矢場の集落

の中にあつた。鎮守神明社に接して南東に広がる三丁ほどの水田が御正作で、ちょうど現在の矢場川小学校の東に隣接する水田である。里矢場の人家は、その下を少し掘れば砂利が出るというが、そうした礫の堆積する微高地上に立地する集落に囲まれた水田が御正作



写真 B-3 里矢場の御正作

ものもり、いのもり)神社に湧出する弘法池の水(温井川)のかけりとなつており、その水路は「しょうじょかいど」(しょうじょけいど)と呼ばれていた。この湧水は第一期の渡良瀬扇状地末端に湧出するもので、弘法伝説もあって古くから利用された湧水と考えられる。この一帯では矢場川から直接引水することはない。湧水弘法池に依拠する水田は南大町の一部と里矢場のうちの温井、御正作等があり、その末流は菰川用水の植木野よりの分流八反田堀と併せて新宿、藤本、沖之郷(東田)に到るまで、灌漑用水として利用された。⁽³⁾

で、乾田であった。小学校の北、神明社の西には館跡があり、土塁も残っているから、御正作は館の前田だったともいえる。

里矢場の水田、特に西田んぼは待矢場両堰のかけりとなっていたが、この御正作はそれとは異なり、北方一キロメートル、南大町の芋森(い

御正作は乾田でこの辺では一等田であり、今年(一九八五年)は反当八俵とれたとのことであったが、別の人は御正作は集落の中にあるため風抜が悪く、ぬくぬくと育ちはよいが実りは悪く、外より一俵ほども少なく反収七俵、悪い年は五俵ぐらいのこともあったともいう。

さて御正作の北西、「しょうじょけいど」の水路に接して神明社があるが、その社前には二つの深い池があって、西の池に弁財天が祭られている。現在は埋立てられてしまっており、池の水については湧いていたという人と、「しょうじょけいど」の水が入っていたという人と両方いたが、弁財天が祭ってあることから考えると、かつては湧水があった可能性が大である。この池は先述した館の堀跡とも考えられる。

御正作は大湧水からの用水を利用する乾田であった。おそらくそれは中世における最も理想的な安定水田であったことだろう。そしてさらにその御正作に接して用水を補完し得る小湧水が存在していたとすれば、その安定度はさらに増加したものと推測されるのである。

聞取調査

伏島啓蔵氏(大正七年生)、桜井柳さん(大正七年生)、栗原信次氏(大正四年生)より

(1) 矢場川左岸は旧栃木県梁田郡御厨村で、足利義国が登場する永曆二年(一一六一)官符で著名な梁田御厨故地である。藤原姓足利氏の拠点でもあった。

(2) 足利市教育委員会より毎年刊行されている『埋蔵文化財調査年報』

に国府野遺跡（十念寺遺跡）として収録。平成三年度までで一五次に及んでいる。

- (3) 旧稿『信濃』三八―三、一九八六年）発表後、里矢場、植木野を郷里とする梅沢重昭氏（当時群馬県文化財保護課長、現群馬大学教授）より周辺の旧地形図をいただいたので掲載させてもらう（地図B―5）。里矢場が矢場川の自然堤防上の安定地であること、また一帯が有数の湧水地帯であって里矢場周辺はその利用が可能な弥生、古墳時代以来の耕地であったことがよくわかる。

二 下野国

5 栃木県小山市卒島の御正作

卒島は遊行上人縁起絵の村 この地は近世には小山庄卒島村と称されており、中世小山庄内の一村であったと考えられる。小山庄の北方には下野国庁があったが、小山庄のうちでも北端に位置する卒島は国庁に近接する村であった。卒島は『遊行上人縁起絵』に画かれた新善光寺のある村でもあり、この寺で他阿上人が靈験をみている。

小山庄地頭は勿論下野権大介職を相承した小山氏で、卒島村の南東二・五キロメートルの満願寺には文治四年（一一八八）銘をもち、小政光逆修塔と伝える石幢があるし、また満願寺に近接する愛宕神社からは現在東京国立博物館所蔵となっている鉄釉瓶子が出土している（『小山市史』史料編中世）。

卒島村には稲葉友好氏所蔵の近世文書が三百点以上あり、慶長八年

（二六〇三）、あるいは元和九年（二六二三）の検地帳、さらには九点の村絵図によって近世の耕地状況はかなり正確に把握できる（巻頭口絵カラー写真参照）。

現在までのところ検地帳記載の三八の地名のうち、小字名・通称地名あわせて七割強までが復原可能である。小字と用水路については『小山市史』の史料編歴史地理資料に詳細な地図が掲載されている（地図B―6）。

卒島は湧水長沼がかり さて享保十年（二七二六）卒島村明細帳（稲葉家文書）（『小山市史』史料編近世）に、

一 当村田方用水之事

是ハ当村より一里上郷大宮村地内ニ出水御座候て、当村・中仕上村・樋口村・高谷村・北武井村・上初田村・今里村・今泉村・城内村・上国府塚村以上拾ヶ村之用水ニて、前々用水引来申候

とあるように卒島村の基幹用水の水源は出水（湧水）である。即ち卒島の北方五キロメートル、栃木市大宮にある大湧水長沼、及びその北方にある湧水群が赤淵用水と呼ばれる用水となって卒島村の北西から流入し、一方その分流が耕明用水と呼ばれる北方から流入していた。また卒島村北方には赤井戸と呼ばれる湧水があり、耕明用水に流入していた（写真B―4）。

御正作周辺の社寺地名 さて御正作（ミソサク、またはミソザク）は村の北西はずれ、前者の赤淵用水が村内に入ってくる位置にあり、二毛



写真 B-4 卒島周辺の空中写真



地図 B-6 卒島村・今里村地割図 (『小山市史』史料編。歴史地理資料より)

作可能な高燥な良田であった。隣接する東方の小字は三の宮であり、さらにそれに接して馬乗馬場^{うまのりばんば}、西念寺、八龍神という小字名が存在する(地図B-6)。西念寺については宝暦四年(一七五四)西念寺元由書(『稲葉家文書・『小山市史』史料編近世)に延慶元年(一三〇八)に示寂した理覚尋慶上人茶毘^{だび}の地に門人秀仏が一字を建立したのが当寺の開

基と記されている。西念寺の寺そのものは現在卒島の集落内にあるが、元来はその北西一キロメートル、この小字西念寺の地にあったものである。また御正作の南方には毘沙門(検地帳では毘沙門堂とも記されている)、道場という小字がある。『遊行上人縁起絵』に画かれた新善光寺はこの小字道場にあったものと伝承されている。

卒島の耕地は小字三の宮、御正作が最高田で三等か四等(一等田、二等田は卒島には存在しなかった)、八龍神もそれに劣らなかつたが、小字毘沙門、道場、経塚などは巴波川^{うづま}旧流路に相当するらしく、砂利層で反収は悪かつたという。

散村から集村へ 卒島の集落は御正作の南東一キロメートルほど、小字東城、中城、町屋の位置にあり、現在は典型的な集村となっているが、西念寺や新善光寺等寺院の移動から推測されるように、元来は散村であり、北西一キロメートルの三の宮、御正作周辺にも小規模な集落があったものであろう。中世在地領主、即ち小山氏一族の地頭館もその地にあつたはずであるが、館に近接し、灌漑水系の上で最も安定し、また反当取量も多い乾田を、地頭は直営田たる御正作として把握したものと考えられる。



写真 B-5 梁の味正作と鬼怒川河道

三 下総国

6 栃木県小山市上梁の味正作

梁は旧下総国結城郡 梁村は現在は栃木県小山市であり、明治期には都賀郡であったが、近世初期以前は下総国結城郡に属しており(『角川日本地名大辞典』栃木県、「結城家之記」では平安末期に結城郡司梁・一平両氏がいたとされている(『結城市史』)。

鬼怒川乱流帯 梁の中心に近年まで流鏑馬神事の行なわれていた八幡神社があるが、味正作はその東方に隣接する水田であった。米軍撮影空中写真(一九四七年撮影、写真B-5)をみる

間取調査

稲葉茂男氏より

と、一带は鬼怒川の蛇行痕跡が顕著であるが、八幡神社のある微高地の周囲をとり囲んでいる低湿地もその一つに該当しよう。下梁の遠井謙次郎氏所蔵文書中に近世村絵図があるが(巻頭口絵カラー写真参照)、この絵図によると近世の梁村の水田は殆どがこの河道痕跡と推定される低地に集中しており、他は畑ばかりが目立つ。八幡社周囲の水田は沼田(現小字)、石塔(現通称)、七石田(現通称)などと呼ばれていたが、元禄七年(一六九四)検地帳(「遠井文書」)ではいずれも上田となっている。この検地帳では「みそさく」も上田となっているのだが

(本部扉写真上参照)、小字味正作はこの沼田(低湿地)に隣接する水田であるという。沼田が一毛作田で旱害に強い田であるのに対し、味正作は二毛作田で、梁高椅用水のかかりとなっていた。

梁高椅用水は二キロメートル北方で鬼怒川支流の田川より引水する用水である。この用水の歴史が不明で、なお検討を必要とする点もあるのだが、仮に梁高椅用水の原形が中世にも遡及し得るものであるとするならば、低湿河道痕跡の開発が終了したのち、中世在地領主が隣接する高燥地の開発に着手したと推測できる。

遠井氏所蔵文書中の元禄七年(一六九四)検地帳や田方縄打帳には奉行免、奉者殿免、神明免、地とう免等興味深い地名がみられ、村絵図では築地の内という地名もあるが、この築地近辺に地頭館が所在したものと想定されよう。今後の精査が必要である。

聞取調査

曾雌源三郎氏より

四 常陸国

7 茨城県真壁郡関城町船玉のみそさく

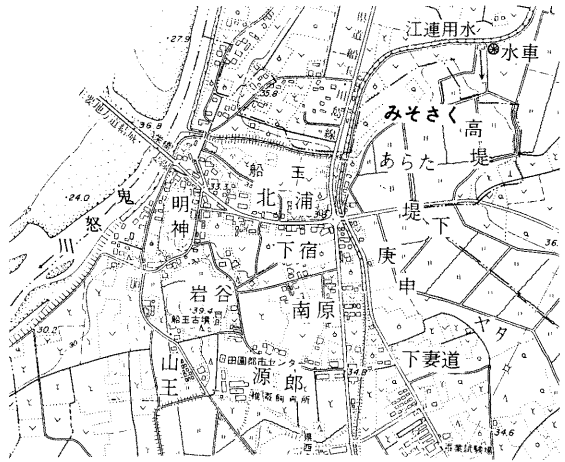
中世関郡 この地は現在真壁郡に属しているが、元禄期以前は西河内郡、中世には新治西郡南条に属し関郡と俗称され、地頭は『保元

物語』や『吾妻鏡』によって平安末期以来関氏であったことがわかる(『茨城県の地名』一九八二年刊)。

さて鬼怒川左岸台地上には緩い起伏差の微高地と低地が連続しているが、下館市女方やその南方関城町船玉の水田はその高低差のあまりない低湿地に営まれている。みそさくはその女方田圃、船玉田圃が接する一帯の微高地(畑)とそれに隣接する南方水田二丁程を含めた字名である(地図B-7)。

みそさくは近世用水江連用水の水車がかかり、この一帯は台地上を流れる江連用水の灌漑域である。江連用水は鬼怒川左岸、芳賀郡上江連村(現二宮町)に取水口をもち、延長一万二千五百余間の大規模用水で、享保十年(一七二二)徳川吉宗が紀州より連れてきた井沢弥惣兵衛為永によって開鑿された。これは寛永年間(一六二四〜四四)伊奈忠次が用水源として整備した江村沼、大宝沼、砂沼を、逆に為永が干拓し、その代用水として作られたもので、武蔵見沼代用水等と同じく関東流灌漑に代わる紀州流灌漑の例として知られるものである(『江連用水誌』一九二七〜二八年刊)。

江連用水は以上のような成立事情から容易に想定されるように、三沼より下流にあった下妻方面の灌漑に主眼があったが、しかし上流部、この船玉一帯でも重要な用水として機能している。但しこの一帯では用水路が低いため、自転水車による揚水によって、灌漑が行なわれていた。堰による自然分水はできなかったわけだが、これはおそらく江連用水が船玉、女方方面への引水を主眼として作られたものではないという成立事情に起因している。船玉の水利権は用水の領内通過の



地図 B-7 関城町舟玉周辺

から維持のための負担もあった。

みそさくはぬかり田(強湿田) このような揚水による分水でも稲作に不自由がなかったのは、一帯がぬかり田と呼ばれる湿田であったからである。一帯では稲刈時でも水田が乾かず、ために刈取った稲をぬらさず「のろし」(稲架)にまで運ぶための「かち木」が必要であったという。

特にみそさくには微高地末端よりしぼり水(出水)があった。みそさくでは「なんば」と呼ばれる田下駄が農作業上必要であった。梅雨時の降水があれば用水がなくなるとも田植えも不可能ではなかったというから天水田に近いものだったのだろう。反当収量は六く七俵で他の水田とそれ程変わりはなかった。

代償として付与されたものと考えられる。

揚水車は女方分水、船玉分水、たこうじ分水等で用いられ、それぞれがおよそ十町強を灌漑していたが、コンスタントに揚水できるとはいえず、自然流水と比較すればはるかに水量は少なかったし、数年で修理が必要となる

したがって江連用水開鑿以前の中世耕地の状況が推定できる。近世農業用水がこの一帯を灌漑する以前には、ぬかり田即ち天水田が広がっていた。特に独自に湧水源をもつみそさくは、用水が不足しがちな一帯にあって優位な水田であったはずである。

女方、船玉いづれも古墳群があり、特に船玉古墳は装飾古墳として県指定史跡となっているが、それらの古墳文化を支えたのもこうしたヌカリ田だったのだろう。

なおヌカリ田以外は江連用水完成後の開田ということになるが、周辺の高堤、堤下という字名は池堤の存在したことを想定させる。用水開鑿以前に溜池灌漑が試みられた痕跡かもしれない。

聞取調査

中山長一郎氏(明治三十九年生、船玉)、外山英一氏(昭和五年生、女方)より

8 茨城県常陸太田市幡のミソフ作(ミソフ柵)

中世佐都東郡 幡村の歴史は古く、幡山には鳥の線刻画を有するところで著名な横穴をはじめ十数基の古墳群があり、また『常陸国風土記』には幡村鎮守長幡部神社の機織に関する伝承が掲載されている。幡村は中世には正式には久慈郡、俗称としては佐都東郡に属しており、弘安二年(一二九七)常陸国大田文(鎌倉遺文)一八一(一三二四)に、

佐都東郡

波田三十五丁

としてみえている。佐都東郡の地頭は『茨城県地名』や『常陸太田市史』通史編上(一九八四年刊)等によれば、

↑佐竹氏↓治承四年↑宇佐見太郎左衛門↓建保八年(和田合戦)↑伊賀光季↓弘安八年(霜月騒動)↑得宗↓元弘三年↑佐竹氏↓
となっている。

幡の島畑景観「田づか」幡は佐都川と茂宮川にはさまれた台地上に集落があり、その南方には昭和三十年に耕地整理されるまでは条里制耕地が存在した。この地はまた佐都川の氾濫も著しく、条里制耕地内には「田づか」と呼ばれる島畑が形成され、特徴のある景観となっていた。この田づかは肥沃であって、一般には洪水後、水田に堆積した土砂を排除する過程で形成されたものと伝承されている。

この島畑景観をもつ条里制耕地の地勢は自然堤防の後背湿地であり、幡から南方三キロメートルの里川、久慈川合流点近辺にいたるまで殆ど標高差のない平坦地であった。河川制禦技術が完成するまでは条里制耕地一帯は里川、茂宮川の乱流地域であった可能性も大きい。

またこの地域の灌漑用水である里川・田渡堰は坂場流謙『国用秘録』では慶安二年(一六四九)にはじまるとされており(『常陸太田市史』通史上)、その点から考えても一帯の中世景観は相当に異なるものであったろう。

ミソザクは強溼田 さてミソフ作(ミソフ柵とも記される。発音はミソザク)は実はこの条里制耕地ではなく、幡集落の東方茂宮川(前田川)

右岸にあるおよそ一町ほどの谷水田であった。

茂宮川(前田川)周辺には深田が多く、左岸高貫町の永近えいちか、余永近よえいちかといわれたあたりは胸までつかり、田下駄をはいて耕作したところとうが、ミソフ作もまた膝まで入る湿田で、いわゆる天水田であったという。勿論前田川(茂宮川)からの用水も使うが、使用水量は天水半分、用水半分であった。

一般に幡の水田は条里制耕地のうち山つきの集落によった地区が良いとされてた。小字榎内の中に鎮守免という俗称地名もあったが、おむねその一帯が上田である。一方ミソフ作は幡の中では下田であって、四〇五等田が多かったが、部分的には三等田の田もあるという。しかしながら中世においては用水が不安定な上に洪水の影響も受けがちな条里制水田よりも、より安定度のある谷水田の方が優良水田であったということ、この幡のミソフ作は語ってくれている(以上地図B-8)。

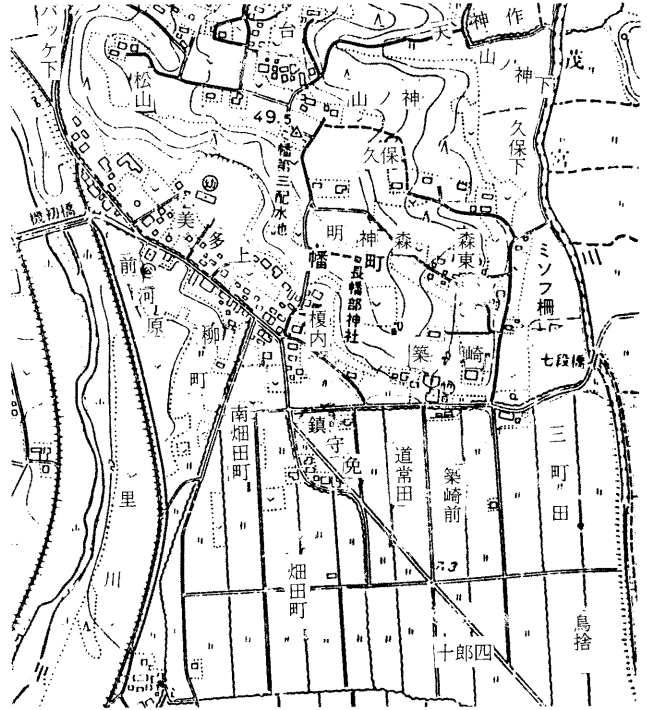
聞取調査

大津馨氏より

9 茨城県常陸太田市瑞竜町小野のミソフ作

秀郷流小野崎氏 小野は文化二年(一八〇五)瑞竜村に編入された村で、弘安大田文に、

佐都西郡



地図 B-8 柵のミソフ

小野崎十八丁半
 中小野崎四丁五反
 小野二十三丁二段

と記される各村に該当し、今宮、小野崎には館跡があり、土塁・堀跡が残っている。このうち小野崎城は久安年間（一一四五～五二）藤原秀郷の六世の孫藤原通盛が居館し、小野崎氏を称して里川流域を支配したものとされている。『通盛の父通成は「佐都荒太夫」を称している。秀郷流藤原氏は他にも河辺、那珂、根本、赤須等久慈郡、那珂郡一带

の地名を苗字としており、この地域での優勢を誇ったが、小野崎通盛子通長が佐竹昌義に服し、家臣化したのちは、一帯は佐竹氏の下風に従うこととなったという（『新編常陸国誌』『常陸太田市史』）。

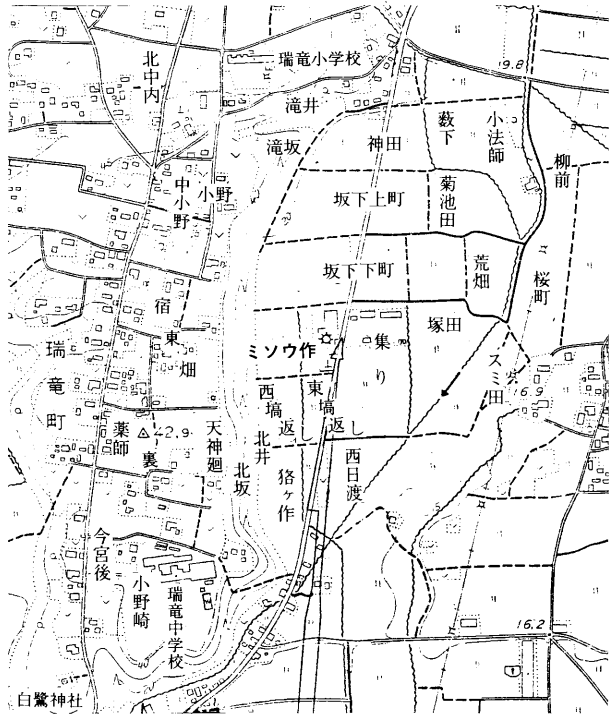
以後の佐都西郡における地頭職の変遷は、『常陸太田市史』等によってみれば、

↑佐竹氏↓治承四年↓佐伯実盛↓伊賀光季↓二階堂氏↓元弘三年↑佐竹氏↓

となるが、小野崎氏については小野崎城築城後、貞和二年（一三四六）の所領替まで在城したとする所伝もある。いずれにせよ小野は佐都郡地頭の拠点というよりは、小野郷地頭の支配下にあったものであろう。さて小野は段丘上の集落であるが、東には里川の形成した平地が開け、そこから南方西宮方面にかけては現在（一九八五年）実施中の圃場整備事業まで、条里制耕地が存在していた。一方西方には谷水田が形成されていた。

ミソフ作（ミノザク・ミソサク）はこの小野の水田のうち条里制耕地の中にあつて、里川（佐都川）上流堰場に設けられた里野宮堰の灌漑域となつている。この里野宮堰は『寛永文書』中に寛永十年（一六三三）の堰大破の記事がみえており（『常陸太田市史』）、それ以前に造られたことは確実であるが、その起源は不明である。

ミノザクは湿田 ミソザク周辺は湿田で、特にミノザクの東に隣接する小字集^{あつま}りの周辺が悪かつた。ミノザクの北方小字坂下町、神田^{かみ}は比較すれば乾田に近く麦も作れたという。各水田の反当収量を化学肥料導入^し前の段階で比較してみると、ミノザクは反収^あ八俵（玄



地図 B-9 瑞竜町小野のミソウ作

米換算で聞取では四・八俵、実際は六俵か)、隣接する坂下町、神田で一〇俵、谷水田である小字谷津川は最も悪く七俵ぐらいだったとのお話であった。

湧水七井 さて小野の台地の周辺には「早にも水絶えず」といわれた七井と呼ばれる七か所の湧水があり、いかなる渇水時にもとまることなく徳川光圀のお茶の水に使われたという伝承があるが、一部は補助的な農業用水としても使われた。七井のうち台地東縁には滝井、北井があり、ミソサクには滝井の水がかかっていた。

里野宮堰が中世にも存在したのかどうかは明らかではないが、仮に存在していたにせよ、寛永の堰大破にみるように、その存在は不安定

なものだったのだろう。湧水に依拠することができ、かつ極端な強湿田からも距離のあった水田が御正作として選ばれた理由はそこにあったのである(以上地図B-9)。

聞取調査

武藤勤氏(明治四十二年生)より

(1) 太田の町から人糞肥料を購入していた。

10 茨城県水戸市渡里町坏の味増作(ミソウサク)

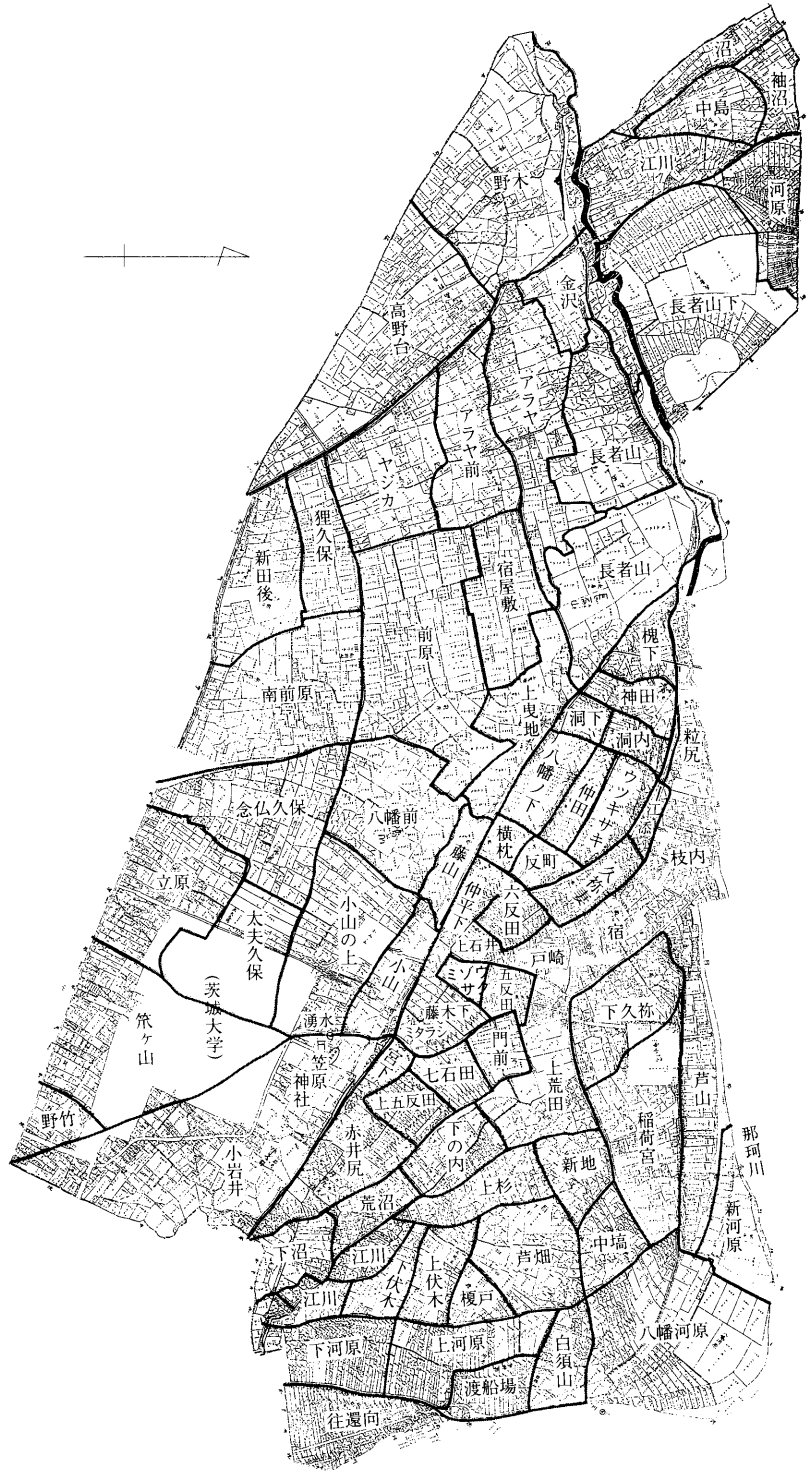
渡里は古代那珂郡の中心 渡里町は台渡、坏あぐつからなる。かつて常石とときわ(常盤)村から袴塚村が分村し、さらにそれより渡里村が分村したという(『新編常陸国誌』『水府史料』)。常石(巻)、袴塚いづれも常陸大掾一族の苗字の地である。

一帯には古代伝承や遺跡が多く、それらは古代国造の系譜を引く郡司がこの近くに居住していたことを示しているように思われる。まず袴塚村の袴塚とは愛宕山古墳(国史跡)を指し、『新編常陸国誌』は「一説那珂国造祖、建借間命ノ墓ナラント云ヘリ」と紹介する。台渡の字アラヤには台渡里廃寺(徳輪寺)跡がある。「徳輪寺」のヘラ書文字瓦のほかには那賀郡内の郷名を示すと考えられる「吉田」(吉田郷)、「安」(安賀郷)、「幡」(幡田郷)、「全」(全隈郷)、「大」(大井郷)等の文字瓦も出土しており、那賀寺(仲寺、那賀郡寺)とみてよいと思われる。

長者屋敷と常葉氏 台渡字長者山には長者屋敷があり、既に江戸時

代に長者伝説が記録されている(『水府地理温故録』『儼塾集』)。即ち後三年の役の折、奥州下向中の八幡太郎義家が台渡の長者屋敷に逗留、盛大なもてなしを受けたが、その豊かな経済力を恐れた義家は奥州よりの帰途、長者屋敷に火を放ち攻め滅ぼしたというものである。類似した話は金砂郷村万石長者伝説にもあるので、直ちにこれを史実と結

びつけることもできないが、この渡里長者の名は一盛長者ないし一守長者、あるいは題(倉)長者、または常葉五郎義政とされている。常葉は常石(常磐)村のそれに同じであろう。小室栄一は常葉義政が源頼信五男、義家の叔父にあたることから、義家が叔父を討った可能性を指摘している(『水戸市史』のち『中世城郭の研究』に再録)。



地図 B-10 環渡の『土地宝典』とミゾウサク

表 B-1 渡里の田畑等等級表(『土地宝典』より)

小字名	田	畑	宅地	山林	原野	小字名	田	畑	宅地	山林	原野
宿	81	69	24	47		新河原		65		47	
戸崎	81	69	24			稲荷		72	24		
六反	79	69				芦久		69			
久祢	75	69				下尻		72	24		
枝内	75	69		47		粒者		69	24	47	
江添	75	69				長上				47	38
ウツギ	78	69			38	八幡				47	38
神田	79	79				南前		67		47	
洞内	79	69			38	新田		67	24	47	
洞下	82					狸久		67		47	
仲田	81					前原		67			
八幡	81				38	前下		67	24	47	38
挟間	74					槐敷	79	69	24	47	38
横枕	79					宿屋		67	24	47	38
反町	79	69			38	アヤ		67	24	47	
仲平	79					藤山				47	38
上石	81					ミゾウ	82				
三反	82	69				サク					

郡より東北の方、粟河を挟みて駅家を置く。本、粟河を巡らして、河内の駅家と謂ひき。今も本の随に名づく。

一帯は湧水地帯 また『常陸国風土記』に、

其れより南に当りて、泉、坂の中に出ず、多に流れて尤清く、曝井と謂ふ

とある。この曝井の名は『万葉集』巻九に「那珂郡曝井歌一首」とあるそれにもみえている。『万葉集』の方の曝井は武蔵国那珂郡をはじめ擬定地も多いが、『常陸風土記』の記述によれば、常陸国の那珂郡の可能性も高い。『風土記』によって郡家の北東に駅家があったことがわかるが、この駅家が那珂川渡河点对岸にあったとすれば、渡里の地名もそれに由来してついたことなるう。また台渡一帯標高三〇メートルの台地崖には袴塚村滝坂、台渡村小岩井等に湧水があり、曝井の有力擬定地となっている。さらに台渡の北西、飯富にも大井、みたらしと呼ばれる湧水があり、そこには建借間命を祭神とする延喜式内社大井神社があつて、『三代実録』にもその名がみえている。

以上のように、台渡一帯は古代から中世にかけて那珂郡の中心的位置にあり、かつ交通上の要衝でもあった。湧水も豊富で、湧水利用による水田によって生産力は高かったと考えられる。

環渡の水田の水利 そこで渡里の水田をみることにしよう。一帯の水田は河岸段丘下の環渡にあり、段丘上の台渡は畑であり、耕作者は下の水田に出作する。一帯は昭和三十七〜三十八年にかけて耕地整理が行なわれ、それ以後は全て那珂川に設けられた揚水機場の用水を使用している(渡里常葉用水組合)。耕地整理以前にも一部揚水機の使用もあったが、他に飯富・大井神社の出水を使用した。機場は大正期には既に存在していたが、その運転は昼のみであった。飯富からの出水



写真 B-6 玉川村・西塩子のミソウ作 (撮影の翌年に圃場整備が実施された)

つかの湧水があったことは先述したが、渡里一帯にはほかに鎮守笠原神社の湧水や、その西方洞の下、八幡下にも湧水がある。また小字名の石井、小岩井、赤井尻等もそうした湧水群の存在を示すものであろう。

ミソウサクは那珂川後背湿地 坏渡の中心集落は宿、久祢であるが、これらは那珂川右岸の自然堤防上に立地している。坏の水田は那珂川の氾濫原と後背湿地にあったことになる。耕地整理と同時に行なわれた土地改良によって乾田も増えたが、それ以前から乾田であったのは

は土水路で漏水が激しく、管理が大変であったから、耕地整理後は全て揚水に依拠することにしたという。飯富からの用水路は古いものではあろうが、途中に素掘のトンネルもあったというから、近世期に相当に改修がなされたものであろう。

段丘崖下に行く

六反田、戸崎等で、大半は湿田であり、勿論ミゾウサクも湿田であったという。周辺には荒沼、下沼のような沼地もある。

『土地宝典』にみるミソウサク 旧『土地宝典』に記された田地の等級は別表の通りだが(表B-1)、ミゾウサクは八二であり、坏では最高の水田だったのである。那珂川が氾濫の都度運ぶ肥沃土で、地力もかなりあったといえよう。近世に用水路が整備される以前の中世の坏は、河岸段丘崖下に無数にあった湧水を利用する湿田地帯だったが、その中でも最も地力のある田が御正作に設定されたのである。

渡里の鎮守笠原神社は、元は藤山ふじやまにあったものを、水戸光圀の命により、現在地(ここにも大湧水がある)に移したものである。この鎮守社旧地藤山からみると、ミゾウサクは真下に近接して位置するのである(以上地図B-10)。

聞取調査

寺門朝寿氏(大正十二年生)、篠崎正博氏より

11 茨城県那珂郡大宮町西塩子のミソウ作

塩子は久慈西部 この地は今では那珂郡だが、中世には常陸国久慈西郡に属した。康安二年(一一三六)正月七日佐竹義篤讓状(「秋田藩採集文書」)の、大炊助義躬への譲与分中に、久慈西・塩子郷の名がみえる。伝承の分野では北塩子上小屋に館をもった横山藏人(甲斐守)、同じく北塩子に住む大越伊与守の名前が民話に登場する(「大宮町史」)。

ミソウ作は谷水田 西塩子は水郡線玉川村駅の西方三キロ、玉川の流れに沿って遡った静寂な村で、標高一〇〇メートルから一五〇メートル弱の山々に囲まれた谷水田に沿って、小さな集落が点在する。そうした十戸程度からなる村々のうちに、上ノ内じょうのうちと呼ばれる集落があり、その前面の田がミソウ作になっており、面積は六反ほど。玉川には小さな堰がいくつも設けられており、そのうちの「ミソウサクの堰」の江下えした、つまりこの堰の水がかかる範囲が小字ミソウ作の範囲に一致する（写真B-6）。

上の内は館地名 ミソウ作のある「上じょうの内」であるが、この地名はしばしば「城の内」とも書かれる。この地名が中世城館跡を示す事例は茨城県内にはかなり多く、例えば新治郡玉里村川中子かわなこの小字城の内には玉里八館の一つ、城の内館が、那珂郡那珂町下江戸の字城の内には江戸但馬守居城跡が、日立市南高野村城の内にも館跡が、土浦市手野字城ノ内には小田氏の手野城が、稲敷郡茎崎村高崎の城ノ内には高崎城があるといった具合である。この西塩子・上じょうの内についても中世館跡の存在を想定したい。

一帯はみな谷水田で、当然湿田であるが、ミソウ作のような集落の前面にあって広く日あたりの良い田が良田で、奥に入っていく谷（ヤヅ）は田としては悪かった。

「きゅうます」のミソウ作 昔は田の広さを何升時と表現した。そして八升時（一反に相当）で粳八俵（玄米換算で六俵強）、つまり一升時で一俵とれた場合には、これを「きゅうます」といった（のち反畝単位になつてからは、一畝から一俵できれば「畝どり」といった）。

「きゅうます」は最良田と同義である。ミソウ作はこの「きゅうます」であった。なお一帯の良田はほかに上の内下、牛久保、織石下おしいたが良く、北の内、滝の谷津など、ヤズの部分の収量は、ずっと落ちるといふ（以上地図B-11）。

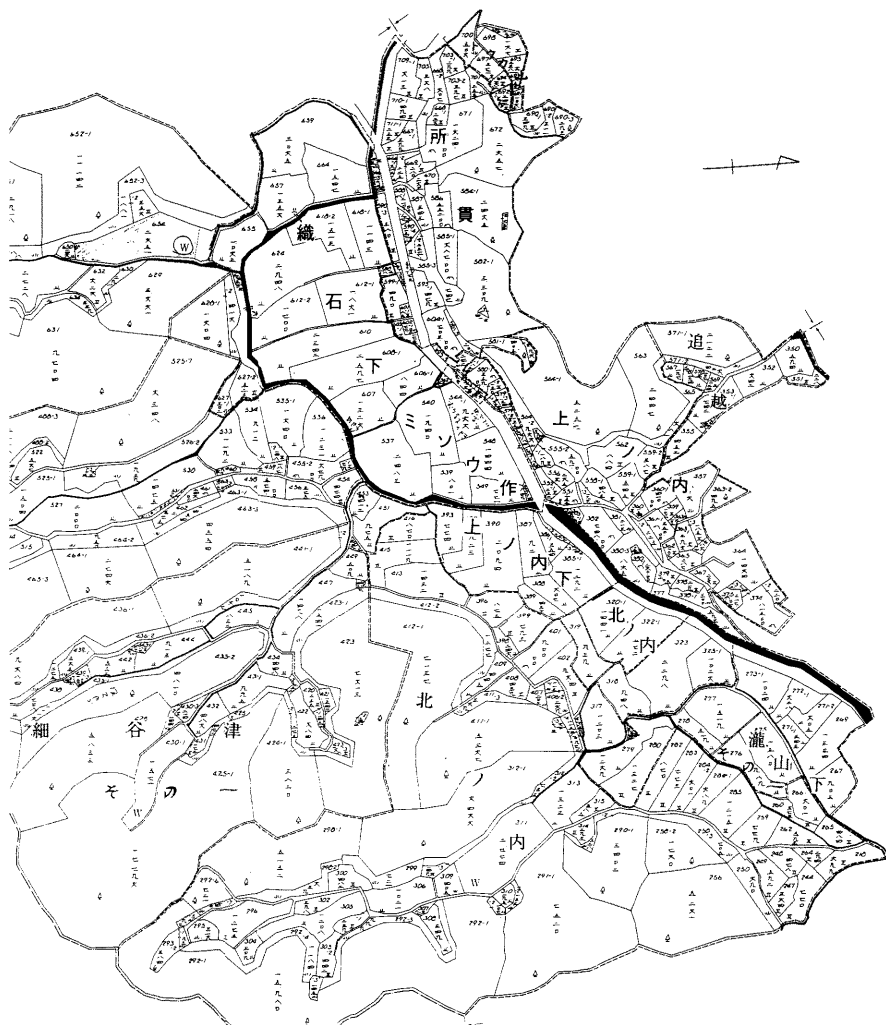
西塩子は筆者が調査した翌年（一九八六年）に圃場整備が行なわれた。

なお織石には閉じこめられた機織の娘に関する伝説があり、今もこの石に耳をあてると水の流れる音がする。また上ノ内からさらに遡った左の奥に小字トウボウシがあり、主として山林、一部水田となっているが（地図B-11の範囲外）、おそらく唐法師米（大唐米）を植えたものであろう。中世に中国より輸入された湿地に強い赤米のことである（五一―五頁参照）。

聞取調査

永井照胤氏（大正十一年生）より

- (1) 塩子という地名は茨城県には七会村（西茨城郡）と、この大宮町（那珂郡、中世には久慈西郡カ）の二か所にある。中世には塩籠庄という荘園があって、『吾妻鏡』や、『無量寿寺文書』（康永元年（一三四二）鹿島利氏本知行分注文）に登場するが、後者に「号那珂西郡内闕所」して佐竹義篤が押領したとある。一般に塩籠庄は七会村塩子に、久慈西塩子郷（佐竹義篤讓状記載分）は大宮町西塩子に比定されるが、『茨城県の地名』、久慈西塩子郷を七会村に比定する見解もある（『茨城



地図 B-11 西塩子のミソウ作（『土地宝典』より）

史』中世、二〇四、二〇八頁）。本稿では前者の見解に従ったが、両者は一〇キロ程しか離れておらず、元来は一つのものだった可能性もある。

氏の所領であった。先述した康安二年（一三六二）佐竹義篤讓状（西塩子の項）により、下岩瀬の北方上岩瀬が義篤後家一期分だったこと、下岩瀬の西方下村田村が女子分だったことがわかる。

近世用水岩崎江堰 上岩瀬、下岩瀬の二つの村は、久慈川右岸の自然

12 茨城県那珂郡大宮町下
岩瀬の味相作

秀郷流岩瀬氏 岩瀬は藤原秀郷流岩瀬氏の苗字の地であり、その系図は左のようになる（系図B-1）。

即ち先述した常陸太田市小野一帯を領有した藤原氏（小野崎氏）の祖・通延と、岩瀬通近は兄弟であった。この通近の後裔とされる岩瀬与一太郎は『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）十一月八日条に登場する。即ち彼は佐竹秀義の家人として、他の十数人とともに生虜となっていたが、源頼朝に対して佐竹討伐の不条理を説き、罪を許されて御家人に列せられたという。『大宮町史』（一九七七年）はこの岩瀬与一太郎の屋敷が下岩瀬字中屋敷（中城）であるとする土地の人々の伝えを紹介している。

一方、史料では南北朝期の岩瀬一帯は佐竹

堤防上に立地している。西方の村田、北方の泉まで平坦地が続くが、久慈川氾濫原といってよい。

この一帯の灌漑用水は、水戸藩三大井堰の一つ、岩崎江堰であるが、これは慶安元年（一六四八）着手、承応二年（一六五三）に完成をみた用水である。

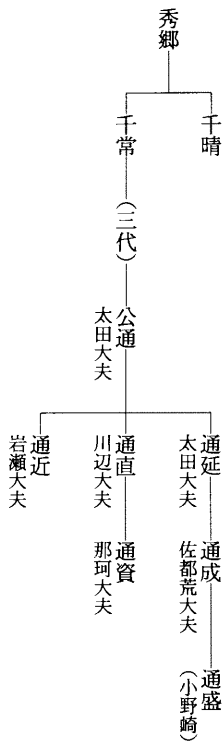
近世岩瀬村の石高は別表のとおりである（表B-2）。

承応二年の岩崎江堰の完成が石高の増加につながっていないことがわかる。これは水戸藩が寛永以後検地を実施しなかったことによるのであろうが、岩崎江堰が新田を飛躍的に増加させたわけではなく、旧田への補完を主体としていたことを暗示してもいい。

湧水群 岩崎一帯の水田は昭和二九〇三〇年（一九五四・五五）という、かなり早い時期に耕地整理を行なっている。耕地整理以前の下岩瀬の水田の形状は、旧『土地宝典』によって知ることができるが、耕地整理後かなりの時間を経過しているため、岩崎江堰開通以前、即ち中世的な灌漑のあり方を考える手がかりになるような事がらにつき、古老から適当な示唆を得ることはできなかった。

但し一帯にはいくつもの湧水地があった。即ち下岩瀬・春日神社

系図B-1 岩瀬氏系図



（鏡池明神）の鏡池、上岩瀬・誕生寺内の誕生水、下村田の硯の井（画像雪村周継に関連する伝承がある）、泉・種生院の三蔵の滝、泉・久保宮脇の弘法水等である。これらの湧水群の存在からすると、久慈川右岸の泉・村田の各村の河岸段丘崖下、あるいは上下岩瀬の自然堤防末端、後背湿地との接点にしみ水の出る箇所が多数あったであろうことは、十分想定できよう。岩崎江堰開鑿以前の耕地はこうした湧水利用ではなかったか。

味相作は中屋敷（中城）の前田 そこで旧『土地宝典』によって、下岩瀬の水田の形状を検討しよう。まず小字味相作は小字中屋敷（中城）に隣接する位置にある。中屋敷は先述の如く岩瀬与一太郎の館と伝承されており、堀や土手の形が残されている。したがって味相作は中屋敷の門田、前田といってよい。

下岩瀬には集落の立地している自然堤防があり、それに近いこむよなな形でいくつもの浅い谷があったようである。小字中屋敷と小字百段の間にある小字桑木台、中屋敷と小字舞台との間の小字合ノ田がそれである（舞台という地名は低地中の高燥地ということが多く、合ノ田へ相ノ田、間ノ田などと書く）、あるいは合という地名は高燥地と高燥地との間の低湿田を指すことが多い（後述する真壁長岡の項参照、八〇頁）。

表B-2 岩瀬村石高

	上岩瀬	下岩瀬
寛永十二年（一六三五）	九四六石一九六	六四九石九一六
寛永二十一年（一六四四）	八八八石八四一	六三四石五二三
元禄十五年（一七〇二）	八八八石八四一	六三九石〇五八
天保五年（一八三四）	九二八石〇三二	六九九石三三六

※寛永検地
※元禄郷帳
※天保郷帳
（石以下は斗・升・合）

味相作は湿田 味相作はこの合ノ田に隣接する。低地はさらに柳町、飯沼、東池田、西池田と続くが、いかにも低湿地らしい地名ばかりである。聞取によっても下岩瀬の水田は小字久保田の一部を除いては湿田で、麦は作れなかったとのことである。

『土地宝典』にみる味相作の地力 味相作は土地の低い水田ではあったが、合ノ田とならんで地力はあったという。旧『土地宝典』には小字毎の等級が記されているので、以下に引用しよう(表B-3)。

味相作は八二、とびきりの上田とはいえないが、下岩瀬では平均より上、全体的にいてもこの数字は、湿田では良田の方で、先の坏渡と全く同じである。

氾濫と肥沃土 下岩瀬は久慈川の氾濫による水害がしばしばあり、特に昭和十三、十六年(一九三八、四一)のそれが記憶されており、家の庭を船で渡るほど水びたしになったという。玉川も二日大雨がふれば、つかった。しかしいずれもつかっても一日で水がひく。大水の都度、泥が流れてくるので、土地はこえていたという。

万石長者伝説 なおこの地方にも渡長者伝説(六三頁)に類似した伝説がある。薬谷(久慈郡金砂郷村久米)にいた万石長者が八幡太郎義家を歎待するが、その財力を恐れた義家によって滅ぼされた。その娘朝日姫が落命したのが、下岩瀬、春日神社の鏡池であるというものである(以上地図B-12)。

聞取調査

小林秀男氏(大正八年生)、小林くにさん(大正三年生)、大場氏(明治

表 B-3 下岩瀬水田の等級

桑	合	84	地	蔵	免	82
木	後	84	本	宮	宮	82
宮	段	83	久	保	田	81
百	沼	81	樋	口	原	81
飯	敷	81	杷	枇	河	80
中	屋	81	舞	ノ	台	81
戸	崎	80	下	蔵	町	81
河	原	80	地	ノ	堂	81
古	川	80	辻	ノ	田	81
江	添	80	合	味	相	81
東	池	80	味	八	反	81
西	吹	81	柳		町	81
片	渡	81				
樋	田	80				
蓬						

四十三年生、旧『土地宝典』所持者)より

13 茨城県新治郡出島村牛渡上郷のミソザク

小田氏所領南野庄 霞ヶ浦に南面する牛渡は湖岸交通の要衝の地で、中世には小田氏の所領であった南野庄に属し、その関連の遺跡が多い。八田城 即ち牛渡の八田には、南北朝期の武将小田孝朝隠棲後の居館といわれる八田城の跡があり、隣接して小字上の内がある(地名上の内については西塩子の項、六六、七頁参照)。そして北東・鬼門の方角には小字鷺の宮があり、昭和初年、小学校建設の際造成されるまでは鷺の宮と呼ばれる小祠があったという。

小田氏と鷺の宮 鷺の宮については藤原秀郷流の諸氏、特に下野小山氏の信奉を集めた神社としてよく知られており、その本城鷺城にも祀られているが(『小山市史』)、小田氏もまたかなり熱烈に鷺宮を尊崇していたと思われることは、第一に土浦市東崎の鷺神社に建久三年(一一九二)八田知家が六地藏灯籠を寄進していること、第二に小田治久(高知)の弟、即ち八田城主孝朝の叔父にあたる道尊が鴻巣(那珂町)



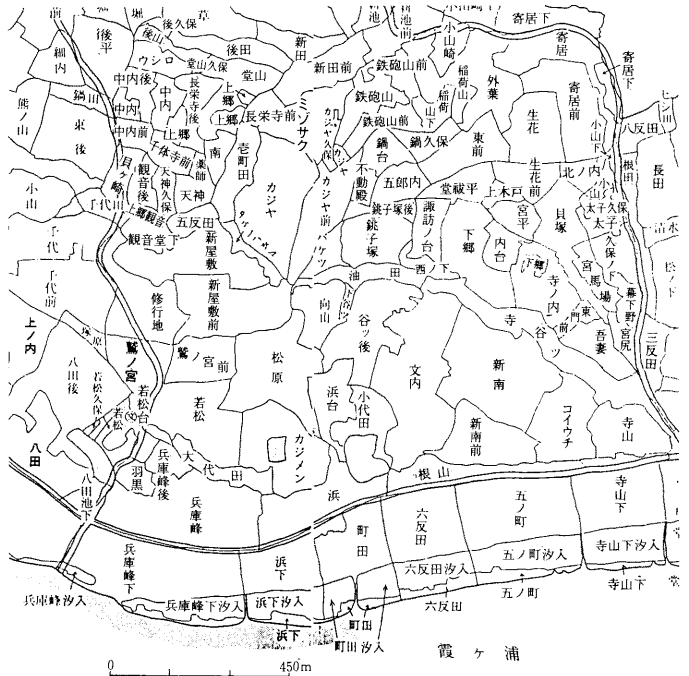
地図 B-12 下岩瀬の味相作（『土地宝典』より作成。耕地整理が終了した西側の耕地は、旧『土地宝典』によって加筆した）

の鷲神社の神宮寺である鷲宮山宝幢院慈眼寺の住持であったこと（『大宮町史』所収「白石系図」）などから十分推察できる。したがって八田城が小田孝朝館であるとすする伝承は、信憑に足ると思われる*。

九重層塔 また牛渡下郷の宝昌寺は小田孝朝菩提寺と伝え、石造九重層塔（茨城県指定重要文化財）は小田孝朝供養塔といわれている。ほか八田地蔵堂にある延徳元年（一四八九）開眼の弘法大師像（茨城県指定重要文化財）も、小田氏文化の遺産であろう。

* 小田氏祖八田知家自身の館は『吾妻鏡』により、小栗御厨（協和町）にあったことがわかる。他に下館市八田や大宮町八田にも八田知家館と伝える所がある。八田氏（小田氏）の本拠はのち小田（筑波郡）に移るが、この小田から牛渡にかけての広い地域は、中世には南野庄に属し、小田氏の所領であった。南野庄域である土浦、後述する田村、そしてこの牛渡に及ぶ範囲に多く鷲宮が勧請されていることは、以上の歴史的背景故であろう。

ミソサクはヤツ田 さて牛渡の耕地は霞ヶ浦湖岸台地を浸食するヤツ田であり、他に一部湖岸にも水田がある。牛渡の範囲は広く、上郷、



地図B-13 出島村牛渡の小字 (『出島村史』より)

下郷、八田、房中等の区域にわかれるが、ミソサク（小字表記による。現地ではミソザクと濁ることが多い）は上郷にある。

上郷の耕地は小字小山から五反田、一丁田を経て寺の前（長栄寺前）、新田に到る一連の大きな谷で、谷頭の小山に出水があり、それを貯めて灌漑池としている（小山池）。小山池は集水力が少なく、一回抜いたらおしまいなので、非常用とされ、極度の旱魃時のみに抜かれた。また小山池の水がかかるのは小字一丁田までで、それより下は小字寺前は寺の池の水を用い、小字新田は独自の池がなく余水利用となっ

ていた。

この上郷の本谷にはいくつかの枝谷（ヤツダ）がある。小字タケノハサマ、小字後田などがそれで、小字ミソサクもその一つ、右岸の小さなヤツダである。耕作者のミソサクの評価は芳しくなく、もらってもしらない（作りたくない）、蝮が多いのでいくなといわれている等、さんざんなもので、現に耕作放棄されて植林された部分も多い。昭和五十年代後半に圃場整備が行なわれ、現在は二枚程の田があるにすぎないが、圃場整備の際の土地改良にもかかわらず、今でも湛水がある程の湿田である。

ミソザクの用水源はシミ水である。冷水で米の根張が悪く、反当収量は六〜七俵ほど、一丁田や新田の七〜八俵に較べれば、半〜一俵程は少なかった。

中世・近代におけるミソサク評価の逆転は、耕地改良の帰結 今日のミソサクは優良田には程遠く、はたしてこれが中世の最高田であったのか、いぶかしく思われる程だが、その差異こそが中世から近代に到る過程の帰結であろう。即ちその逆転を生む過程が、一帯の耕地改良の歴史であった。牛渡上郷の一帯はヤツ田とはいえず用水が不足し、近年まで山に隠れて盗水をし、けんかをしながら水を奪いあったこととである。小字新田が最近まで余水利用であったことは、まさしくその地が新田で水利権が弱かったこと、おそらく開田以前には（即ち中世には）、畑ないし原野であったことを示している。上郷には「早いであら、しずからない」（耕作できない）水田が多かったというが、ミソザクは牛渡上郷では水利に恵まれた水田のほずであり、その故に中世の

優良田だったのである。

上郷の寺院地名 上郷には小字長栄寺、小字千体寺等の寺にちなむ小字名があるが、いずれもかつて真言宗の寺があったとのことである（現在はこの二寺に東雲寺（牛渡・房中）を併せて、旧長栄寺の寺地に三寺統合の金剛寺がある）。ミソサクはこの旧長栄寺に近接するが、近辺に領主館があったことも考えられる（以上地図B-13）。

聞取調査

藤井正氏、塚本努氏より

14 茨城県土浦市田村上郷の味惣作

南野庄田村 田村は霞ヶ浦に面する段丘上に立地する村で、水田は段丘にくいこむ谷戸田と、霞ヶ浦湖岸の低湿地である。

応永十二年（一四〇五）真言院支配在所注文（「税所文書」）に、

当院支配在所注文

南野庄田村郷

とあって、牛渡に同じく中世には南野庄に属していた。

小田氏支配の痕跡 南野庄が小田氏（八田氏）所領であったことは牛渡の項で述べたが、牛渡に同じく田村にもその痕跡が残る。即ち田村は、上・中・下郷の三郷に分かれるが、上郷には八坂神社、中郷には八幡神社が祭られる。但し田村全体の鎮守は下郷にある鷲神社である。

前項に述べたように、小田氏は鷲神社を尊崇し、一族・家臣がその勧請を図ったから、南野庄故地には鷲神社が多く分布し、既述した牛渡や土浦東崎のほか、出島村上大堤などに勧請されている。

また八坂神社も小田氏の主要な居城である小田城や藤沢城に守護神として祭られるほか、筑波郡・新治郡に集中して分布する。

両社ともに小田氏の勢力による勧請を考えて良いだろう。

ミソサクはヤツ田だが、上田 （アクセント） ミソサクは上郷にあって、上郷水田の

過半がある大きなヤツ田が、湖岸の低地に出るところにある。一帯は大正十三年（一九二二）霞ヶ浦湖岸水田が耕地整理された時、同時に耕地整理された。その時谷ヤツの下方にあった池（特に名称はない）が半分に縮小された。それは灌漑域であった湖岸耕地が揚水機による灌漑に切り換わったことを受けてのものである。霞ヶ浦は遊水池でもあり、洪水時には水位が上昇する。湖岸堤防がなかった時期には湖岸水田は水害の常習地域であったと伝承されている。⁽¹⁾

さてミソサクはこの溜池の下方に位置する。二毛作をやるうと思えばできたが、排水等に手間がかかるので、実際には戦後の食糧事情が悪い時に少しやっただけという。ミソサクは一毛作田（湿地）であるが、耕地整理にともなう土地改良によって、多少麦作もできるようになったということであろう。

ミソサクのあたりは反当六俵程度。しかし一反といっても実際は九畝程度しかないのので、本当の反当収量はもう少しある。ミソサクはヤツ田の中では良田で、池より奥の田と比較すれば一俵の差はあって、収量は多かったという。



地図 B-14 田村の味惣作

寺院地名 ヤツ田の上の方に、トッポウジという地名があるが(地図 B-14の範囲外)、『常陸国誌』は田村神国寺(真言宗)は加祥寺と富宝寺が合祀されたものと記すから、その富宝寺の旧地であろう。

ミソサクは下郷の鎮守八坂神社に近く、村落の中心にあった。水害に弱い湖岸水田に較べれば、はるかに安定しており、かつヤツ田の中でも最も地力のある水田だったのである(以上地図 B-14)。

聞取調査

大川武氏(大正五年生)より

(1) 湖岸水田が近世以前にも水田であったのかどうかは検討を要する。なお耕地整理以前には、そこには「笹立」^{だち}「石田」などという地名もあったが、現在は使われていない。

五 甲斐国

15 山梨県中巨摩郡敷島町中下条の御証作

発音はミシヨウサク この地のミシヨウサクは御証作と書く。ミソウサクとはいわないとのことである。

御証作は荒川よりの二の堰がかり 一帯の用水は荒川から取水しており、一の堰、二の堰、三の堰がある。二の堰以下は一の堰の分かれて二百町以上も灌漑する大規模

用水だが、御証作には主に二の堰がかかり、一部一の堰もかかったらしい。

御証作は一等田 御証作は土地台帳で一〇等まである中の一等田だった。もっとも元来は二等田であったが、戦争中の供出の時に一等田にしたとのことである。耕土が深く、戦前でも九〇俵はできたという。

聞取調査

志村金雄氏（大正十三年生）、長沢計郎氏（明治三十九年生）より

むすびー中間報告としてー

以上①下小泉、②強戸、③沖之郷、④里矢場、⑤卒島、⑥梁、⑦船玉、⑧幡、⑨小野、⑩坏渡、⑪西塩子、⑫下岩瀬、⑬牛渡、⑭田村、⑮中下条と一五か所の御正作地名についての現地踏査の結果を報告した。以下後述する⑯長岡、⑰下小幡も含めて、簡単にまとめておく。

本章における目的は第一にはミソサク地名の歴史的意義を明らかにすること、第二にはその地名を用いて、その地域の中世の状況を明らかにすること、第三には中世在地領主の直営田の分析を通じて中世の生産力のあり方を明らかにすることであった。

御正作の多数は湿田 ここでは第三の点に即した要約を行なっておきたい。一七か所のミソサクを比較検討してみると、湿田がきわめて多いことに気づく。ミソサク自身、あるいはその周囲に独自の湧水をもつもの（①⑦⑨⑩⑫⑬⑰）や、強湿田の周辺部にあるもの（①③⑧⑩⑬⑯⑰）が目立ち、半湿田（②⑭）も含めれば一七例中一三例までが湿田ということになる。東国の御正作は湿田が中心であったわけだが、中世における河川からの灌漑がきわめて不安定であったことをよく示している。

乾田正作の多くは湧水利用 乾田の御正作は事例は四例（④⑤⑥⑮）と少なかったが、今日でも一帯の最良田となっているのが特色である。

今回の調査では二例が数キロ離れた位置にある大湧水を用水源として利用するものであった。こうしたタイプは灌漑用水が安定している上に乾田で生産力も高く、中世の理想的水田であり、領主直営田の典型といえよう。

山梨県の場合、『今昔物語』に登場する大井光遠ゆかりの地ともいわれる甲斐国大井庄故地、即ち甲西町の大師には佃と通称される水田がある（佃地名は小字ではない）。この水田は今日でも一帯における最上田であるが、用水は一・五キロメートル程北方の滝沢川扇状地末端民間神社境内に湧出する泉であり、右の事例に追加することができるが、湧水利用の乾田型領主直営田は相当多く存在したはずである。

次に河川からの用水を利用する乾田は意外に少なく、二例（⑥⑮）であった。

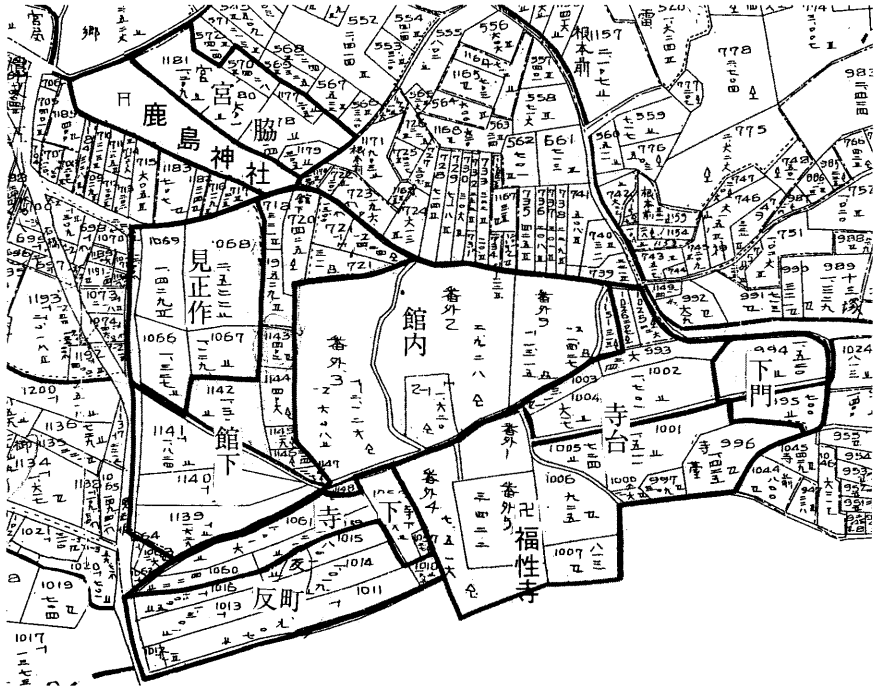
御正作は古田、神田 さて御正作のもう一つの特色はその一帯の開発が古く、御正作自身も古田であるという点である。周辺に古墳や古代遺跡の存在するものは六例（②③④⑦⑧⑩）にも及んでいるが、また鎮守社に隣接、近接する例も八例（②③④⑤⑥⑩⑪⑭）と多かった。現地調査であるが別図（地図B-15）に示した茨城町下飯沼の見正作はその典型のようにも思われる。東国の在地領主が新田よりも古田を、それも村落中心にある良田の掌握を志向したことは明瞭である。

中世文書をみると、

「神田内四段大を召し上げられ、御正作に成さる」（『鎌倉遺文』一

六一―二四六六）

「神民ら相伝の能田を撰取り、地頭分と号して領作せしむ」（『鎌倉



地図 B-15 茨城県茨城町下飯沼の見正作
(館内、鹿島神社に隣接する。水田等級は81で村内で最高である)

「公田と称し有名無実の薄田を切出し、相残る能田を地頭正作と号す」〔東寺百合文書〕ヒ五五ノ六五
 「百姓名熟田を撰取り、地頭名薄地に立替」〔鎌倉遺文〕二一一一六三九九

等、神官や百姓の良田を地頭正作等にとりこむ事例が多くみられるが、御正作が古田であったり、鎮守社の周囲に存在することは、まさしくこうした記述と対応するものである（なお本部六章へまとめ）一五七頁以下を参照のこと。

残された課題は多い。調査の過程では地名としての御正作と、本来の中世御正作田とのずれ、特に範囲の問題を大きな課題と認識した。水田評価の客観性の問題（反当収量等は年毎に差異もあり、聞取調査では主観的な答しか得られない）等も方法上の問題点として感じたが、最も問題なのは調査事例がわずか二十例弱にすぎないという点であろう。今後小字・通称地名を含め他のミソサク地名の現地調査を蓄積していくことは勿論、ミソサク類似の地名の調査も積極的に行なっていきたい。

但しその場合に気がかりなのはこうした水田が近年余りに急激に消滅していることである。今回調査した一七例中についても私が現実にミソサク水田をみることでできたのは④⑧⑩の三例にすぎなかった。残りは大半は近年の圃場整備事業によって消滅していったのであり、私の調査期間前後になくなったものも少なくはなかった（⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯）。そうしてもう一つ気がかりなのは、こうした地名の資料としての重要性が全く歴史家に認識されていないということである。本章執筆にあたって極力既刊の市町村史の閲覧を心がけたが、御正作の存在に言及しているのは管見の限りでは『小山市史』通史編一冊にすぎず、それも叙述は簡単なものであった。⁽¹⁾

冒頭に述べたように、私がミソサクという地名を知ったのは、真壁

地方において通称地名、私称地名を調査・収集していた時である。私はこの地名の意味がわからず、それを知るまでに二年の時日を要してしまっただが、今さらながら調査時に意味不明の地名であっても、その位置と特色を正しく、かつ網羅的に記録しておくことが必要であることを再認識させられるとともに、こうした調査を個人的にはなく組織的に実践することの必要性を痛感したのである。

(1) 但し旧稿『信濃』三八―三、一九八六年三月)発表に前後して、御正作地名を現地に即して検討した市町村史や論考も見受けられるようになった。旧稿掲載号には過去に信濃国大井庄の佃等を調査されていた井原今朝男氏による信濃荘園調査報告も掲載されていたが、引き続いて『信濃』三九巻以降には、信濃史学会が提唱しての「地名調査報告」が数回掲載され、小穴芳実、菊池清人、小池雅夫、矢野恒雄、松崎岩夫らの諸氏による長野県内の佃・前田の報告がなされている。ほかにも例えば茨城県『友部町史』(一九九〇年)は、岩間町上郷の小字堀の内に隣接する御正作に言及しているし、山中雄志「丈量地籍図を利用した中世館関係遺跡調査に関する覚書」(『うつわ』二、一九八八年四月、国学院大学第II部考古学研究会)は、福島県桑折町成田の小字味噌作に言及している。

第三章 地名による中世常陸国真壁郡長岡郷一帯の景観復原

——みそざくと叶(かのう)——

はじめに

常陸国真壁郡は常陸大掾・平氏の一族、真壁氏の拠点である。真壁氏は他の大掾一族に同じく「幹」の一字を通字として踏襲しながら、中世を通じて所領を相伝していったが、その中で真壁郡内の各郷(村)を苗字とする庶子を派生していった。例えば長岡郷(村)(現真壁町長岡)を根拠とし、長岡を苗字とした長岡氏がそれである。

真壁氏は中世文書「真壁文書」を、長岡氏は「真壁長岡文書」(「古宇田文書」)を残した。真壁氏・長岡氏は関東地方にあっては貴重な中世文書を残したのだが、特に「長岡文書」(「古宇田文書」)には、在地の耕地々名等が多く記されるところから、在地状況がよくわかるフィールドとして多くの研究者にとりあげられ、景観復原が行なわれてきた。

小山靖憲「鎌倉時代の東国農村と在地領主制——常陸国真壁郡を中

心に——」(『日本史研究』九九、一九六八年、のち『中世村落と荘園絵図』に再録)

石井進『中世武士団』(一九七四年)

はその代表である。また近年、

『真壁町史料』中世編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(一九八三年、一九八六年、一九九四年)

が刊行されたが、その過程で「長岡文書」の各種写本の元本と考えられる古宇田文書も発見された。いよいよ真壁氏・長岡氏研究の進化が予想されよう。

一九七九年春、私たちのグループ(榎原雅治、藤原良章、山田邦明、服部)は『茨城県史研究』四一号に「消えゆく中世の常陸」と題するレポートを発表して、圃場整備事業による真壁郡の旧水田の消滅に関する問題提起を行なった。その後一九八一年の冬までに残る旧水田の殆どは失われて、一帯の水田景観は一変したが、その間、調査を重ねる中

で長岡村の慶長十二年、慶安三年の検地帳（長岡ゆう氏所蔵）、下小幡村の安永八年、嘉永四年検地帳（大関正雄氏所蔵）、また上小幡の田口良平氏所蔵の近世文書をみる機会を得た。また聞取調査についてもさらに多くの方々の御協力を得て実施することができた。その結果、いくつかの新知見も得られたと思うので、以下それらについて報告したい。

一 里の景観

1 地名の収集

検地帳地名と小字 近世検地帳には夥しい数の小字が記されているが、それらは必ずしも今日真壁町役場で使用している小字とは一致せず、数もそれよりはるかに多い。そこで聞取調査を行なってみると、長岡でも下小幡でも検地帳記載地名の比定がかなりの部分まで可能であることがわかった。つまり検地帳地名は行政資料である小字とは別に、住民の間で慣用的に用いられて、圃場整備による旧耕地消滅まで、その生命を保っていたのである。

地名の残存率をみてみよう。長岡の場合、慶長十二年（一六〇七）、慶安三年（一六五〇）の両検地帳に登場する一〇八の小地名のうち小字として残るものは三一で二九パーセント、通称として残るものは三七で三四パーセント、合計六三パーセントの地名が復原可能となった。下小幡の場合では安永八年（一七七九）、嘉永四年（一八五二）の両検

地帳には五二の小字が記されているが、今日の下小幡には八の小字しかない。小字以外の通称地名も含めてみれば、検地帳地名のうち小字として残るもの六で一二パーセント、通称として残るもの二七で五二パーセント、併せて六三・五パーセントが復原される。なおより精密な聞取調査を実施すれば、この数値はさらに増加するはずである。

検地帳地名と現小字の関係をみておこう。明治九年（一八七六）下小幡村地籍図に記される小字名は、今日のものと同じである。したがって明治政府が地租改正のみに新小字を決定し、そのまま今日に到ったものと推定できる。嘉永年間に五〇以上もあった地名が、二



写真 C-1 圃場整備前の長岡旧水田 廃線になった常総鉄道筑波線が走る

〇年そこそこで一〇足らずに減ることなど、ふつうは考えられない。明治政府が地名を取捨選択し、多くを切り捨てたことが良くわかる。具体的には長岡村でも下小幡村でも、従来のいくつかの小字をくみあわせ、その中の代表的な一つを新小字とし

た。例えば下小幡の丑^(牛)の場合、寺田、砂田、ざる田、ハナ田、丑^(牛)の町、幡^(幡)田、萱^(萱)手免、上川端、下川端という九の従来の小字を統合し、その中の丑^(牛)の町を選んで、新小字として命名している。

さて上小幡、白井については検地帳は残存していないが、現小字が決定された過程は下小幡、長岡と同様であったはずである。そして小字として採用されなかった地名が、住民の間では使用されつづけられてきたこともまた同様であった。検地帳の残る下小幡、長岡に較べれば粗いという印象は否定できないが、聞取調査によってある程度まで江戸時代の小字名が復原可能となる。

このような作業を経て作成したのが巻末地図C—1である。

2 地名の特色

中世文書に一致する地名 さて収集し得た地名からどのようなことがいえるだろうか。まず慶長検地帳の地名の六割強が復原可能であったことは、地名の多くが近世以前、即ち中世に遡及し得るものであることを示唆しているが、実際中世文書である「真壁長岡文書」に登場するいくつかの地名が現在も長岡に残っている。即ち堀の内、大町、反町^(反)、籠町、とよ口、ひきぢ、くずれ等である。地名が鎌倉期から南北朝期に遡及し得る相当に古いものであること、歴史資料としての価値をもっていることは明瞭である。

歴史地名 地名の命名法はさまざまであり、その意味するものも種々雑多である。その地の歴史的性格を語る地名には、まず堀の内(長岡)、竹の下(上小幡、長岡)等館^(館)関連の地名がある。ほかに蔵前(下

小幡)、オクラ前(白井)、郷倉^(郷)(上小幡)という地名があるが、近世の郷倉に関するものである。また職人・手工業に関連するものとして、番匠田(長岡)、萱^(萱)手免(下小幡)、細工田(上小幡)がある。番匠は大工である。また萱^(萱)手(茅手)は注文に応じ、道具を持って村々を回り、茅葺屋根を葺く渡り職人をいう(『日本国語大辞典』、『新編常陸国誌』)。細工とは小道具や竹細工等を作り売る人々をいったものであろうか。これらの地名は村落と職人とのかわりを示すように思われる。また寺田、油田とは寺に付属する免田や、灯油免田をいったものであろう。

形状地名 地名の命名法で多いのは形状に由来するものである。即ち横枕、大町、長町、つるまき(以上長岡)、横田、角田^(角)、履形^(履)(以上下小幡)、相の田(長岡及び下小幡)等がある。

長岡の横枕は隣接するしんなしが東西方向の長地であるのに対し、南北に細長い二枚からなっている。したがって一坪相当の方形区画の中にあってあたかも枕のような形状を示している(柳田国男『地名の研究』角川文庫、二〇四頁)。また水系のうえでもしんなしが並木東の溝より取水するのに対し、横枕は並木西(大町東方)の水路から引水するのである。条里制的な地割にあっては「坪」に相当する一区画毎に地名が命名されているのが普通だが、その一区画の中に異なる性格の水田が存在する場合には、このように異なる地名が付された。

履形、角田、つるまきなどはその形状がくつに似ていたり、三角形であったり、つるまき(弦巻)形であったりすることに由来している。相^(相)の田は間の田とも書き、長岡では柿の口と中道の二つの畠地にはさまれた水田をさし、下小幡のそれは方格プランをもつ油田および反町

の間において、区画を異にする水田をさしている。ともに間の田の意である。

形質地名 また水田の土質に由来する地名は、例えば砂田、ザル田、ぬかり等で、砂田、ザル田（下小幡）が水もちの悪い水田であるのに対し、ぬかり（長岡、白井）はその反対にきわめて滞水性の強い低湿田をさしている。

しんなしは「尻無」の意であろう。口無、頭無（ずなし）「しゅうなし」ともいう）はどこから水が出てくるのかわからないが、いつしか水流のあるような、口、頭のない小川などを指すことが多く、尻無はその逆に末端がどこで水が消えているのかわからない水路などをいう。山の沢の名前にも時おり「新梨沢」をみるが、同様に末端が伏流になっているのであろう。尻無と漢字で書いて、しんなしと読ませている例は茨城県では利根町羽中がある。あるいは底無と同義の可能性も考えられる。

下小幡のどうめきなどは沢に近いことによって命名されたものであろう（前掲『地名の研究』、二〇頁）。

中世地名くすれはクドリ 「くすれ」は中世地名で建武、応永の謙状にみえている。近世長岡村検地帳では、慶安帳に「くつれの前」とあるが、慶長帳にはそれがみえず、かわりに「くとれ」「くとれの前」とみえている。今日「くどり」という場所があり、その場所に該当しようが、「くすれ」「くつれ」「くとれ」「くどり」はいずれも同じものということになる。「ず」と「ど」、「れ」と「り」の中間音があつて、「クヱオリエ」はさまざまに文字表記されたことになる。

東限くつれの沢 「くすれ」は「くどり」と同じものと考えれば、建武二年（一三三五）正月十八日長岡宣政議状にみえる、

ゆいいん二郎太郎ならひにえんきやう寺さかいの事、ひんかしくつれのさわのなれ、ちさうたうのにしをかきる

とある記述も理解しやすくなる。既に『茨城県史研究』四一号に報告のあるように、円鏡寺は排仏毀釈まで字北坪の東端にあつた。その東には、まさに「くとり」からくる沢（不動沢、即ち「くつれの沢の流れ」があり、さらに沢を越えた東に接して、三枝祇神社境内がある。ここには近世中期まで地藏堂があつたのであり、くつれの沢即ち地藏堂の西となるのである。

北限くつれより小幡境 なお、この四至は東限につづいて南、西を記したのち北限を記す。この北限は従来の写本（国立公文書館蔵本、静嘉堂文庫蔵本など）では破損等のため解読されていなかった部分であり、新発見の古宇田文書により解読が可能となつた部分である。但し『真壁町史料』はこの部分を「きたこれよりこはたさかい」と読んでいる。一方明治八年（一八七五）前後の写本と考えられる「真壁長岡文書」（長岡ゆう氏蔵本）は「た くつれよりこなたさかい」と読んでいた。四至は元來厳密な表現を要求されるものであり、「これ」とか「こなた」といった代名詞が登場することにはいささか異和感がある。私は両方の読みを参照しつつ、『町史料』に掲載された写真版によって「きたくつれよりこはたさかい」と読んでみた。というのは、くつれ（くどり）は

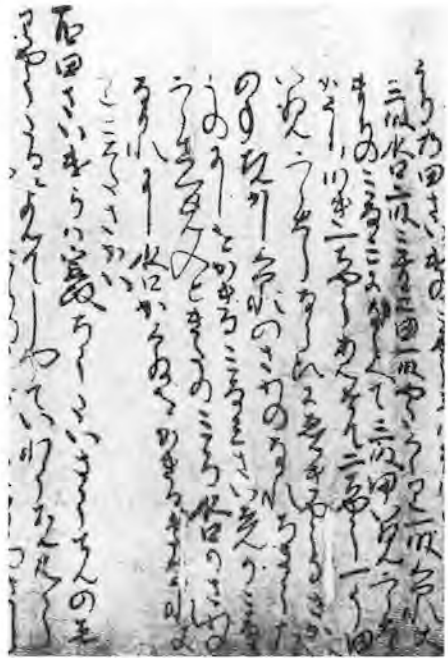


写真 C-2 建武2年、長岡宣政讓状(長岡古宇田文書) 四至の終行は「北、崩しより小幡境」とよみたい。『真壁町史料』中世Ⅱより

長岡と下小幡の境界に近接しており、こう読むことによって北限の線が明確になるからである。⁽²⁾ 以上により、四至の東限と北限はほぼ確定できたと考えられよう。

また、つづく応永五年(一三九八)長岡政長讓状、および応永廿八年(一四二二)古宇田幹秀讓状に、

山ハひきちよりひかし、くつれこはたさかひのみちをかきる

とある点も同様に、同じ場所からの山側に行く小幡境の道と考えることが出来るだろう。「くすれより小幡境の道」は、境界として重要な意味をもつ線だった。

なお、クスレとタドリ⁽¹⁾の混用は他地域にもみられる。奥只見山系の高幽山に「クドレ沢」という沢の名があり、二万五〇〇〇分の一図(国

土地理院)に記入されている。この同じ沢を藤島玄編集「越後三山・只見集成図」(五万分の一図、湯の谷村発行)は「崩レ沢」と表記している。関東北部から越後にかけては「崩レ」と「クドレ」(クドリ)の混用があったということが出来るだろう。語源はその名のとおり「崩レ」、崩壊地に由来すると考える。

共通する地名 四村の地名を調査してみると、相互に共通する地名が多いことに気づく。先述した竹の下が上小幡、長岡の両方に存在する他、前田(めい田、前の田)は下小幡、長岡、白井に、相の田(間の田)は下小幡、長岡に、柳田は下小幡、長岡に、ぬかりは長岡、白井に、そりまちは下小幡、長岡、白井に、みそさくは上小幡、長岡に、馬場^{ばば}は下小幡(番場田)、長岡、白井に、桜ぼは長岡、白井に、という具合である。また横枕は今日では長岡でのみ確認できるが、下小幡村検地帳にもその名がみえるから、かつては下小幡にも存在したと考えられる。

中世の郷と近世の村 これらの事例は地名が普通名詞的に命名される場合の多かったことを語ると同時に、地名の命名が近世の村を単位として、各村毎になされていることをも語っている。そしてさらに「真壁長岡文書」にみえる中世長岡村の地名が全て近世以降の長岡村の村の範囲内に存在するということ、建武二年(一三三五)正月十八日平宣政讓状に「こはたさかひ」、応永五年(一八九八)正月十六日妙幹讓状に「こはたさかひのみち」とみえるものが、今日の小幡との境界近辺に該当すると想定されること、あるいはまた竹の下のような中世的な地名が近世の各村を単位にして分布していることは、ある程度近

第三章 地名による中世常陸国真壁郡長岡郷一帯の景観復原

表 C-1 慶長 12(1607)年 10月 17日長岡村地誌帳<上段>及び慶安 3(1650)年長岡村検地帳<下段()内>(単位=反・畝・歩)

	水の口	北田小は たさかひ	北 田	(羽 入) はにう内	(相の田) あいの田	寺まへ	えひす うち	大みちの はた	はやと うち	いしは しまへ	四反田の うち	さとの まへ
上田	4.1.19 (4.4.08)	12.5.23 (4.5.18)	29.6.14 (23.9.05)		7.8.00 (13.7.03)			5.1.29 (7.2.27)		2.0.04	4.0.09 (3.9.22)	4.9.04 (5.8.25)
中田	0.0.10				(3.2.01)			(2.5.08)		2.3.12	1.2.15	
下田	(0.0.25)				(0.8.00)							
上畑	(6.3.24)			5.3.10 (3.6.27)		6.3.04 (11.4.14)	5.0.07半	7.5.04	2.9.16			(1.6.07)
中畑	1.2.08					(0.4.07)						
下畑												
下々畑												
屋敷												
備考	普通名詞として使われる注(2)参照	通称	小字	長岡村図(長岡ゆう氏蔵)にみえる	小字			小字				小字

	ほりの まへ	ほりの内 まへ	なあらと	しま川	すな田	竹の下	みなみ まへ	つるまき	だうか まへ	せかき でん	たやの まへ	くほた
上田	4.3.19	7.2.18 (14.7.24)	2.3.26	1.9.16 (0.2.23)		2.2.12 (8.0.24)	3.2.27		1.3.04			
中田		2.2.08 (0.0.17)	1.2.00	0.1.28 (1.0.14)		1.9.15		2.4.24	1.5.22	2.3.12	3.2.18	10.7.05
下田		(0.0.02)		1.4.05 (0.0.18)		2.1.00						
上畑		0.0.06	3.0.26 (3.1.14)	0.0.24 (3.8.17)		(3.1.26)			(1.6.22)		1.7.03 (2.8.29)	
中畑		0.6.04		6.2.26 (5.3.12)	1.0.20	0.1.27		2.0.19	(2.4.22)		0.2.00	
下畑		5.1.29		5.8.15 (0.6.28)		(0.0.16)			0.1.12			
下々畑				0.3.06								
屋敷		(0.8.22)										
備考	ほりの内まへに同じか	前田(小字)か	なわらいと、とも	小字	通称(但し下小幡)	小字		通称	慶安帳「菅の前」通称			

	あかはね	やのか みまへ	しらか内	やまふ しき	天神の まへ	こにたた	くろや地	かきの口	子持か しま	清水田こ はたさかい	清水田	ぬかり田 なみ木下
上田	(11.0.00)					3.9.20	0.4.06					
中田	2.8.00 (1.6.20)					7.6.23			1.5.20	2.8.15	5.7.18 (13.0.04)	4.5.25
下田	(3.4.05)								24.0.02 (17.2.15)			
上畑		0.4.05	12.7.14 (4.2.24)	17.1.11	2.2.11 (12.4.06)			6.7.02 (4.1.10)	(0.0.06)	(0.1.21)		
中畑			0.2.02	10.6.06	1.3.27 (12.9.19)							
下畑		0.1.26		0.1.20								
下々畑												
屋敷					(2.2.29)							
備考	小字(但し白井)				慶安帳では「天神宮」通称			通称		慶安帳では単に「小幡境」通称	小字	なみ木下別にあり通称

第I部 みそさく・ようじゃく

	八反田	しほほり	かこのま ち川また	よろいの 町	かこの町	うめ川	くりた のまへ	前さい	円きや うし上	円きや うし	こりどう	りんと ひかし	くとの 前
上田					(4.9.29)								
中田	6.5.07 (2.5.19)			(5.3.25)	(1.2.22)								
下田	6.7.01 (7.7.03)			5.7.27 (1.5.08)	1.8.06	0.2.10							
上畑	(2.5.22)			(4.4.26)			2.8.11		0.5.18				
中畑	0.4.15			(2.2.13)			0.6.20	1.2.13		0.8.18			(1.0.29)
下畑		1.9.03		(0.3.08)				1.5.04	2.9.08		(0.9.29)	0.3.10	3.0.25 (4.4.10)
下々畑						1.9.13					1.1.09		5.1.19 (1.4.18)
屋敷													(0.9.19)
備考	小字	下畑(通称)であ ろう	小字	通称	慶安帳の 「北籠ノ 町」と推 定 小字				通称	通称	通称 (五輪堂)		慶安帳 「くつれ 前」通称

	あみたの まへ	あみたの ひかし	くまの 山	ははきと	くまの まへ	くどれ	なみ木下	横 枕	なみ木	そり町	大 町	中 町
上田							(6.2.00)					
中田							12.4.20 (3.5.04)	3.8.27	9.0.19	9.8.06	5.3.01 (15.5.05)	5.0.09
下田	0.7.11 (1.7.17)	1.0.13				0.6.20	3.8.23 (15.8.12)			4.5.12 (2.3.24)	3.0.06	3.2.13 (4.8.16)
上畑	(5.0.02)										(0.0.06)	
中畑	(4.7.26)			1.4.28								
下畑	3.4.10 (6.9.00)	1.1.29		7.0.12 (11.2.26)								
下々畑	1.4.28 (0.1.20)	8.21	5.3.06	14.7.26 (19.1.06)	0.8.20							
屋敷	(2.0.08)											
備考	慶安帳 「阿弥陀前」 通称「おあみだど う」か			小字		通称 「くとり」	小字	通称	小字	通称	小字	慶安帳で は長町 (通称)

	南かこ町	つなくさ	つほくさ	かけ田	六田はた	びはくび	さかぐち	ごりど うまへ	引 地	やまの神	ささやき	み ね
上田			(0.1.06)									
中田	(5.9.27)		(23.4.29)			(3.8.21)						
下田	17.0.21 (5.1.09)	4.5.18	0.8.06 (0.2.05)	15.8.04		6.0.28 (0.4.24)						
上畑	(0.6.14)		(0.0.12)	(1.8.01)	(3.1.23)	(2.7.12)					0.2.20	
中畑			(4.7.24)	(1.7.18)	(2.0.23)	(0.8.22)	(1.3.09)				1.0.00	5.1.16 (7.0.18)
下畑	0.3.22		0.7.13 (0.1.11)	2.3.29	8.2.21	3.2.12	5.0.27 (1.4.19)	0.9.05	7.7.12 (3.9.15)	(8.3.10)	13.0.22	27.0.09 (4.8.04)
下々畑						1.2.20			1.4.01 (2.7.14)	12.0.27 (3.9.12)	5.8.30	(0.8.22)
屋敷							(0.3.06)					(2.5.12)
備考	小字	小字	小字		慶安帳で は「六田」 (通称)	通称 「びわこ」 か	通称	通称	小字	小字	通称	小字

第三章 地名による中世常陸国真壁郡長岡郷一帶の景観復原

	ははき戸 道より南	杉山ま へ	円きやう 寺の西	田代の まへ	田代道	ひし塚	たしろ	かめ石 の上	ねふつ つか	かの田 (かの畑)	大くほ	かふれ たし	柳 田	せき下
上田														
中田													1.0.01	
下田				4.2.04			(1.7.22)	0.3.14			3.7.04 (3.5.21)			0.2.06
上畑			5.6.24 (3.5.28)	1.8.18										
中畑			1.7.04										0.7.14	0.3.18
下畑	1.2.00	3.1.08	0.9.24				4.0.16 (0.3.28)	1.7.14	4.9.26		0.7.28 (2.6.09)			1.0.00
下々畑		6.8.26		7.3.15	4.1.00	1.5.18	6.9.09 (4.0.17)	0.1.20 (2.8.20)	21.0.22 (8.6.23)	3.1.16 (2.7.13)	6.3.12 (4.3.17)	1.10.12		
屋敷														
備考	小字		通称	下田のうち13.2.2は「丑より田の池」通称	通称		通称	慶安帳「亀石」小字	通称「念仏塚」	慶安帳「かのはた」小字叶	小字		小字	

	はん上 田のしり	といぐち	といの下	川 畠	川むかい	とミノ いり内	川はたけ 白井さかい	小せき	市ノ町	ぬかり	ねくろ まり	ふか町	うつ木 さき
上田									16.2.27 (4.8.03)				18.5.20
中田		3.5.27 (3.7.19)	0.7.10					(0.4.27)		7.8.00	1.1.25	2.5.09	6.1.16
下田		0.1.00 (0.1.01)	1.8.10					0.2.03 (0.1.27)		23.9.08 (25.8.12)		0.6.16	0.5.26
上畑	1.8.01	0.5.02	1.2.15										0.7.26
中畑													
下畑	0.4.10	1.9.00			(0.1.18)		(1.6.07)						
下々畑				2.3.18	3.7.02 (2.0.00)	0.1.10	0.6.22	0.1.24					
屋敷													
備考	通称(ばんじよう田)	通称トヨクテ(樋口)		川端(通称)か	小字		慶安帳では、単に「白井境」	通称	小字	通称			うつ木崎とも書かれる。小字

	ゆふか く前	ほりの内	ちや (その1)	ちや (その2)	にち田	北 関	大 関	屋敷の内	中 妻	はんしや う山	内記山	(屋敷)
上田	8.7.14				(9.7.12)							
中田					(2.0.02)							
下田												
上畑		(1.2.24)	(2.8.07)	(2.3.20)		(1.0.18)	(7.3.24)	(2.6.17)	(8.6.25)			
中畑			(0.0.24)	(0.3.06)		(0.5.18)	(1.3.18)	(0.1.18)	(0.1.06)			
下畑				(0.0.14)							(3.5.18)	
下々畑										(2.8.21)	(5.1.05)	
屋敷			(0.3.15)									4.1.0.22
備考		小字	朱で「堀の内前、寺寄」	朱で「大関」			通称		屋号			慶長帳には屋敷の地字表示なし

表C-2 安永8(1779)年下小幡村御田高帳覚ならびに嘉永4(1851)年下小幡村田畑反畝歩改帳

	高	斗代	分米
上田	(※1)143.3.19 (122.0.25)	1石5斗代	173石6斗2升 (183石1斗2升5合)
中田	(※2)130.2.11 (101.7.27)	1石3斗代	134石9斗1合 (132石3斗1升)
下田	(※3)151.0.00 (93.3.06)	1石1斗代	(102石3斗2升2合)
上畑	(107.3.10)	(1石代)	(107石3斗3升3合)
中畑	(46.9.24)	(8斗代)	(37石5斗8升4合)
下畑	(56.4.05)	(6斗代)	(33石8斗6升)
下々畑	(60.5.05)	(3斗代)	(18石1斗5升5合)
屋敷	(※4)(20.9.09)	(1石代)	(22石9斗3升)
備考	※1 寺田 28.4.23 付荒 20.0.10 を含む ※2 寺田 25.9.17 を含む ※3 寺田 23.1.27 を含む ※4 2.0.15 御蔵屋敷名主屋敷を含む 高は文書上のもの、実際の集計ではない		

	祝田 (岩井田)	川子田	壹手免	榎町	牛ノ町	横田
上田	21.3.29 (9.6.28)	9.6.23 (7.0.03)		4.3.24 (3.0.08)	1.7.20 (1.2.10)	
中田	2.8.29 (1.6.27)	1.1.08 (1.6.07)	0.8.03 (5.0.14)	12.0.27 (8.6.23)	4.8.19 (1.5.04)	7.3.14 (3.5.27)
下田	0.3.19 (0.7.18)	1.8.10	12.1.12 (4.9.09)	19.0.06 (13.0.09)	2.2.23 (1.3.28)	4.9.05 (0.0.17)
上畑		(0.0.07)	(0.4.09)	(3.4.22)	(0.4.28)	
中畑			(8.9.16)			
下畑			(15.1.13)			
下々畑			(2.5.19)			
屋敷						
備考		小字	通称	通称	小字	通称

上段：慶長帳、下段()内慶安帳 単位：反、畝、歩

	横町	石倉	油田	寺田	履形	地藏前 (地藏米)	番場田	ざる田	関田	反田	角田	広間田*
上田		(1.5.19)	4.4.01 (3.3.19)			12.9.21 (2.7.21)			4.6.07 (2.9.21)	5.7.28 (3.1.10)	1.2.18 (2.4.03)	(1.1.17)
中田	(0.2.14)		6.2.03 (1.2.12)	7.7.12 (5.6.22)	10.3.08 (1.2.12)	2.4.03	13.1.06 (8.9.23)		6.3.20 (1.6.14)	18.2.18 (17.5.19)	0.6.26 (1.5.17)	
下田		(0.0.27)	0.2.21 (0.0.14)		0.0.15	2.7.11 (0.0.04)	3.5.23 (2.1.18)	8.9.01 (2.8.00)	2.4.09	0.1.13	0.8.04 (0.0.09)	
上畑			(0.3.13)									
中畑		(0.6.10)	(0.2.07)	(0.2.04)				(2.2.00)		(0.0.15)		
下畑		(0.0.12)	(0.9.28)			(0.0.08)		(2.8.06)				
下々畑								(0.0.24)				
屋敷												
備考			通称	通称	通称	通称 (寅見取 0.2.08)	通称	通称	通称	通称	通称	通称

	あなた (あま田)	梅ヶ内	横枕	宮下	堀田 (境田)	間の田	糸毛 (除毛)	後田 うしろた	七石田	川なへ	田中 (田中面)	板橋
上田	(1.5.14)		(0.6.24)	3.5.25	0.9.21	12.6.17 (7.3.08)	(1.7.15)		2.1.21 (3.3.18)	(1.3.20)	1.7.21 (1.6.21)	
中田			1.4.27 (7.5.01)	3.1.29 (0.6.14)	1.4.10 (2.8.20)		4.2.29 (1.0.12)	(0.0.08)				0.0.15
下田	0.0.24 (0.0.25)		(5.2.12)	0.0.05	1.0.22	2.0.08	0.0.15	0.9.20 (0.1.23)			0.0.17	(0.0.24)
上畑		(7.4.09)	(0.3.04)	(2.9.28)			(1.0.04)	(1.0.14)			(5.1.17)	(0.9.20)
中畑		(0.6.26)	(4.6.02)	(2.8.23)			(4.4.25)					
下畑	(0.4.15)		(0.4.03)	(1.2.15)			(3.4.10)				(0.0.04)	
下々畑							(0.7.25)					
屋敷		(2.8.07) (0.5.18)										
備考	通称			小字	通称 ハナ田か	通称	小字				通称	通称

第三章 地名による中世常陸国真壁郡長岡郷一带の景観復原

	柳町	屋た田	寺堂分	宮前 (?)	片淵	砂田	上川	下川	若林	平 (除毛平)	中の内	櫛配
上田	6.6.20 (1.1.22)					1.1.22						
中田	0.9.29					2.5.10						
下田		(5.9.00)				1.1.07						(1.1.15)
上畑			(0.8.20)	(0.4.15)	(0.7.06)					(1.4.17)	(3.7.14)	
中畑					(1.5.22)	(0.2.04)				(2.5.05)		
下畑					(1.6.05)	(2.1.21)	(1.1.05)	(0.2.24)	(4.0.18)	(5.1.18)		
下々畑							(0.2.22)	(0.2.12)	(3.5.11)	(1.3.19)		
屋敷										(寅見取 0.0.05)		
備考	通称		地名には あらざる か		通称	通称			(不明 0.4.00) 小字	(寅見取 1.0.0)	通称	

	三ヶ尻	北峰	房坂 坂坂	前山	みほよみ け	小山	中坪	御手洗前	前畑	萱山	早田	高 ※1
上田	1.1.13											113.7.06
中田	0.7.12											118.5.17
下田												46.5.18
上畑	(2.5.01)	(3.6.29)			(0.2.27)	(0.2.03)		(1.1.19)	(0.2.01)		(0.1.07)	85.1.00
中畑							(0.2.15)					41.4.10
下畑		(0.2.06)										54.6.15
下々畑		(0.1.03)	(0.3.28)							(3.9.14)		5.0.13
屋敷		(1.0.12)					(0.2.18)					
備考	通称	(寅見取 2.8.12) (不明 0.3.0) 小字	(寅見取 0.1.20)	(寅見取 2.5.28)		通称	通称	通称				※1 安永 8年下小 幡村差出 帳による

上段が安永帳。下段()内が嘉永帳 *ほかに広間田・五反田分が上田7.2.22(安永帳)、上田2.0.21(嘉永帳)、五反田は小字。

世の村と中世の郷(大田文や譲状に登場する郷)とが連続すること、また村の範囲の変化が少なかったことを示唆しているように思われる。

3 長岡の水田

上田・下田の分布 表C-1、表C-2は長岡村、下小幡村の各検地帳によって、近世における田種別面積を、各小字毎に集計してみたものである。長岡村の場合、慶長、慶安両検地帳における上田、中田、下田の分布する地域は両帳の間でそれほどの差異はみられない。即ち上田は北田、相の田、大道端、里の前、堀の内前、市の町、うつきさき等、集落のある微高地に接した地域に分布している。下田は桜川よりの低湿地に分布する。即ち、鎧の町、南籠の町、ぬかり等である。現在その位置が不明の子持かしまも記載順からその周辺に考えられるがやはり下田である。中田は上・下田の中間地帯である清水田、なみ木下、横枕、なみ木、そり町、大町、といく等に分布していた。



写真C-3 圃場整備前の下小幡の旧水田 後方は石切が行なわれている加波山

う。清水田は湧水がかりであるが（天神の脇に湧水があった）、他の水田には主に二神川大堰の分水がかかった（前掲『茨城県史研究』四一、三〇頁参照）。二神川の大堰は元禄十年（一六九七）指出帳にその呼称がみえるが、興国元年（一三四〇）長岡妙幹讓状にある「白井河堰」は白井との境にあるこの大堰を指そう。この堰から引かれた用水は、再び二神川に入ることはなく、北方の小幡境まで流れていく（これは桜川とは逆方向に流れていることになる）。そこには小幡からの排水路、長岡からの排水路が合流しており、「えずんぼう」あるいは「長いずんぼう」と呼ばれる滞水域が形成されている。桜川左岸沿いには顕著な畠地がみられるが、桜川が洪水時に土砂を堆積して形成した自然堤防である。発達した自然堤防が小河川の排水口を塞いだためにできた滞水域が、この「えずんぼう」と考えられる。

桜川に近い条里制的な水田は、一般的には集落近辺の水田に較べれば劣悪田ではあったが、その中でも地形によって田の地力に差異のあったことがわかる。例えば市の町は上田が集中し、北方へいくに随って地味はおちていく。水系 次にこの

う」と呼ばれる滞水域が形成されている。桜川左岸沿いには顕著な畠地がみられるが、桜川が洪水時に土砂を堆積して形成した自然堤防である。発達した自然堤防が小河川の排水口を塞いだためにできた滞水域が、この「えずんぼう」と考えられる。

ワタシとぬかり 「えずんぼう」の南方には「ぬかり」、「ふかんぼ」と呼ばれる排水能力のない低湿田が拡がっていた。今次の圃場整備事業の際、ぬかりの地下四尺から木材が多数検出されたということである。明治頃までは、ぬかり田、ふかんぼでは農作業の際、腐りにくい松の材をいれ、その上にとって作業をした。ワタシあるいはワタリと呼ばれるその材は、強湿地における農作業を可能にする装置であった。稲作に苦闘した先人の労苦をしのぶことのできる遺構といえよう。

このように等しく条里制的な区画をもつとはいえず、ぬかりは下々田、排水能力の高い市の町、並木は良田という差異があったのである。

なお長岡における下田は、たしろ、大久保、阿弥陀前等、加波山中の谷水田にも存在した。

4 下小幡の水田

下小幡で上田の集中がみられるのは検地帳では祝田（岩井田）、川子田、地藏前（地藏米）、五反田、間の田、七石田、川なへ、田中、柳町等である。位置の判明するものは長岡同様、集落のある微高地に沿った地域が多い。現地比定ができないのは祝田、七石田等であるが、おそらく現小字川子田の近辺であろう（現小字川子田の内にある地名、うら田、どうめき等は、検地帳地名には登場しない）。

中田は寺田、履形^{くろがた}、番場田、反町等に多いが、上田の分布地域より一段桜川に近づいた地域である。榎町、牛の町^(世)、油田、せき田、宮下、埒田、砂田では上田から下田までの分布がみられるが、これらは中田の分布地域とかさなる。なお、反町^{せりまち}という地名について、柳田国男は、毎年連続して耕作することができず、二年に一度あるいは三年に一度耕作する易田のような水田であると説明している(前掲『地名の研究』、一九五頁)。柳田の見解に直ちに従うことには躊躇がある。下小幡の場合も、長岡の場合も、ソリマチは中田が主体であるし、人家にも近いからである。

下田が多くみられるのは萱手免、ざる田で、萱手免は先述した「えずんぼう」や長岡のぬかりに隣接する水田である。ざる田は逆に水もちの悪い田で砂質の自然堤防との接線にある。「えずんぼう」ないし長堀と呼ばれる水路は下小幡の北方にももう一本あるが、これは流域面積が少ないためか、長岡・下小幡間のえずんぼう程には広域のぬかり田を形成してはいない。

5 白井の水田

白井には検地帳は残っていないが、下小幡、長岡と同様の傾向を指摘できる。

イカツキ、ヌカリは湿地で、下にヨシの腐ったものが層になっていた。松丸太を入れなければ耕作できない所もあり、馬なんかおっかなくていれられない。人間も沈んで足を拵げてよしにひっかかってやっとなるとまる。イカツキ^(雷)には小さな氏神様があつ

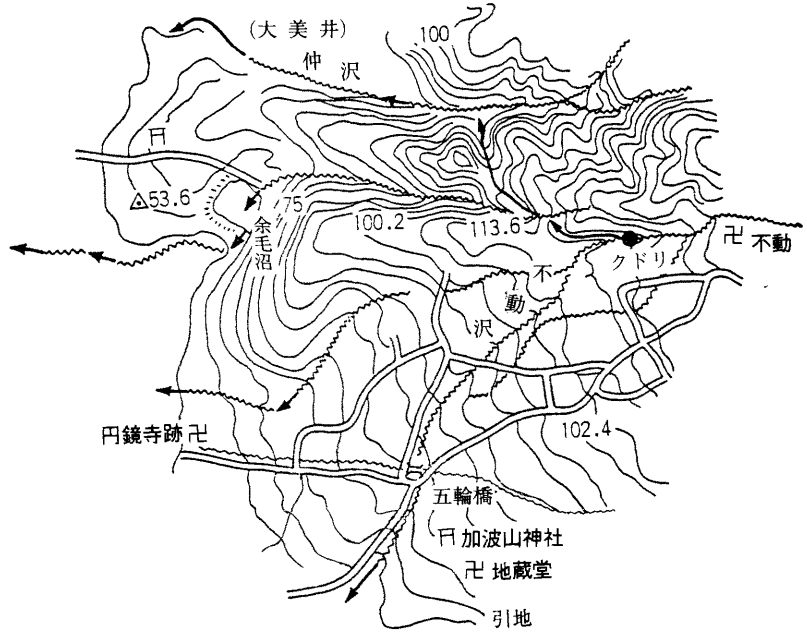
て、そこから水が出ていた。渋田の沖合の「くろ」(畦)はやわこくて、稲を運んでいるうち、つぶれて落としてしまうこともあった。ヤギナシまで行けばだいぶかわいていた。とのことである。

二 溜池の歴史

田代池は近世初期の築造 一般に溜池の築造年代は不明なものが大半であるが、長岡の田代池の場合は検地帳の記載によって、手がかりを得ることができる。

即ち慶長十二年検地帳の「田代のまへ」の項、三筆分計一反三畝二歩分に「丑より田の池」と註記されているからである。慶長検地帳は明治八年の写であることがその奥書より知られるが、この註記は原慶長帳に追記されたものと考えられる。そして慶安帳にはこのような追記々載がみられないこと、及び慶長帳で「田代のまへ」に四反二畝四歩あった下田が慶安帳では「たしろ」下田一反七畝二歩に減小していること等から判断して、この丑年は慶長十二年以降慶安四年迄の丑年、即ち慶長十八年(一六一三)、寛永二年(一六二五)、寛永十四年(一六三七)、慶安二年(一六四九)のいずれかではないかと推定されよう。

次に田代池の規模については元禄十年(一六九七)長岡村指出帳に「田代古池 東西十七間 南北十六間」とみえる。半径八間として約二〇〇歩、即ち六畝二〇歩、約六六四平方メートルで、長方形とすれ



地図C-3 クドリからの分水

ば約八九八平方メートルである。堤防の敷地を計算すれば軽く一〇〇〇平方メートル以上にはなる。したがって一反三畝二歩、即ち約一三六二平方メートルをつぶして作られたとされる田代池築造は、改修、拡大ではなく全くの新造であったということができらるだろう。即ち元禄に古池といわれた田代池は実は、五〇年から八〇年程前の、慶長十八年から慶安二年の間に造られたのである。

私たちが中世の耕地景観を考える場合には、このような近世に築造された池に依拠して灌漑される水田については、存在しなかったか、またはかなり面積が少なかったとして推考しなければならぬだろう。余毛沼はクドリから取水。次に下小幡の余毛沼については、池の歴史そのものについてはわからないが、その集水構造に関しては興味深いものがあるので、以下に説明しておきたい。即ちそれは長岡、下小幡間の不動沢に設けられたクドリから分水するのである(地図C-3、および巻末地図C-2)。

加波山中よりの不動沢は五輪橋の下を通過し三枝祇神社(加波山神社)の西を流れる沢筋が自然流であるが、上流にはいくつかの簡単な堰が設けられ用水路を派生している。その分水路の大半は長岡に流れるが、一部は下小幡にも流れた。下小幡への水はクドリと呼ばれる地点において石と砂によって作られた簡単な堰から分かれる。配分の割合は長岡七、下小幡三である。下小幡への分水は不動沢を離れたのち、山腹に開鑿された傾斜の緩い水路を経由して、隣接する涸れ沢に導入される。この涸れ沢は余毛沼の上流にあたる。クドリからの分水は大半は涸れ沢より下は自然地形に従って流れ、一旦余毛沼にプールされたのち、農業用水として利用される(地図C-3)。

但しこのクドリと余毛沼の間にはもう一か所、分水堰があった。そこからの分水はさらに北方にある尾根の最低鞍部をのりこえるように導入されて、そこから仲沢にまで落とされて、下小幡の基幹水路である大美井おまきいに導入されていた。この分水は近年に到って廃止された。しかし水路の痕跡を追求することは比較的容易である。

これらの分水はいずれも余毛沼あるいは大美井自身が灌漑すべき面積が次第に増加し、用水の不足をきたしたため、それを補うために開鑿されたのであろう。用水の幅そのものは五〇センチメートル程度の小規模なものであるから、特筆する程には高度な土木技術とはいえないかもしれないが、仲沢に到る分水などは、分水地点と尾根の最低鞍部との標高差が比較的少ないため（真壁町発行一万分の一図による大まかな読み取りでは、距離約一〇〇メートルに対し、比高差三メートル程）、見通しのきかない山中という困難な条件の中で、かなり正確な測量調査に基づいて作られたものと考えられる。

二つの分水はいつ頃開鑿されたのであろうか。両者はいずれも明治六年の下小幡村地籍図（大関氏所蔵）に記されているから、近世末期に存在したことは確実である。また取水の順序からいって、クドリからの分水が完成したのち、仲沢への分水が計画されたことも確実である。安永八年（一七七九）下小幡村差出帳（大関氏所蔵）によれば、

一、余毛溜池東西四十間 南北四十間 堤四十間

此湧水之儀ハ、長岡村ト当村ト山境より流出申候沢水ニ御座候、

両村にて半々宛先年より分け水通用仕申候、此水田方拾町歩余之

用水ニ罷成申候、普請等之節者、村方人々少ニ御座候へは、御役

所様江、御願申上、引人足奉頼上候

とある。文中の「先年」がいつをさすのかは定かではないが、クドリ、余毛沼分水が安永以前に存在していたことも明確である。余毛沼その

ものの起源はさらに古いと推測されるが、余毛沼が現在の規模にまで拡張された時期と、この分水の開鑿時期とはほぼ同じと推定されよう。

なお、安永差出帳において、下小幡の言い分は分水の取り分が、長岡、下小幡で半々というものである。これは今日の配分比、即ち長岡七、下小幡三とは異なっている。しかも余毛沼は一部みそざく等長岡の水田にもかかっているから、下小幡は三分以下になるはずである。

半分の水、クドリは境 さて先にクドリが長岡と下小幡の境界として、中世以来強く意識されていたことを明らかにした。実はそのことは、クドリの沢（不動沢）から下小幡が二分の一の水を引く権利を有すると主張していたことと密接に関連する。クドリの沢は境界の沢であり、その水は半分は下小幡の山から、半分は長岡の山から流れ出る水だったのである。

くつれ（クドリ）が境界であるという意識は、建武・応永の譲状の文言によって知ることができたが、そのことはそれ以降の山の権利、水の権利にも大きな影響を与えていくことになるのである。

三 堀の内・前田と御正作（みそざく）

さて、長岡氏の館が、小字堀の内の位置にあったことは小山、石井両氏ら先学の指摘のとおりである。その北西には菩提寺安楽寺が、北東鬼門除には智照院、五所明神、南東には鏡照院が配置されていた。

また堀の内の南に接しては小字前田があった。この前田は従来から地頭長岡氏の直営田と考えられてきている。前田は慶長十二年長岡村地



写真C-4 長岡のミソザク

詰帳、慶安三年検地帳にほりの内まへ（ほりのまへ）として、前者では一丁一反五畝が上田、二反二畝が中田、後者では一丁四反七畝が上田として書き上げられており、今日に到っても上田とされる良田で、加波山中の不動沢の水をクドリで引水し、用水として使用する乾田であった（巻末地図C-1）。

一方ミソザクをみると長岡の場合も下小幡の場合もいずれも湿田であった。即ち先述のとおり加波山よりの沢水が桜川の自然堤防に遮られて「えずんぼう」という滞水域を形成しており、その一帯はぬかりと呼ばれる強湿田だった。つまり二か所のミソザクはいずれも強湿田に近接する水田だったのである。

長岡のミソザクは二丁弱、不動沢のクドリからの分水を貯水した余毛沼のかけりであったが、微高地末端天神にあった湧水清水も利用できた。また下小幡のミソザクは加波山の沢水、大沢（南沢）のかけり

あるが、やはり東方に清水田しみづたと呼ばれる湧水の存在をうかがわせる水田があった。

残念ながらミソザクは検地帳に登場しない。しかし長岡の場合、隣接する清水、並木下は中田として書きあげられている。またミソザクの位置をヌカリと呼ぶ人も多数いたが、ヌカリは慶長帳では中田が七反八畝、下田が二丁三反九畝八歩、慶安帳では全て下田で二丁五反八畝一二歩となっている。

下小幡の場合、安永八年帳、また嘉永四年帳によれば、ミソザクの南に隣接する油田は上田が四、中田が六の割合で書き上げられ、西に隣接する広間田も上田が多かった。

聞き取りの結果ではミソザクはぬかり田の下々田であって、近代の農民の評価は低く、事実最初に休耕されるような水田でもあった。しかし近世初頭においてはミソザクは中田という予想外に高い評価をうける場合もあったのである。

したがって長岡村の地頭長岡氏は、館の前の生産力の豊かな土地を前田として掌握する一方、早魃ほかの災害に備えて、生産力はさほど高くはないが、湿田で安定性のあるヌカリ田をも御正作に設定したと考えたい。前田は生産力こそ高いが、早魃時には水がこなくなる。激しい風雨に樋や用水堰・用水路が破壊されれば、やはり水がこなくなる。土木技術が未熟な中世にはそうした危険がいっぱいあったのである。逆にヌカリは何十年に一度の早魃にも強い。中世の在地領主は全天候型の対応を常に要求された。また何年かに一度やってくる天候不順にも、最低限領主権の根幹たる勅農権だけは行使できるようにせね



写真C-5 改築前の長岡ゆうさんのお宅

ばならなかった。即ち「種子農料」の下行、再生産を保証する種籾（出
 芋米）の確保である。

乾田たる前田と強湿田の御正作カキダクの掌握こそがそのことを可能として
 いたのである。

元徳三年（一三三二）鹿島社造営注文に除分として「御手作一町三
 反」がみえている。この御手作が近代の「前田」か「みそさく」のい
 ずれかか、あるいは両方に該当しよう。ミソザクは、慶長・慶安の検
 地帳には登場しなかったが、それはなぜなのだろうか。考えられるこ
 との第一点は中世以来の伝統であろう。「検注の馬の鼻を向けず」と

いう「都甲文書」の
 著名な文言が示すよ
 うに、御正作は検注
 対象外であったし、
 右の元徳の造営注文
 でも御手作は除分で
 ある。今一点の考え
 方はミソザクが検地
 帳に記されるような
 固有名詞にはなって
 おらず、普通名詞と
 して使われていたの
 ではないかという点
 である。今後の検討

課題としておきたい。

四 山の景観

東側の山、加波山や足尾山中にも多くの地名があり、やはり小字で
 あったり、通称地名となったりして残っている。以下、順次興味深い
 山の地名について検討しよう。

1 焼畑地名・叶

叶は刈野、鹿野畑で焼畑地名。加波山中腹、標高二〇〇メートル程の
 位置に長岡の小字叶があり、「かのう」とか「かんのう」と呼んでい
 る。

慶安検地帳の「かのはた」（下々畑二反七畝、慶長検地帳で「かの田」
 （かの畑の誤まりか、下々畑三反一畝）とあるものに該当すると思われる
 が、してみると、今日全く耕地のない加波山中に、近世初頭には耕地
 があったことになる。私は当初このことを不思議に思っていたが、し
 ばらくして叶（かんのう）、かの畑とは『地方凡例録』にいう鹿野畑（か
 のはた）、即ち焼畑に由来すると気づくことができた。

「かの」（刈野）については柳田国男編『山村生活の研究』にも詳しい
 が、私自身、九州の大分県耶馬溪町・前津江村(6)や、新潟県三面村、入
 広瀬村などでこの言葉聞いた。「かの」と表記されるが、「かんのう」
 「かにょう」と発音される場合もあり、「かんの焼」などともいう。千
 葉徳爾「山の民俗」（日本民俗文化大系5『山民と海民』所収、一九八三年）

によれば、焼畑の呼称とその分布は、

カノ（カノハタ）……山形県、新潟県、福島県、栃木県
 カンノ……新潟県北部、大分県北部

となっており、『日本国語大辞典』「かの（刈野）」の項では、福島・群馬・新潟・栃木にならび、茨城県多賀郡がこの言葉を用いる地域として列挙されている。

『角川日本地名辞典』（栃木県）には多くの小字かの（畑）が記されている。特に関東平野が日光・足尾・那須山塊の裾にさしかかる一帯には「かの」地名が濃密に分布する。「かの」は、カノ、鹿野、叶、狩野、また鹿ノ畑、鹿畑かのはたなどと表記されるほか、大鹿野、小鹿野、高ノ鹿野、細鹿野、鹿野原など、また古鹿野、新鹿野、秋カノという風に形容詞を付されたり、また弥左エ門鹿野のように個人名を付されたりして、さまざまな小字表記となっている。

「かの畑」地名は平地ばかりの村には残っていないし、逆に里から遠い山中にも残っていない。いずれも集落にほど近い山中に残っているのである。同様の位置にある真壁長岡の「叶」「かの畑」もまた焼畑であったことはまちがいない。

2 焼畑地名が下々畑として検地帳に記載された意味

下々畑は移動畑（焼畑）か定畑か さて真壁郡長岡村においては、叶は近世初頭には検地の対象であった。しかも慶長十二年（一六〇七）と慶安三年（一六五〇）の二度、四三年の間隔をおいて、ともに下々畑に認定されている。

一般に焼畑は草木を刈り（これが「かんの」の語源であろう。鎌で草を薙ぐから「ナギ」「ナギノ」ともいう）、それを焼いて灰を肥料として三年間、輪作し、再び原野に放置する。一〇年程度を経過すれば、再び焼畑が行なわれる。即ち移動畑なのである。こうした場所は一般には原野の形態であって、わずかな期間のみ畑となる。こうした土地を領主はいかに把握して年貢の対象としたのだろうか。そこで多少話がそれるかもしれないが、この点を考えるいくつかの素材を検討してみたい。最初に『地方凡例録』をみてみよう。

『地方凡例録』の中の焼畑・鹿野畑 『地方凡例録』に次のようにある。

一 焼畑と云ハ……石盛等も至て低く、山畑よりも下々なり……依て検地を受るとき、例令（たどま）バ十町の場合を検地すれば五町か三町ならでは作付をなさず、半分は一箇年も二箇年も休むゆへ、十町の場合にて五町か三町高受をなす……

一 鹿野畑と云ハ、重（主）に出羽、奥州等にて唱え、極山（ごく）中にある切替畑、焼畑と同様なれども、鹿野畑は高許（たかばか）りにて、無反別にて作物仕付方ハやはり焼畑同然なり、又往古ハ見積りにて一山高請をいたしたることミへて、是より是までと畛（しん）と極りもなく、割付には鹿野畑無反別と記し、至て下免にて少々年貢を納め、悉く場広なり、又所によりてハ反別の付たるもある由なり

とあって、全面積の二分の一から三分の一を検地の面積とする見解も

あれば、無反別とすることもあって、『地方凡例録』の見解自体がバラバラである。

次に近年まで焼畑が行なわれていた二つの地域、新潟県の三面村（現朝日村）と粟島（粟島浦村）の事例をみてみよう。

三面のカニヨウ ダム建設によって水没することになった三面は『山に生かされた日々』（同書刊行会、一九八四年）、森谷周野「すの山の習俗」（『奥三面郷狩猟習俗調査報告書』所収、一九六一年）など民俗学のすぐれた記録で著名であるが、ここでは焼畑をカニ（アクセント）ヨウという（『山に生かされた日々』では「カノウ」とする）。二八軒の村中総出で山を焼くが、カニヨウをする場所は地目は原野、所有は共有地で、そこにめいめいが木に家の印（原始的な家紋のようなもの）をつけて見通しとし、それで区切って畑にした。各戸は各自の畑内の草を刈り、しばらく乾かしてのち、村中総出で焼いたのである。村で自給する食料のうち、米の割合は三分の一、山のもの（川のものも含む）が三分の一、カニヨウの分は三分の一程であった。畑は大半がカニヨウで、あとは家まわりの畑のみであった。共有地での焼畑は事実上課税対象ではなかった。

聞取調査

小池甲子雄氏（大正十三年生）より

粟島のアラトコ・ハンノウ 粟島では焼畑をアラトコといい、鎌で草を薙ぎに行く場合、「アラトコを（壁）はりに行こう」、焼く時は「アラトコを焼こう」といった。三面に較べれば小規模で、四、五軒で焼き、規

模も数反だった。さらに規模の小さい焼畑がハンノウで、アラトコは大麥、小麦、あずきで三年輪作、ハンノウは大根、かぶらを作り、一、二年でやめたりする。アラトコ、ハンノウをする土地は、耕作する四軒のうちの誰か一軒の土地で、地目は原野である。一筆調査の時丈量したことはあるが、地目は原野のまま畑にはならず、税金がかかることはなかったという。村は漁業中心で畑は女の仕事、村の平均的農家は水田五、六反、畑（定畑）七、八反、アラトコ二反、ハンノウ一反弱を耕地として所有していたという。

なお粟島浦村役場に明治初年の更生図（百間五寸図）が残っているが、村の集落部分を除けば公有地（共有地のことであろう）と、銘々所持地のいづれかとされている。また大正初年の村有地の借地申請の文書も多数残っている。この借地は無償のようだったが、このことはアラトコが実質的には村有地（先の公有地の後身で実態は共有地）で行なわれていたこと、のちそれらは耕作者に事実上、無償で払い下げられて個人のアラトコ、ハンノウの場になったことを示している。

聞取調査

本保仁次郎氏（明治四十一年生）より

大豊の伐畑 以上の二例は焼畑が課税対象とされることが、殆どなかったことを示しているが、ほかにも聞き取りをした範囲（新潟県入広瀬村大白川、福井県勝山市木根橋など）でいえば、焼畑は共有入会地で行ない、畑地としての課税はないのが普通である。しかしさらにもう

一か所香月洋一郎氏が調査された高知県大豊町仁尾ケ内の事例をみよう。⁽⁷⁾ここでは焼畑は村の共有山で行なわれたが、土地台帳付図(地籍図)には山間部に点々と「伐畑」が記されている。それは大正年間のある年の状況を示したものであり、以後実際の伐畑(焼畑)が移っていても改められることはなかったという。このようなことが特に実態と異なるとも意識されなかったのは、伐畑からの租税が低額であったためであろう。

このように近代において焼畑が耕地(畑)として登記されることは、あるにはあったが、それは必ずしも実態を忠実に反映したものではなかったのである。

対馬・飛驒の焼畑検地 これらに対し主たる農業生産を木庭作(焼畑)に依拠していた対馬藩では、特異な「間高制」^(けんたか)によって、木庭作にも課税した(伊東多三郎「対馬藩の研究」『歴史学研究』九六、九七、一九四二年)。蒔種の量と、標準指数である上々畑との換算によるもので、上々畑一町(即ち一間)に対し、下木庭は三十三町三反三畝十歩(即ち一間)に換算されていた。

同じように飛驒荘川村には安永三年(一七七四)のものをはじめ、多くの焼畑検地帳・目録がある(『荘川村史』一九七五年)。主たる生産を焼畑に依拠していた地域では焼畑も検地・年貢の対象となっていたのである。但し、対馬では年貢対象は定畑のみで、木庭は自家収入(無税)だったという見解もある(「閉じこめられた対馬」『日本残酷物語』一九六〇年)。

焼畑農業の沿革については古島敏雄「焼畑農業の歴史的性格とその

耕作形態」(『近世日本農業の構造』)に詳しい。そこでの見通しは、「凡例録の世に出た徳川中期以後において、焼畑課税は始った」というものであるが、実際にはかなりの地域差や、実態のちがいがあった。

以上をふまえて、近世長岡の「かの畑」が検地を受けて下々畑と認定され、賦課対象となっていたことをどう評価したらよいか。第一の考え方は「かの畑」が既に地名化しており、実際には定畑化が進んでいたとみることである。第二の考え方は畑畑では依然焼畑が行なわれていたが、『地方凡例録』や大豊村にみるような粗雑な検地が行なわれていたとみる見方である。この場合、慶長・慶安検地での畑畑はいずれも三反前後であるから、実際の焼畑は一町以上だったことになる。なお現在の小字叶は五筆で、面積は計二町五反余である。一方慶長検地での「かの田」(かの畑)は九筆、慶安検地の「かの畑」は五筆に分かれており、各筆とも歩の単位まで丈量されている。耕作者は慶長では六人、慶安では四人となっている。もし、実際に焼畑が行なわれていたとすれば、検地帳の記述は実態を示すものではなく、『地方凡例録』にみたような、ある種の読み替え操作を経たのちの数値ということになるだろう。判断のきめ手を欠くが、もし第一の考え、即ち畑畑が定畑であり、移動畑ではなかったとした場合でも、畑畑は検地帳にみえる他のいづれの畑よりも遠い位置にある不便な畑で下々畑であったから、しばしば放置されることもあったように思われる。

3 山の地名―クボ・ホッキリ―

クボは賭場 中世地名とは直接関連しないが、山の地名に関してクボ地名にもふれてみよう。長岡のドビクボ、白井のトウカンクボなど一帯の山にはクボが付く地名が多いが、いずれも村から極端に遠くはない位置にある。場所はたいてい日あたりの良いクボ地で、クボからは見通しが効くが、下からは見えにくい位置にある。こうした場所は博奕の開かれる場所であったという。下からはみえにくく、上からは見やすいということで、警察が来ればすぐにも逃げるのが可能だった。かつては冬の仕事はあまりなかったから村人も閑で、けっこうにぎわい、店(屋台)なども出た。博奕に勝った人はそうした店であめなどの菓子を買って、子供に与えたそうで、実際に子供の時についていった人もいる。昔の娯楽の一種であろう。くぼが賭博の開設場であったかどうかは別としても、こうした山中の平坦地はさまざまな作業をする場所として貴重なものであっただろう。

ホツキリ 白井と桜井の境界にホツキリという地名がある。自然であれば、白井方面に流れるはずの水系に対し、人工的に水系の変更を加え、端上・桜井に引水したもので、今も桜井領分の山中に、巨大な堰堤が存在する。ホツキリをめぐって、かつて白井地区に水害が出たことが、「ボウズ殺し」事件とも関連して伝承されている(『真壁の民話』)。自領の山に降った雨は、自領の用水として使用できる。先に下小幡でみた論理が、ここではより、徹底して実践されていた。加波・足尾の山中にはさまざまに人為が加えられ、その結果として真壁一帯

の耕地景観が形成されていたのである。

おわりに

一九八〇年春、私たちは旧水田の残る最後の長岡を歩いたが、一帯は圃場整備施行のため、稲の作付けはなされず、代わりに麦が植えられており麦秋の景観を呈していた。麦の作付けには乾田化が必要であるから、長町、大町以西には多くの排水路が掘削されていた。それは発掘調査におけるトレンチと同じ役割をはたしており、そのため土層の観察が可能であった。

ほとんどの断面では床土の下に茶褐色鉄マンガン層を見出すことができず、湿田としての特色を示していた。また坪草において現畦畔下五〇センチ程の場所に旧畦畔かとも想定される高まりを検出することができた。但しその正確な性格や、時代等については一切不明である。

聞取調査(書簡によるものも含む)

上小幡：田口良平、下小幡：入江ちよ(明治三十二年生)、入江半蔵(故人)・入江哲三・鈴木正之・小河原泰治・小河原徳一郎・大関正雄、長岡：長岡とよ・長岡和雄・潮田福三郎・中島市蔵(明治三十三年生)・宇田茂男・潮田新一郎・潮田忠司・潮田三郎次・潮田宏・渡辺倉三・皆川一治、白井：鶴見五郎次(大正十四年生)・中座知武(昭和六年生)・井坂三司の各氏より

(1) 田口良平氏所蔵文書には、近年までさらに多くの近世文書があったが、鼠害のため焼却し、今日残るものはその残りであるという。上小幡村検地帳もそのような経緯の中で失われたのではあるまいか。なお暦応四年(一三四一)四月十日の沙弥道大讓状(萩藩譜録・楢杜六郎広連『南北朝遺文』中国四国②一〇六〇)に、
常陸國小幡四郎左衛門尉跡参分一地頭職

とみえるが、小幡は常陸国内に他に行方、東・西茨城、新治の各郡にも地名がある。また長岡氏自身は官途を有しておらず、はたして同格の真壁氏庶流が左衛門尉を名乗り得たのかという問題もあり、真壁一族には比定しにくい。

(2) 文字からすると問題の箇所は「くれより」かもしれないが、案文であることを考慮すれば「く(つ脱)れより」でさしつかえなからう。もし刊本のように「北これより小幡境」と読むならば、「これ」は西堺である「水口かくね」を指すことになるが、「水口」は南堺の一部にもみえるから、北限の線が水口と小幡境を結ぶ南北の線になってしまふ。くつれと小幡境を結ぶ線であれば東西の線になると考えられるから、北限の線にふさわしい。

なお水口の地名は、慶長・慶安両帳のほか嘉永三年吉松持高改帳、同作十持高改帳にもみえて、近世末期まで用いられた地名であったことがわかる。その位置は検地帳の記載順序から考えて、北田の東方、不動沢よりの用水が水田に入る一帯をさしたと考えられるが、今日ではその正確な位置は判明しない。水口という呼称はむしろ普通名詞的に各水田の取水口をさす呼称となっている。建武の譲与時の面積はわずか二町であるから、水口の沢とは五輪橋から西方、堀の内の北を流れる水路の可能性がある。

(3) なお長岡のそりまちは小字となっている位置(通称では「小幡境」)

とは別の位置(二神川ぞい)に通称地名がある。小字と実際の呼称がちがっている事例である。

(4) 大堰からは白井方面にも分かれがあるが、白井では店の堰たなと呼ぶ。この部分は新しいもので明治か大正に開設されたものという。

(5) 検地帳は田積の集計を記したところで終わっており、畑地の集計部分がない。奥書は次のとおり。

右之外総計御検地役員等本帳虫附散失不相分候事
但本帳縁故不相分塩谷半六旧来所蔵候也

明治八年乙亥七月曆写長岡村戸長長岡寛十郎(判)
「長岡文書」の伝来を示唆するものである。

(6) 服部「二豊のユウジャク」(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『紀要』五)

(7) 『景観』II(日本村落史講座3〈近世・近現代〉、一九九一年)

第四章 遠江国初倉庄の荘園景観の復原

——堤防の中のニシヨウダク——

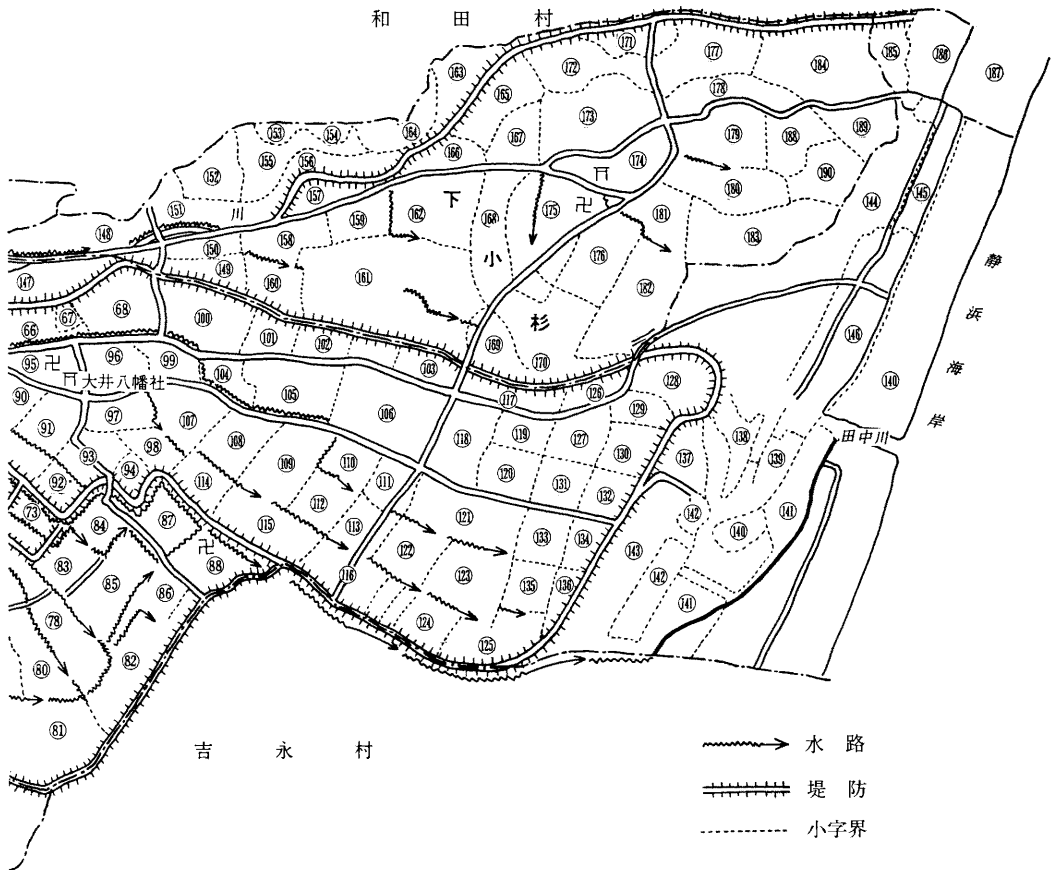
大井川氾濫原における輪中堤防 大井川の左岸、遠州灘にも面する南

禅寺領初倉庄は、大井川の氾濫地帯にあって、そのためそこには洪水より身を防ぐための「舟型集落」や「輪中」村落といった特異な景観が形成されており、地理学者・歴史学者の注目を集めてきた。代表的な研究に黒田日出男「中世後期の開発と村落」(『歴史学研究』三四六、一九六九年、のち『日本中世開発史の研究』に再録)、谷岡武雄「大井川扇状地における散居集落」(『史林』五〇―三、一九七三年)、磯部博平「大井川下流域の集落」(『地方史静岡』三、一九七三年)等がある。⁽¹⁾

この初倉庄域の景観は大井川本堤防の強化とともにその姿を失った。今日では舟型集落も皆無となったし、相次ぐ圃場整備は「輪中」の堤防を消滅させ、耕地景観を個性を奪われた平板で画一的なものとしている。ここでは地籍図(静岡県内では昭和六年へ一九三二内務省の主導によって土地宝典が刊行されており、地籍図の閲覧が容易である)、空中写真(米軍撮影M191―Aへ一九四六年)、なお国土地理院CB―66―4Xへ一

九六六年)の段階では既にかんりの耕地が変貌しているが、一部の旧景観は米軍撮影のものよりも明瞭に読みとり得る)、聞取調査(主として太田良元治氏の談話による)等によって初倉庄の中世的景観を復原してみるが、広大な初倉庄の中でも文献こそは乏しいが中世的状況をよく示している藤守郷の景観に焦点をあててみたい(地図D―1)。

藤守が輪中集落であることは諸氏の説くとおりで、上の堤、下の堤と外方の堤によって二重に防禦されている。このうち上の堤は大井川の支流の氾濫に対するものである。下の堤は汐入れを防ぐもので、赤ふきという海の魚がいるように、そこまでは潮水があがってくる。さて藤守の小字のうち、注目されるものには荘園制的な、あるいは歴史的な呼称としての九文給(公文給)、万所(政所)、御正作、阿在給、伊毛地(鑄物師)、他郷作、馬場、的場等、地勢地質を語るものとして湧水関係の清水田、井戸田、長うたり、堤関係の上堤、堤外、堤添、その他一の坪、二の坪、三の坪、小坪、鬼大坪、柳坪、神子坪といった



藤守

④一の坪、⑤二の坪、⑥三の坪、⑦新堀、⑧在冢、⑨五反田、⑩松廻り、⑪額打、⑫伊毛地、⑬江留田、⑭子新田、⑮清水田、⑯額打、⑰茨塚、⑱寺坪、⑲論手、⑳樋上、㉑両正寺、㉒枇杷田、㉓大俣、㉔八ヶ所、㉕樋越、㉖北田、㉗西宮、㉘九文給、㉙扇田、㉚法願寺、㉛池の坪、㉜才藏瀬戸、㉝御正作、㉞井戸田、㉟吹吹、㊱子新田、㊲牛流、㊳長ウタリ、㊴河原、㊵今前、㊶下り、㊷鬼大坪、㊸六反田、㊹松木根、㊺焼橋、㊻大坪、㊼本郷、㊽西浦、㊾樋越、㊿木風田、㊱半塚、㊲地込、㊳阿在給、㊴藪崎、㊵宮西、㊶宮前、㊷万所、㊸須弥堂、㊹野作、㊺榎下、㊻上柿崎、㊼柿崎、㊽仏藏、㊾初半海道、㊿大津、㊱伊倉、㊲馬場、㊳四反田、㊴無益田、㊵中嶋、㊶柳坪、㊷町屋、㊸神子坪、㊹西四反田、㊺前田、㊻下ノ田、㊼寄合田、㊽地蔵坊、㊿松本、㊱横町、㊲月僧、㊳老丁田、㊴三反田、㊵宮田、㊶曲り本、㊷百石、㊸上ノ内籠、㊹午新田、㊺下ノ内籠、㊻内籠、㊼藤訪新田、㊽八反田、㊿小坪、㊱芝橋、㊲環打田、㊳午新田、㊴浜新田、㊵子新田、㊶蟹山、㊷向河原、㊸向平、㊹中平、㊺堤添、㊻百石、㊼高松、㊽明神、㊿堤外

下小杉

㊱堤上、㊲花返シ、㊳松立、㊴登り芝田、㊵下り芝田、㊶遠州境、㊷葺田、㊸下り木根、㊹登り木根、㊺小路海道、㊻御堂前、㊼四通田、㊽砂間、㊾沖田、㊿高田、㊱荒詩、㊲外荒詩、㊳南荒詩、㊴橋詰、㊵走り下、㊶下新田、㊷文蔵、㊸八反田、㊹堺田、㊺北大バメ、㊻南大バメ、㊼中川田、㊽ヒクボ、㊿会下前、㊱北海道、㊲中海道、㊳南海道、㊴北老丁田、㊵天白、㊶宮地、㊷向老丁田、㊸浦門、㊹下川田、㊺浜畑、㊻浜川原、㊼的場、㊽見付、㊿出口

第四章 遠江国初倉庄の莊園景觀の復原



上小杉

- ①大久保、②堤西、③才兵衛廻り、④与助島、⑤与左廻り、⑥宮西、⑦宮東、⑧本郷、⑨向島、⑩高畑、⑪井口川原、⑫草島、⑬折戸、⑭大道通り、⑮富士塚、⑯狐森、⑰道順島、⑱中島、⑲中割上、⑳中割、㉑石碓、㉒下新田

宗高

- ㉓新町、㉔下ノ島、㉕中島、㉖市場、㉗小割、㉘中瀬、㉙西中、㉚荒崎島、㉛舟田、㉜荒原、㉝四反田、㉞高德島、㉟扇田、㊱久々田、㊲沖田、㊳下新田、㊴中川原、㊵五反田、㊶清水川、㊷下川原、㊸横町

地図 D-1 遠江国初倉庄藤守郷一帯の小字と水系及び堤

坪関係呼称、また寺社に関する法願寺（池の坪）、両正寺、御堂前、寺坪、須弥堂等、そして新田開発関係の子新田、午新田等があげられる。

御正作と堤 万所、九文給の地名や、田遊び神事で名高い大井八幡社の所在地は内側の堤の中にあつて二重の堤防に防禦された安定地で、九文給は地味の点でも上田である。一方御正作は内側の堤の外側にあつた。けれどもそれは水害に対する不安定耕地を意味するのではなく、御正作及び才藏瀬戸の二小字は、それぞれのみを囲繞する高さ七〇センチ程の独自の堤防に守られていた。この堤は地籍図にもはっきりと出る。御正作は上田で大井八幡社への初穂科はかつてはこの御正作よりの収穫米があてられていた。万所（政所）を掌握する在地領主の直営田であつたことは相違あるまい。大井川氾濫地帯を支配する在地領主が安定耕地を独占し、災害時に支配下の農民に米穀（種粳、出糶米）の給与等を行ない、領主支配の維持をはかり、かつ領民に対し領主尊崇の念を植え付けていったであろうことは想像に易い。

水源は湧水 次に藤守一帯の灌漑系統を検討しておきたい。用水は地図中に示したとおりである（但し久々田より北東法願寺に延びる田中川よりの用水路は明治になっての開鑿である。地籍図で寺坪の東西に長い長地割がこの用水路によって斜めに分断されているのはそのためである）。さて藤守の用水路のうち河川より引水しているものは北端を流れる成案寺川のみである。但し成案寺川は藤守の堤の外を東流しており、藤守の用水路としては基幹水路とはいえない。

藤守の生命ともいふべき用水路の水源は全て湧水である。藤守には到るところに湧水があるといわれるが、最大のものは清水田西端と、

その少し上流の荒原・五反田境にあつた。湧水点には弟橘媛を祭る祠があり、水は清水田の湧水点より三分されて、北端の水路は伊毛地を東西に横断して大儘に到り、そこにあつた堰によって内側の堤内に導水されていた。また井戸田にも別の湧水があり、長ウタリを灌漑していたが、ウタリの地名が語るように排水が悪く下田であつた。隣接する御正作とは好対照をなしている。用水は水温との関係で、水源より遠い方が温暖で良田を作る。御正作は荒原の湧水によつていたと思われる。御正作の北方に池の坪という小字があるが、そこに池（法願寺に伴うものか）があつたとすれば、水の温暖化にも一役買ったであろう。

方格地割 藤守の北西には一の坪以下の呼称をもち、およそ一反に近い長地地割（但し正確に一坪一町が十区画されているわけではない）をもつ条里制類似の区画がある。この一帯を灌漑する用水は大原川で、宗高の新田辺にあつた湧水を水源としていた。この大原川の開鑿がこの条里類似地割の形成と密接な関連をもつことは間違いない。この地割は、一の坪から東方在家まで、及び荒原（宗高村）の一部を入れ、六坪程が堤の内側となつているが、方格地割そのものは堤の外側、つまり北東方向に一坪分（上小杉村の字大道通りの内、本郷の道路より南半）と北西方向に堤を越えて本郷と舟田（宗高村）の西端まで四坪程、延長されている。即ち条里類似地割は堤をはさんで両側に約二坪×一〇坪の面積をもつ。またそれより南西荒原・舟田南方でも、かなり崩れてはいるが準方格地割といふべき景観となつている。

この一連の方格地割は、みな大原川の水系にあるからほぼ同時に形成されたものであらう。しかしその場合でも坪呼称が堤の内側にのみ

付されていること、堤の内側から一の坪が始まることが注目される。

堤防内の水田の主要な水源はあくまで湧水である。湧水依拠の水田を守るため、藤守の堤防は作られた。堤防内の水田の安定化が進めば、耕地の拡大も行われるようになる。耕地拡大により堤内部の荒原からの用水が不足するようになり、しかるのち堤外大原川の水の堤内への導入がはかられた。その時併せて、堤防の内・外にまたがる形で方格地割も形成された。そのように推測してみたい。

以上、藤守の灌漑水系が主要には堤内の湧水に依存するものであったことを指摘したが、堤防に防禦された集落という性格とも相俟って、藤守は自立性・自己完結性のきわめて強い中世村落であった。村落共同体の性格が濃厚な集落といってもよい。

しかし、にもかかわらず領主の水田である御正作、公文給は反当収量の高い一等田であるばかりではなく、水害に対しても、他の水田よりさらに特別の防禦がなされている優位水田であった。支配のあり方は耕地景観をも強く規定していたのであり、輪中に守られた村落にも領主支配は貫徹していたのである。

このように藤守一帯は、谷戸田あるいは条里制耕地を背景とした標準的な中世村落とは異なる特異な荘園景観を呈していたが、早く第二次大戦中の飛行場建設（現自衛隊静浜基地）によって一の坪や荒原の湧水一帯が消滅し、また近年には一九六〇年代後半の圃場整備によってその景観は一変してしまった。新用水路建設中には多くの土師器類が発見されているが（太田良氏保管）、学術調査・記録作成も行なわれることなく、貴重な荘園遺構は消滅したのである。

さて、以上の調査を行なったのは一九七九年のことであったが、當時筆者は御正作の呼称（発音）についてはあまり注意を払ってはいなかった。そこで一九九一年再度書簡で太田良元治氏に照会したが、既に氏は故人となっておられた。しかし御子息の太田良達男氏より回答をいただくことができた。古老はニシヨウダクと発音していたとのことである。甲斐における「御証作」と併せ考えれば、東海地方では必ずしも正をソウと発音するわけではなかったといえる。また東海地方における田遊びの歌に「二升作」「二庄作」という発音のあったことも想起されよう（四二頁）。

太田良達男氏よりの書簡には神職を継ぐべき位置にありながら、農民運動、歴史学研究などに情熱を傾けた父君の生涯が切々と綴られていた。太田良元治氏は初倉庄の研究史にも、長くその名がとどめられてしかるべき人であろう。

(1) 黒田氏の研究以降、本多隆成「遠江国初倉庄の村落構造」(『人文論集』三三、静岡大学人文学部、一九八二年)等の研究が発表されている。黒田論文以降の研究史において十分には論じられていないと私が思うのは、研究者が基本史料としてきた至徳四年(一三八七)初倉庄勘落注文の位置づけである。というのはこの史料は文書名が示すように「勘落」した部分の注文のほずであるが、あたかも全庄を記した史料であるかのように扱われる傾向にあるからである。部分を示した史料と郷全体を示した嘉吉三年(一四四三)検地目録を直接対比する方法には検討の余地がある。